

木曾岬干拓地整備事業(第2期)
環境影響評価書 要約書

令和6年5月

三重県

目次

第1章 対象事業の名称及び目的	1- 1[-1-]
第1節 対象事業の名称.....	1- 1[-1-]
第2節 対象事業の目的	1- 1[-1-]
第3節 事業者の氏名及び住所	1- 1[-1-]
第4節 その他の対象事業に関する事項	1- 1[-1-]
4.1 木曾岬干拓地における土地利用の現況	1- 1[-1-]
第2章 対象事業の内容(事業特性に関する情報).....	2- 1[-4-]
第1節 対象事業の種類.....	2- 1[-4-]
第2節 対象事業の規模	2- 1[-4-]
第3節 対象事業実施区域の位置	2- 1[-4-]
第4節 対象事業の内容に関する事項.....	2- 4[-7-]
4.1 土地利用計画の概要	2- 4[-7-]
4.2 事業計画の概要.....	2- 6[-9-]
4.3 事業実施にあたっての環境保全の方針	2- 11[-14-]
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(地域特性に関する情報).....	3- 1[-15-]
第4章 方法書に対する方法書関係市町長の意見及び事業者の見解	4- 1- 1[-20-]
第1節 方法書に対する住民意見及び事業者の見解	4- 1- 1[-20-]
第2節 方法書に対する方法書関係市町長の意見及び事業者の見解.....	4- 2- 1[-29-]
第3節 方法書に対する知事の意見及び事業者の見解	4- 3- 1[-33-]
第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	5- 1- 1[-37-]
第1節 専門家等の技術的助言.....	5- 1- 1[-37-]
第2節 影響要因	5- 2- 1[-39-]
第3節 環境影響評価の項目	5- 3- 1[-40-]
第4節 調査、予測及び評価の手法	5- 4- 1[-49-]
第6章 関係地域の範囲	6- 1[-50-]
第7章 環境影響評価の結果	7- 1[-52-]
第8章 事後調査の実施計画	8- 1[-71-]
第9章 環境影響評価の総合的な評価.....	9- 1[-73-]
第10章 準備書に対する意見及び事業者の見解	10- 1- 1[-74-]
第1節 準備書に対する住民意見及び事業者の見解	10- 1- 1[-74-]
第2節 準備書に対する関係市町長の意見及び事業者の見解	10- 2- 1[-80-]
第3節 準備書に対する知事の意見及び事業者の見解	10- 3- 1[-82-]

第 11 章 準備書の記載事項の修正内容..... 11- 1[-87-]

第 12 章 対象事業に係る主な許認可等.....12- 1[-99-]

第 13 章 環境影響評価の委託先..... 13- 1[-100-]

注)[]内の数字は通し番号を示す。

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を加工して作成したものである。

第1章 対象事業の名称及び目的

第1節 対象事業の名称

木曾岬干拓地整備事業(第2期)

第2節 対象事業の目的

農業干拓として事業着手した木曾岬干拓地は、事業着手から長期間が経過し、干拓地を取り巻く社会経済情勢が大きく変化したことから、農業的土地利用から都市的土地利用に転換して有効利用を図ることとなった。三重県では、平成12年度に策定した木曾岬干拓地土地利用計画に基づいて木曾岬干拓地内の土地利用を進めており、木曾岬干拓地北部(新エネルギーランド以北)の145.1haについては、平成17年度までに環境影響評価を実施し、既に土地利用に着手している。引き続き干拓地南側の未利用区域の土地利用を進めるため、令和2年度に木曾岬干拓地土地利用検討協議会において土地利用計画を検証し、運動広場予定地を建設発生土ストックヤード(第2期)に変更した。

対象事業は、北勢地域周辺における建設発生土の有効活用を図るため、建設発生土ストックヤード(第2期)約66.4haの整備を実施するものである。

第3節 事業者の氏名及び住所

事業者:三重県

代表者の氏名:三重県知事 一見 勝之

事業者の住所:三重県津市広明町13番地

第4節 その他の対象事業に関する事項

4.1 木曾岬干拓地における土地利用の現況

伊勢湾岸自動車道以北では、平成18年度に建設発生土ストックヤードの供用を開始し、平成25年度には、わんぱく原っぱ(第1期)、平成27年度にはわんぱく原っぱ(第2期)の供用を開始しており、供用期間が終了した現在は、木曾岬新輪工業団地として段階的に分譲を進めている。

伊勢湾岸自動車道以南では、新エネルギーランドにおいて、平成26年度から木曾岬干拓地メガソーラー発電所の商業運転を開始しているが、新エネルギーランドより南側の建設発生土ストックヤード(第2期)、農業体験広場については、現在まで土地利用に未着手である。

また、木曾岬干拓地北部における環境影響評価の結果をうけ、動植物のための保全区50haを南端部分に設置し、特に希少猛禽類であるチュウビの生息に適した環境の形成に努めている。

木曾岬新輪工業団地、新エネルギーランド(木曾岬干拓地メガソーラー発電所)及び保全区の現況を図1-1～図1-3に示す。



図 1-1 木曾岬新輪工業団地の現況
(木曾川上空より撮影、撮影日:令和 3 年 8 月 26 日)



図 1-2 新エネルギーランド(木曾岬干拓地メガソーラー発電所)の現況
(木曾川上空より撮影、撮影日:令和 3 年 8 月 26 日)



図 1-3 保全区の現況(木曾川上空より撮影、撮影日:令和 3 年 8 月 26 日)

第2章 対象事業の内容(事業特性に関する情報)

第1節 対象事業の種類

宅地その他の用地の造成事業
(建設発生土ストックヤードの整備)

第2節 対象事業の規模

木曾岬干拓地三重県全体区域 335.2ha のうち、概ね 5 年以内に事業着手を予定している約 66.4ha とする。

第3節 対象事業実施区域の位置

対象事業の実施により土地の形状の変更が想定される概ねの範囲を「対象事業実施区域」(以下、「事業実施区域」とし、その位置及び現況を図 2-1 及び図 2-2 に示す。

また、事業実施区域及びその周辺の空中写真を図 2-3 に示す。

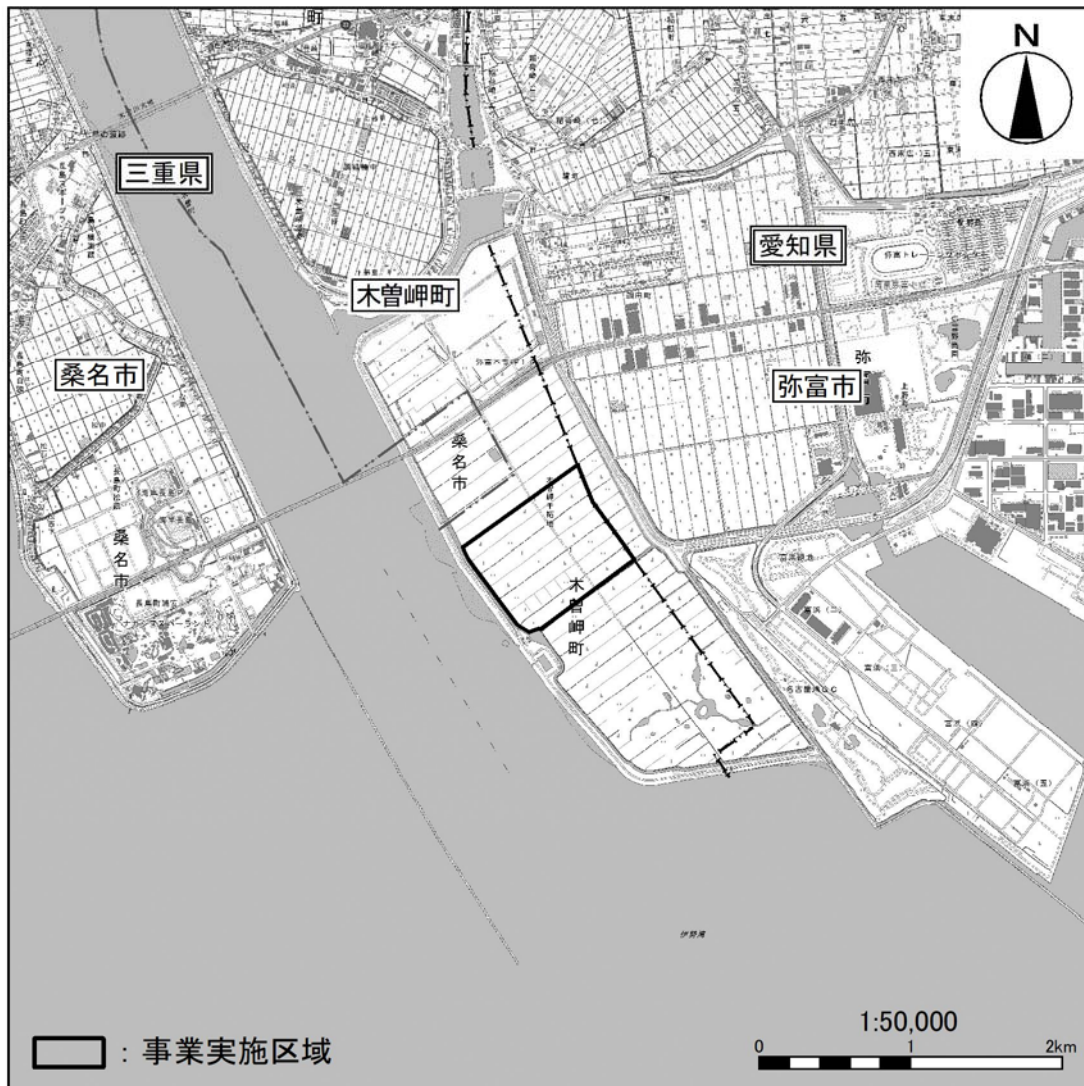


図 2-1 事業実施区域の位置



図 2-2 事業実施区域の現況
(木曾川上空より撮影、撮影日:令和 3 年 8 月 26 日)



国土地理院撮影の空中写真(2020年撮影)を加工して作成

図 2-3 木曾岬干拓地及びその周辺の空中写真

第4節 対象事業の内容に関する事項

4.1 土地利用計画の概要

事業実施区域が位置する木曾岬干拓地の土地利用計画の概要を表 2-1 に、土地利用計画図を図 2-4 に示す。

表 2-1 土地利用計画の概要

施設名	面積				備考
	三重県		愛知県		
建設発生土ストックヤード	20.0ha		-		
野外体験 広場	わんぱく原っぱ第 1 期	21.4ha	61.5ha	7.0ha	11.4ha
	わんぱく原っぱ第 2 期	40.1ha		4.4ha	
新エネルギーランド	63.6ha		17.2ha		
建設発生土ストックヤード(第 2 期)	66.4ha		-		事業実施区域
運動広場	-		15.2ha		
農業体験広場	50.1ha		-		
自然体験広場	60.0ha		27.9ha		
その他	13.6ha		7.9ha		水路等

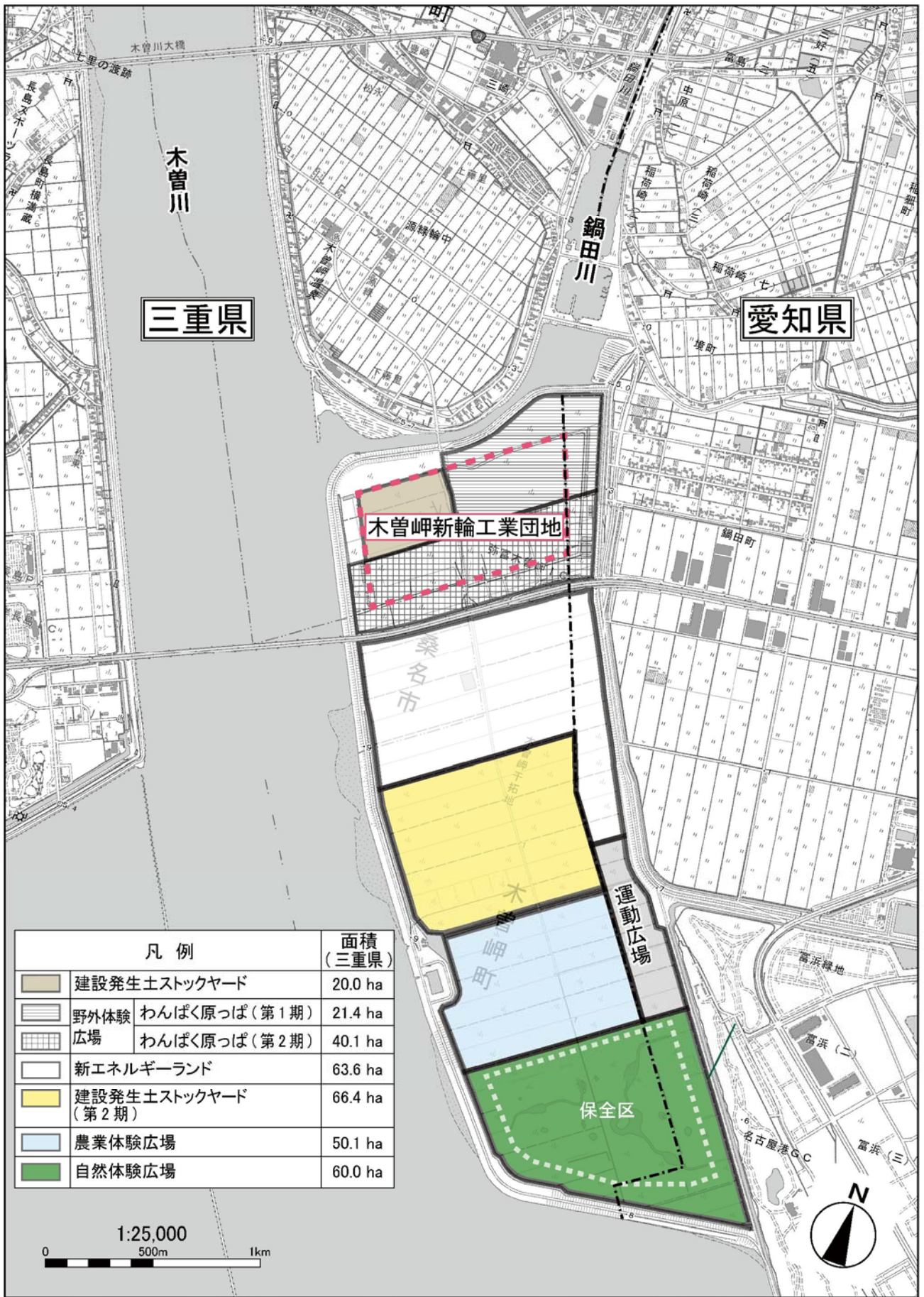


図 2-4 土地利用計画図

4.2 事業計画の概要

1) 建設発生土ストックヤード

対象事業の事業計画の概要を以下に示す。

図 2-5 に示す事業実施区域内に位置する建設発生土ストックヤード計画地において、工事中に樹木の伐採、土地の造成(整地)等を行い、供用時に建設発生土の盛土を行う計画としている。なお、建設発生土ストックヤード計画地法面には、人為的な植生の導入は行わず、自然遷移による周辺環境と調和した緑地の形成を期待する。

建設発生土ストックヤード計画地の外周には、管理用通路を整備し、離隔を確保するとともに、水の濁りの発生を抑え、工事による濁水の流出を防止するために沈砂池を整備する計画としている。

また、建設発生土の受け入れにあたっては、具体的な管理運用方法を定め、基準に適合した建設発生土を受け入れる計画としている。

<事業計画の概要>

面積	: 66.4 ha
最大盛土高(建設発生土の盛土高さ)	: 5.0 m(T.P. +4.5 m)
盛土勾配	: 1:3
盛土量	: 376 万 m ³

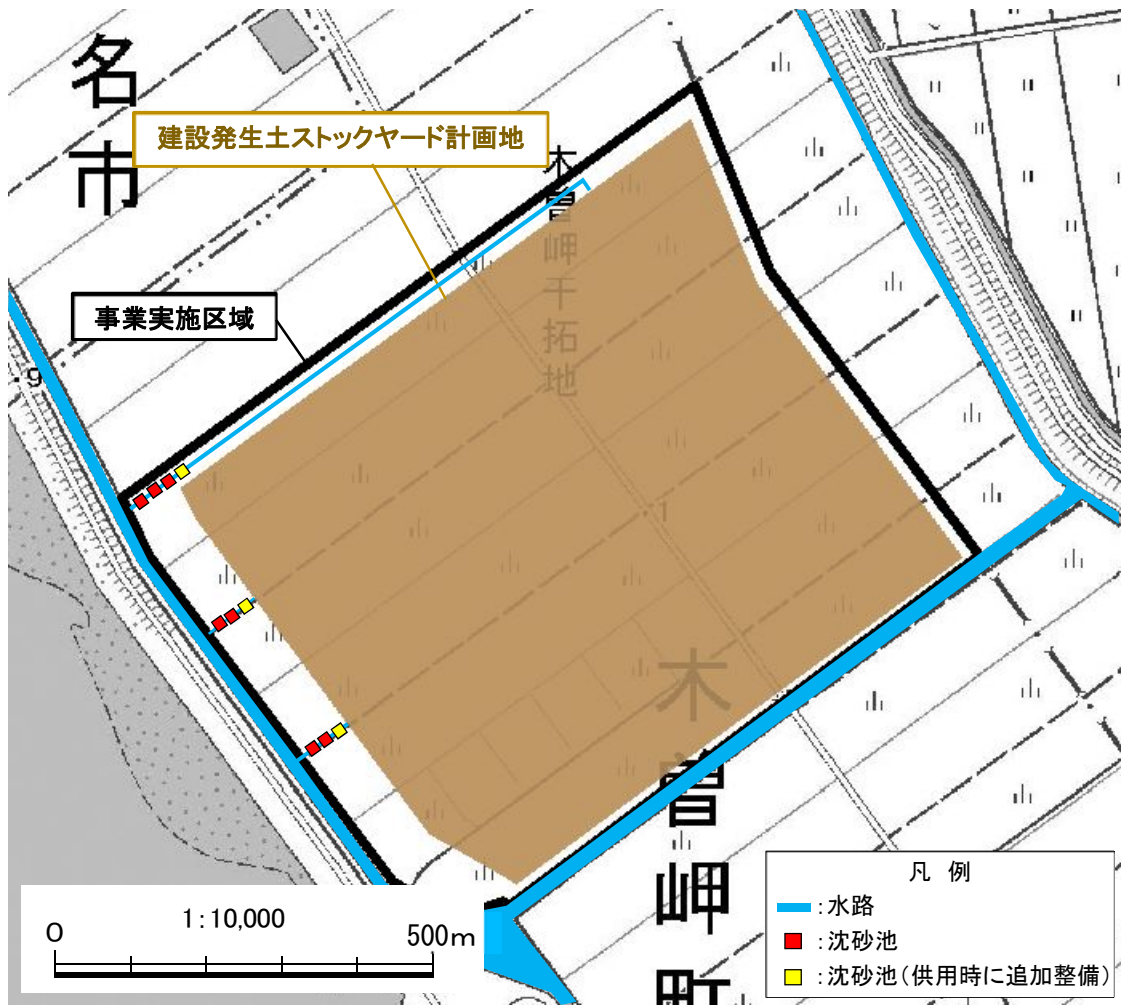


図 2-5 建設発生土ストックヤードの配置

2) 工事計画の概要

(1) 工種及び作業内容と作業工程

対象事業は、整地工(樹木の伐採及び整地)の実施を予定している。

主な作業内容及び工事に用いる主な重機を表 2-2 に示す。なお、工事は約 6 ヶ月で計画している。

表 2-2 工種及び作業内容と作業工程

主な工種	主な作業内容	主な重機
整地工	樹木伐採	バックホウ、ダンプトラック
	整地	バックホウ、ブルドーザー、ダンプトラック

(2) 工事用道路等の設置

工事用道路については既存道路を利用するため、事業実施区域外に新たな工事用道路は設置しない計画としている。

また、工事施工ヤードは、事業実施区域内に設置する計画としている。

(3) 資材及び機械の運搬に用いる車両

工事の実施においては、資材及び機械の運搬に用いる車両(以下、「工事用車両」という。)として、伐採木等搬出用のダンプトラック等の使用を計画している。

工事中においては、図 2-6 に示す車両の運行ルートのうち、「三重県道木曾岬弥富停車場線を利用するルート」及び「愛知県道名古屋西港線を利用するルート」を用いることとし、工事用車両の 1 日最大延べ台数は、工事最盛期において表 2-3 のようになるものと想定される。

表 2-3 工事用車両の 1 日最大延べ台数

工事用車両の運行を予定している道路	工事用車両の 1 日最大延べ台数
三重県道木曾岬弥富停車場線	約 2 台/日
愛知県道名古屋西港線	約 2 台/日



凡 例

- 高速自動車国道
- 一般国道
- 主要地方道
- 工事中及び供用時に用いる車両の走行予定ルート

図 2-6 工事中及び供用時に用いる車両の走行予定ルート

3) スtockヤード運用計画の概要

(1) 作業内容及作業工程

対象事業では、建設発生土を盛土する計画としている。

主な作業内容及び工事に用いる主な重機を表 2-4 に示す。

なお、建設発生土Stockヤードは 5 年以上供用する計画としている。

表 2-4 工種及び作業内容及作業工程

主な工種	主な作業内容	主な重機
盛土工	盛土	バックホウ、ダンプトラック

(2) 供用時に用いる車両

供用時においては、建設発生土搬入・搬出用のダンプトラックの使用を計画している。

工事中においては、前掲の図 2-6 に示す「三重県道木曾岬弥富停車場線を利用するルート」、「愛知県道名古屋西港線を利用するルート」、「伊勢湾岸自動車道(弥富木曾岬 IC)を利用するルート」及び「伊勢湾岸自動車道(湾岸弥富 IC)を利用するルート」を利用することとし、1 日最大延べ台数は、最盛期において表 2-5 のようになるものと想定される。

表 2-5 建設発生土搬入・搬出用車両の 1 日最大延べ台数

建設発生土搬入・搬出用車両の運行を予定している道路	建設発生土搬入・搬出用車両の 1 日最大延べ台数
三重県道木曾岬弥富停車場線	約 120 台/日
愛知県道名古屋西港線	約 120 台/日
伊勢湾岸自動車道(東行)	約 620 台/日
伊勢湾岸自動車道(西行)	約 620 台/日

(3) 建設発生土Stockヤードの管理計画

建設発生土Stockヤードへの建設発生土の受け入れにあたっては、土壌の汚染に係る環境基準及び「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例及び条例施行規則」(令和 2 年三重県規則第 1 号)で規定された土砂基準に適合した土砂を搬入する。なお、基準の適合状況を確実に把握するため、土壌分析用の土壌採取時及び建設発生土の搬入完了時に、行政職員が立ち会う計画としている。

また、建設発生土Stockヤードへの盛土時には、すべり破壊や側方流動等による周辺の建築物への影響が生じないように造成する計画としている。

4.3 事業実施にあたっての環境保全の方針

- ・工事中においては、工事施工ヤードは建設発生土ストックヤード計画地内を極力利用し、工事用道路は既存道路を利用することにより、工事による改変を最小限に抑える計画とする。
- ・工事用車両及び発生車両の運行ルートは、できる限り集落や市街地における生活道路の通過を避けた既存道路を利用する計画とするとともに、周辺道路の交通渋滞や通行障害の原因とならない運行ルートの設定に努めます。
- ・排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の積極的な採用に努める。
- ・工事中及び供用時に用いる重機は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(ただし、法の適用除外の機種については「排出ガス対策型建設機械指定制度」の二次基準以降)に適合した重機を基本とし、環境負荷が小さいものを使用する。
- ・事業実施区域での散水や工事中及び供用時に用いる車両のタイヤ洗浄等を行うことにより、粉じん等の発生の抑制に努める。
- ・工事中及び供用時に用いる車両の運行にあたっては、工事用車両の分散、アイドリングストップの励行などエコドライブを作業者に徹底させることにより、環境負荷の低減を図る。
- ・沈砂池の設置や盛土の転圧により、水の濁りの発生を抑え、工事による濁水の流出を防止する計画とする。
- ・建設発生土ストックヤードの工事中及び供用時においては、ストックヤード管理運用規定を定め、建設発生土の土質性状等により必要な規模の沈砂池を確保するとともに、定期的な浚渫等により沈砂池の適切な維持管理を行うことにより、濁水の流出を防止し、水生生物への影響の低減を図る。
- ・事業実施の施工計画段階における具体的な土砂の搬入方法等については、建設発生土の受け入れ量・時期等を踏まえて北側からの段階的施工も含めて検討する等、木曾岬干拓地におけるチュウヒの生息・繁殖への影響の低減に努める。なお、工事中及び供用中に事業実施区域及びその周辺においてチュウヒの繁殖が確認された場合は、専門家の技術的助言を得ながら、必要に応じて作業の一時休止等を含んだ適切な措置を実施する。
- ・建設発生土ストックヤード計画地法面には、基本的に人為的な植生の導入は行わず、自然遷移による周辺環境と調和した緑地の形成を期待する。
- ・工事の実施にあたって発生する産業廃棄物を産業廃棄物処理業者へ搬出する際は、関係法令に基づき適切に処理する。
- ・建設発生土ストックヤードの供用にあたっては、受け入れる建設発生土の土質基準、運搬車両の搬入台数等を規定した管理運用規定を定め、有害物質や廃棄物の混入防止を徹底するとともに、事業実施区域周辺における生活環境への影響の低減を図る。

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(地域特性に関する情報)

事業実施区域及びその周囲(以下、「調査区域」)の地域特性に関する情報は、既存資料等により把握した。なお、統計資料等の行政単位からなる地域特性に関する情報は、「調査区域に含まれる三重県木曾岬町及び桑名市、愛知県弥富市の2市1町」(以下、「調査区域内の市町」)を対象に把握した。

調査区域における地域特性に関する情報の概況を表3-1及び表3-2に示す。

表3-1(1) 調査区域における地域特性に関する情報の概況(自然的状況)

項目	調査区域における地域特性に関する情報の概況	
気象、大気 質、騒音、振 動その他の 大気に係る 環境の状況	気象の 状況	調査区域において、気象観測は行われていない。なお、三重県側で調査区域から最寄りの気象観測地点である桑名地域気象観測所及び愛知県側で調査区域から最寄りの気象観測地点である国設飛島自動車交通環境測定所において、風向・風速、気温の気象観測等が行われている。 桑名地域気象観測所における平成25年～令和4年の平均気温は16.2℃、平均降水量(年間合計値)は1647.2mm、平均風速は2.4m/s、最多風向は北となっている。 国設飛島自動車交通環境測定所における平成24年度～令和3年度の平均気温は17.2℃、平均風速は2.8m/sとなっている
	大気質の状況	調査区域において、大気質の測定は行われていない。なお、三重県及び愛知県で最寄りの大気汚染常時監視測定局(一般環境大気測定局1局、自動車排出ガス測定局2局)における令和3年度の測定結果は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、微小粒子状物質、一酸化炭素はすべての地点環境基準を達成している。光化学オキシダントは環境基準を達成していない。
	騒音の状況	調査区域において、令和3年度の一般環境騒音は、1地点で測定され、環境基準を達成している。また、令和3年度の自動車交通騒音は、1地点で測定され、環境基準及び要請限度を達成している。
	振動の状況	調査区域において、振動の測定は行われていない。
水象、水質、 水底の底質 その他の水 に係る環境 の状況	水象の状況	調査区域には、一級河川木曾川水系木曾川、揖斐川及び鍋田川が存在している。
	水質の状況	調査区域において、令和元年度の水質(生活環境項目及び健康項目)は1地点で測定され、生活環境項目は大腸菌群数を除く項目で環境基準を達成している。健康項目はすべての項目で環境基準を達成している。
	地下水の状況	調査区域において、地下水質を経年的に監視するための継続監視調査が令和3年度に3地点で行われ、県内の全体的な地下水質の概況を把握するための概況調査が1地点で行われた。このうち1地点でふっ素が環境基準を超過していた。
地盤及び 土壌の状況	地盤の状況	調査区域において、令和3年度の累積沈下量の多い地点は、1地点となり、累積沈下量は3cmとなっている。
	土壌の状況	調査区域には、中粗粒褐色低地土、灰色低地土、グライ土等が分布している。また、事業実施区域には、中粗粒褐色低地土壌及び中粗粒グライ土壌等が分布している。

表 3-1(2) 調査区域における地域特性に関する情報の概況(自然的状況)

項目		調査区域における地域特性に関する情報の概況
地形及び地質の状況	地形の状況	調査区域は、三角州を中心とする低湿地帯であるが、盛土地・干拓地等の人口改変地が河口帯一帯を占めており、大半が堤防に囲まれた 0m 地帯となっている。 また、事業実施区域が位置する木曾岬干拓地は、三重県(木曾岬町及び桑名市)と愛知県(弥富市)にまたがって位置しており、昭和 49 年に干陸された土地である。
	地質の状況	調査区域において、第四紀完新世の未固結堆積物の砂・泥を主とする層と埋立地が存在している。このうち、事業実施区域において、砂・泥を主とする層が存在している。
	学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質の状況	調査区域には、学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質として、「長島町の三角州・氾濫原及び長島温泉」及び「長良川河口の三角州・干潟」が存在している。
日照及び電波の状況		木曾岬干拓地を横断する伊勢湾岸自動車道及び桑名市長島町に位置する大規模アミューズメント施設以外に日照阻害及び電波障害を生じるおそれのある高架構造物や大規模施設等は存在しない。
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	動物の重要な種及び注目すべき生息地の状況	調査区域には、陸生動物の重要な種として、哺乳類 2 種、鳥類 58 種、爬虫類 3 種、両生類 3 種、昆虫類 44 種、クモ類 5 種の確認記録があり、水生動物の重要な種として、魚類 19 種、底生動物 28 種の確認記録がある。なお、平成 14 年度以降、事業実施区域が位置する木曾岬干拓地では、チュウヒ等の猛禽類の生息・繁殖状況を把握するため、定点観察法や任意踏査等による調査が行われている。 また、事業実施区域が位置する木曾岬干拓地は、「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」において、「希少野生動植物主要生息生育地(ホットスポットみえ)」として記載されている。
	植物の重要な種及び植物群落の状況	調査区域には、植物の重要な種として、35 種の確認記録がある。 調査区域において、法令及びレッドデータブック等により指定された重要な植物群落は存在しない。 調査区域は、大部分が水田等の耕作地となっており、木曾三川河口域及び事業実施区域が位置する木曾岬干拓地内にはヨシ等の植生が広く分布する。
	生態系の状況	調査区域における木曾三川河口部の水域とそれ以外の陸域に着目し、調査区域の地形や水象及び植生を踏まえ、木曾岬干拓地の草地のほか、水田等の耕作地が分布する「陸域」及び木曾川及び干潟が分布する「水域」に類型化した。 自然環境類型区分を基に、調査区域を特徴づける生態系として、「干拓地の生態系」を設定した。
人と自然との触れ合いの活動の場の状況		調査区域において、富浜緑地、楠緑地、名古屋港サイクリングロード及び愛知県弥富野鳥園が存在している。
歴史的文化的な遺産の状況		調査区域には、歴史的文化的な遺産(史跡・名勝・天然記念物(動物及び植物に係るものを除く))及び埋蔵文化財包蔵地は存在していない。
景観の状況		調査区域における景観資源として、木曾川が存在する。なお、調査区域に眺望点は存在しない。
その他の状況	一般環境中の放射性物質の状況	調査区域において放射性物質の測定は行われていない。

表 3-2(1) 調査区域における地域特性に関する情報の概況(社会的状況)

項目		調査区域における地域特性に関する情報の概況
人口及び産業の状況	人口の状況	令和 2 年 10 月時点の人口は、木曾岬町は約 6 千人、桑名市は 138 千人、弥富市は 43 千人で、それぞれ三重県の約 0.3%、約 7.8%、愛知県の約 0.6% に相当する。
	産業の状況	令和 2 年 10 月時点の就業者数は第 3 次産業が最も多く、次いで、第 2 次産業、第 1 次産業の順となっている。第 1 次産業については、木曾岬町が 9.0% となっており、三重県及び桑名市と比較して、割合が高い傾向にある。
土地利用の状況		調査区域の土地利用は、大部分が田で占められており、基本計画としては、都市地域及び農業地域とされている。事業実施区域は造成中地としての利用であり、都市地域である。 また、調査区域は桑名都市計画区域と名古屋都市計画区域であり、一部に用途地域が指定されている。事業実施区域は市街化調整区域で、用途地域は指定されていない。
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	漁業としての河川、湖沼及び海域の利用状況	木曾川及び長良川の汽水域と地先海域には、共同漁業権及び区画漁業権が設定されている。
	地下水の利用状況	「令和 4 年度版三重県サステナビリティレポート」によると、「昭和 30(1955)年代後半からの高度経済成長期の地下水利用の増大に伴い、広い範囲で地盤が沈下するという現象が発生し、昭和 36(1961)年から令和 3(2021)年までの 60 年間に、桑名市長島町白鷄(水準点番号 C35-16)では、162.99cm の累積沈下量が記録されています。北勢地域の地盤沈下は、工業用地下水採取の大幅な削減や水道用水の地表水への転換などにより、沈静化傾向にあります。」と記載されている。 また、調査区域には、長島温泉及び木曾岬温泉が分布している。
交通の状況		調査区域には、事業実施区域が位置する木曾岬干拓地北側を通過する伊勢湾岸自動車道のほか、国道 23 号、名古屋西港線等が存在している。
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況		調査区域には社会福祉施設が 6 件存在する。また、調査区域には、人口集中地区(DID 地区)は存在していない。なお、事業実施区域が位置する木曾岬干拓地より北側の木曾岬町源緑輪中及び東側の弥富市鍋田町稲山に住宅が立地している。
上下水道の整備の状況	水道の普及状況	令和 4 年 3 月 31 日時点での木曾岬町、桑名市及び弥富市の上水道の普及率は、いずれも 100%となっている。
	下水道の普及状況	令和元年度末の下水道普及率は、木曾岬町は 64.7%、桑名市は 79.7% となっており、三重県全体より高い普及率となっている。弥富市は 47.6% となっており、愛知県全体の半分以下の普及率となっている。
廃棄物の処理の状況	一般廃棄物の状況	調査区域における一般廃棄物については、木曾岬町及び桑名市のごみは桑名広域清掃事業組合の桑名広域清掃事業組合可燃ごみ焼却施設で、弥富市のごみは海部津島環境事務組合で処理されている。
	産業廃棄物の状況	「三重県循環型社会形成推進計画」によると、三重県における平成 30 年度の産業廃棄物の発生量は、8,510 千 t で、有償物量 220 千 t を除いた排出量は、8,290 千 t となっている。
	建設工事等に伴う副産物の状況	三重県では、三重県が発注する建設工事から発生する副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するための基準として「三重県建設副産物処理基準」が定められている。

表 3-2(2) 調査区域における地域特性に関する情報の概況(社会的状況)

項目	調査区域における地域特性に関する情報の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況は、以下に示すとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本法」の規定により定められた騒音に係る環境基準の類型として、調査区域の一部が A 類型、B 類型、C 類型に指定されており、事業実施区域は類型指定されていない。 ・「環境基本法」の規定により定められた水質汚濁の環境基準の類型は、木曾川及び海域において指定されている。 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された地域は存在しない。 ・「騒音規制法」に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分として、調査区域の一部は a 区域、b 区域、c 区域に指定されており、事業実施区域は区域指定されていない。 ・「騒音規制法」、「三重県生活環境の保全に関する条例」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分として、調査区域の一部は第 1 号区域、第 2 号区域に指定されており、事業実施区域は類型指定されていない。 ・「振動規制法」に基づく道路交通振動の限度における区域の区分として、調査区域は概ね、商業・工業系地域と用途なし地域が該当する第 2 種区域が指定されており、住居系地域が該当する第 1 種区域も点在している。事業実施区域は、第 2 種区域に指定されている。 ・「振動規制法」に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の区分として、調査区域の一部は第 1 号区域、第 2 号区域に指定されており、事業実施区域は類型指定されていない。 ・「水質汚濁防止法」に基づき上乗せ排水基準を適用する区域は、三重県「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」により木曾川が設定されている。 ・「水質汚濁防止法」に基づく水質総量削減の対象項目の化学的酸素要求量(COD)及び窒素又はりん含有量について総量規制している地域に該当する。 ・「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域は 2 件存在する。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域は存在しない。 ・「農用地の土壌汚染防止等に関する法律」の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域は存在しない。 ・「工業用水法」に基づく指定地域として弥富市が指定されている。 ・「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱の推進について」に基づく対象地域に該当する。 ・「三重県生活環境の保全に関する条例」に規定する規則で定める地下水の採取の規制地域に木曾岬町及び桑名市が指定されており、「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく揚水規制区域に弥富市が指定されている。 ・悪臭防止法に基づく「特定悪臭物質」による規制は木曾岬町の市街化区域及び桑名市が規制区域となっており、「臭気指数」による規制は弥富市が規制地域となっている。なお、事業実施区域は規制地域に指定されていない。 ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく生息地等保護区の区域は存在しない。 ・「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」に基づく湿地の区域は存在しない。 ・「文化財保護法」、「三重県文化財保護条例」、「木曾岬町文化財保護条例」、「桑名市文化財保護条例」、「愛知県文化財保護条例」、「弥富市文化財保護条例」及びに基づいて指定あるいは登録された史跡、名勝又は天然記念物又は重要文化的景観等は存在しない。

表 3-2(3) 調査区域における地域特性に関する情報の概況(社会的状況)

項目	調査区域における地域特性に関する情報の概況
<p>(つづき) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<p>(つづき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自然公園法」の規定により指定された水郷県立自然公園が存在する。 ・「自然環境保全法」の規定により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域は存在しない。 ・「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区の区域は存在しない。 ・「都市緑地法」に基づき緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画(緑の基本計画)が桑名市で制定されている。 ・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区として弥富鳥獣保護区が存在している。 ・「都市計画法」に基づく風致地区は存在しない。 ・「森林法」の規定により指定された保安林のうち、名所又は旧跡の風致の保存(風致保安林)のために指定された保安林は存在しない。
<p>その他の事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査区域は、公害防止計画を策定する地域には含まれない。 ・三重県では、三重県環境基本条例に基づき、「三重県環境基本計画～持続可能な「スマートみえ」をめざして～」を策定し、愛知県では、愛知県環境基本条例に基づき、「第 5 次環境基本計画」を策定している。 ・「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき、三重県では「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」、愛知県では「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定している。調査区域が位置する三重県木曾岬町、桑名市及び愛知県弥富市は、上記計画の対策地域に含まれている。 ・三重県では「三重県地球温暖化対策総合計画」を策定し、愛知県では「あいち地球温暖化防止戦略 2030(改訂版)」を策定している。 ・三重県における令和 2 年度公害苦情件数は、大気汚染に関する苦情が最も多く、次いで悪臭、騒音となっている。愛知県における令和 2 年度公害苦情件数は、大気汚染に関する苦情が最も多く、次いで騒音、悪臭の順となっている。

第4章 方法書に対する意見及び事業者の見解

第1節 方法書に対する住民意見及び事業者の見解

三重県環境影響評価条例第6条に基づき、令和3年9月10日から令和3年10月25日までに縦覧に供するとともに、意見を求めたところ、同条例第7条に基づく環境の保全の見地からの意見があった。

方法書に対する意見の概要及びそれに対する事業者の見解を表4-1-1に示す。

表 4-1-1(1) 方法書に対する意見の概要及び事業者の見解

番号	意見書の要旨	事業者の見解
1.	環境影響評価の調査、予測及び評価の手法に関する意見	7件
1	<p>私たちは、20年以上にわたり木曾岬干拓地での鳥類保護、特にチュウヒの保護を訴えてきた。残念ながら、今回の事業は、私たちの考えとは異なる計画である。そのため、事業そのものに対する考え方も含めて意見書を提出する。</p> <p>現地調査の手法(陸生動物)などで示された調査は春季・夏季・秋季となっている。また、その調査地点(トラップ法・ライトトラップ法・コドラート法等)は、今までにチュウヒが繁殖した地点が含まれていて、調査には繁殖地に侵入せざるを得ないことになる。一方、環境省作成の「チュウヒ保護の進め方」では、「営巣地に不用意に接近すること等により繁殖活動が阻害され、営巣放棄する可能性が高い」となっている。営巣期は2月から7月までであり、上記の調査は、繁殖に影響を及ぼさざるをえない。このような調査を、春季・夏季に行うことは、環境影響評価そのものの趣旨に反する。また、木曾岬干拓地環境保全検討委員会では、「営巣時期は調査を控える等調査方法を工夫すれば、環境影響評価によるチュウヒへの影響も少ないと考える。」という意見が述べられているが、具体的な工夫の内容は、本方法書でも示されていない。営巣時期に各種地上調査をする方法書には同意できない。</p>	<p>調査の具体的な方法は、「チュウヒ保護の進め方」等の最新知見を参考に、専門家からの技術的助言を得て、チュウヒの繁殖状況等を踏まえて調査地点・ルート及び調査時期を設定する等、生息・繁殖への影響をできる限り低減するよう設定しました。</p> <p>(「第5章対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」及び「第7章第6節陸生動物」に記載)</p>

表 4-1-1(2) 方法書に対する意見の概要及び事業者の見解

番号	意見書の要旨	事業者の見解
2	<p>私はアマチュア鳥類研究者として、絶滅危惧種であるチュウヒの調査を15年以上行ってきた。現在は、岡山県内の繁殖地・生息地を対象に調査を行っているが、当地と比べても木曾岬干拓地の自然環境の豊かさは特筆したものであり、後世に残すべき価値のあるものと感じている。その自然的価値が損なわれないためにも、特にチュウヒの影響評価方法について意見書を提出する。</p> <p>「現地調査の手法」「現地調査の調査範囲及び調査地点等」について、チュウヒの繁殖期と重なる春・夏に堤防内での調査が検討されているが、調査の時期や方法によっては、チュウヒの営巣を妨害する可能性があるため、方法書内での十分な検討と対策の明記が必要。チュウヒは巣の半径200m以内に侵入者が来ると、警戒行動を取り始めることから(西出1979,日本野鳥の会岡山県支部2002,多田ほか2010)、繁殖期にはチュウヒの営巣地から十分に距離を取って調査を行う必要がある。チュウヒの繁殖行動は2月下旬頃から観察され始め、この時点ではまだ造巣行動はないものの、営巣場所付近への立ち入りは、つがい相手の獲得や営巣地の選定に悪影響を与える可能性がある。造巣期～抱卵期にあたる4～7月は、特に影響が大きい時期であり、営巣地周辺への接近や長時間の滞在は、チュウヒの営巣放棄につながる。また、ヨシ原内での調査の際にできた通り道の跡は、チュウヒの卵や雛を捕食するイタチやタヌキなどの通り道となり、チュウヒの繁殖失敗につながることもある(先崎2017)。これらの理由から、春・夏の調査方法については、チュウヒの営巣妨害を防ぐための方法を追記することを要望する。</p>	<p>調査の具体的な方法は、「チュウヒ保護の進め方」等の最新知見を参考に、専門家からの技術的助言を得て、チュウヒの繁殖状況等を踏まえて調査地点・ルート及び調査時期を設定する等、生息・繁殖への影響をできる限り低減するよう設定しました。</p> <p>(「第5章対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」及び「第7章第6節陸生動物」に記載)</p>

表 4-1-1(3) 方法書に対する意見の概要及び事業者の見解

番号	意見書の要旨	事業者の見解
3	<p>私たちは木曾岬干拓地鳥類生息調査に 10 年以上参加し、チュウヒを中心に観察してきた。特に、今回ストックヤード整備事業が行われる予定区域のあたりを担当した者として、その経験をもとに意見書を提出する。</p> <p>この区域では、2015 年と 2016 年に営巣と繁殖が確認され、そこまで至らない年でもディスプレイ行動、餌渡しが見られた。チュウヒが餌探して草原を低く飛ぶ姿は毎年よく観察されてきました。この区域で作業が行われれば、営巣や採餌に影響があることは、必至だと思う。また、最近では、オオタカの繁殖も確認されるようになった。環境影響評価方法書のあらましによると、調査・予測の手法の中で、「科学的知見や類似事例を参考に、重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を予測」とある。少なくとも猛禽類の繁殖に関わる時期だけでも調査、作業を止めて頂くようお願いしたい。</p>	<p>調査の具体的な方法は、「チュウヒ保護の進め方」等の最新知見を参考に、専門家からの技術的助言を得て、チュウヒの繁殖状況等を踏まえて調査地点・ルート及び調査時期を設定する等、生息・繁殖への影響をできる限り低減するよう設定しました。</p> <p>(「第 5 章対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」及び「第 7 章第 6 節陸生動物」に記載)</p>
4	<p>私はアマチュア鳥類研究者として、絶滅危惧種であるチュウヒの調査を 15 年以上行ってきた。現在は、岡山県内の繁殖地・生息地を対象に調査を行っているが、当地と比べても木曾岬干拓地の自然環境の豊かさは特筆したものであり、後世に残すべき価値のあるものと感じている。その自然的価値が損なわれないためにも、特にチュウヒの影響評価方法について意見書を提出する。</p> <p>チュウヒの繁殖が、かつての 3 つがいから、大きく減少したのは干拓地の改変が進み、採餌面積が減少したことが大きく関与したと推定される。しかし、チュウヒの繁殖に必要な餌環境についての調査が、今までの第 1 期の環境影響評価書や事後調査書は不十分である。今回の開発事業が及ぼす影響を調べるためには、定量的な餌環境を調べる必要があるが、本方法書ではその点が不明確である。</p>	<p>調査の具体的な方法は、「チュウヒ保護の進め方」等の最新知見を参考に、専門家からの技術的助言を得て、チュウヒの繁殖状況等を踏まえて調査地点・ルート及び調査時期を設定する等、生息・繁殖への影響をできる限り低減するよう設定しました。</p> <p>(「第 5 章対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」及び「第 7 章第 6 節陸生動物」に記載)</p> <p>なお、調査によりチュウヒの採餌行動について把握しました。</p> <p>(「第 7 章第 6 節陸生動物」に記載)</p>

表 4-1-1(4) 方法書に対する意見の概要及び事業者の見解

番号	意見書の要旨	事業者の見解
5	<p>私はアマチュア鳥類研究者として、絶滅危惧種であるチュウヒの調査を 15 年以上行ってきた。現在は、岡山県内の繁殖地・生息地を対象に調査を行っているが、当地と比べても木曾岬干拓地の自然環境の豊かさは特筆したものであり、後世に残すべき価値のあるものと感じている。その自然的価値が損なわれないためにも、特にチュウヒの影響評価方法について意見書を提出する。</p> <p>本州では希少なチュウヒの繁殖地となっている木曾岬干拓地では、繁殖期の影響調査方法と評価方法をより細かく設定していくことが必要。チュウヒは繁殖期と非繁殖期では、利用する採食環境の傾向が異なったり(多田 2014)、採食する動物種の傾向が異なるなど(平野ほか 2005, 千葉ほか 2008, 市川ほか 2011, 多田 2011)、繁殖期と非繁殖期でチュウヒにとって重要な環境が変化する。各地で実施されているチュウヒの影響評価では、繁殖期と越冬期の調査結果を区別なく解析しているため、チュウヒ繁殖地の影響評価としては不適切なものが多く見受けられる。また、営巣行動への影響評価について、開発対象エリアでの営巣の有無だけを基準に判断している例が多く見られるが、繁殖地周辺の開発が進むとチュウヒのつがい数や巣立ち雛数が減少することが報告されており(先崎ほか 2015)、チュウヒの繁殖の成否には採食環境の条件も大きく関わっていることから、採食環境としての重要性も十分に評価する必要がある。これらの理由から、チュウヒの営巣の有無に加えて、採食行動の頻度や餌動物の生息状況などを十分に調査することを要望する。さらに、繁殖期と非繁殖期のチュウヒの行動の違いを反映した評価ができるよう、より詳細な調査方法と解析方法を方法書に明記することを要望する。</p>	<p>調査及び予測の具体的な方法は、「チュウヒ保護の進め方」等の最新知見を参考に、専門家からの技術的助言を得て、設定しました。(「第 5 章対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」及び「第 7 章第 6 節陸生動物」に記載)</p> <p>なお、調査によりチュウヒの採餌行動について把握しました。(「第 7 章第 6 節陸生動物」に記載)</p>

表 4-1-1(5) 方法書に対する意見の概要及び事業者の見解

番号	意見書の要旨	事業者の見解
6	<p>木曾川水系、木曾岬干拓地において、2018 年は揖斐川左岸の長良川河口堰付近で営巣し、幼鳥 1 羽が巣立っている。このオス親(A)と思われる個体は、2019 年に木曾岬干拓地で営巣し、幼鳥 1 羽が巣立っている。このオス親は、2020 年、2021 年は残念ながら三重県を捨てて、愛知県に移住し、2020 年は幼鳥を最少 2 羽、2021 年は同所で幼鳥 1 羽が巣立っている。2019 年には、揖斐川水道橋下流左岸で、オス親(B)が営巣し、国交省の事業を営巣に影響のない時期にずらしたが、残念ながら失敗に終わった。個人的には、ウナギ獲りの人の度重なる巣近くの籠の仕掛けが原因と考えている。このオス親(B)は、2020 年、2021 年と木曾岬干拓地で営巣しているが、残念ながら失敗に終わった。原因のとしては、釣り人、貝獲り者の侵入、堤防でのジョギング、営巣時の餌不足等があると思われる。第 2 期事業での、同様の懸念もある。原因の考察を、時間をかけて行う必要性を感じる。これ以上、チュウヒが三重県から愛知県に移住しないような対策を願うばかりである。ちなみに、三重県では 2020 年 1 ペア、2021 年 1 ペアとも、幼鳥の巣立ちはないと思われるが、愛知県では、私の共同観察者が 2020 年は 4 ペア(幼鳥 8 羽)、2021 年では 3 ペア(幼鳥 4 羽)確認していて、三重県と愛知県の取り組みの違いがあるのではとも思ってしまう。愛知県に移住したオス親(A)は、旧わんぱく原っぱの工業団地化の原因もあるのではと考えるのが普通でしょう。これ以上、チュウヒが愛知県に移住しないようにより慎重な対応をお願いしたい。</p>	<p>調査の具体的な方法は、「チュウヒ保護の進め方」等の最新知見を参考に、専門家からの技術的助言を得て、チュウヒの繁殖状況等を踏まえて調査地点・ルート及び調査時期を設定する等、生息・繁殖への影響をできる限り低減するよう設定しました。</p> <p>(「第 5 章対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」及び「第 7 章第 6 節陸生動物」に記載)</p> <p>予測の結果、チュウヒについては、影響があると考えられることから、環境保全措置の検討を行いました。また、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であることから、事後調査を実施することとしています。</p> <p>(「第 7 章第 6 節陸生動物」、「第 7 章第 9 節生態系」及び「第 8 章事後調査の実施計画」に記載)</p> <p>事業実施にあたっては、専門家から技術的助言を得ながら、できる限りチュウヒの繁殖を阻害しないよう慎重な対応に努めます。</p>
7	<p>私たちは、20 年以上にわたり木曾岬干拓地での鳥類保護、特にチュウヒの保護を訴えてきた。残念ながら、今回の事業は、私たちの考えとは異なる計画である。そのため、事業そのものに対する考え方も含めて意見書を提出する。</p> <p>改変予定地には、すでに風力などの測定装置が設置されている。方法書に対する意見書をまとめる前に、なし崩し的に環境影響評価の実施が前倒しになっている疑いがある。環境影響評価を手順に沿って、厳格に進めることを指導する立場にある三重県の態度としては見過ごすことができない。このことは、環境影響評価の趣旨に反する。</p>	<p>環境影響評価の手法については、方法書に対する意見を踏まえ選定しました。</p> <p>(「第 5 章対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」及び「第 7 章環境影響評価の結果」に記載)</p> <p>なお、チュウヒの繁殖期における木曾岬干拓地への立入りを最小限に抑えるため、非繁殖期に調査機器を設置する等、一部調査を先行して実施しました。</p>

表 4-1-1(6) 方法書に対する意見の概要及び事業者の見解

番号	意見書の要旨	事業者の見解
2. その他の意見		6 件
8	<p>私は、桑名市在住のチュウヒ観察者である。木曾岬干拓地は、オオタカやチュウヒなど希少な猛禽類の繁殖地であり、日本からの渡去前のツバメ、ショウドウツバメの欠かせない採餌場所にもなっている。建設残土のストックヤードという用途により、これらの貴重な自然環境を破壊、もしくは生存を脅かす計画は、白紙撤回されるべきである。世界的な SDGs を促進すべき県政が、従来のやり方のまま、何の改善、対策もしないままに、ずるずると環境破壊を続ける施策を改める姿勢が全くないことに、抗議する。</p>	<p>環境影響評価は、「開発事業の内容を決めるにあたって、それがどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、意見を聴き、住民等、市町長、知事から意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からより良い事業計画を作り上げていく」ことを目的としています。</p> <p>三重県では、平成 12 年度に木曾岬干拓地土地利用計画を策定し、農業的土地利用から都市的土地利用に転換して、木曾岬干拓地の有効利用を図ることとなりました。本地域では、希少猛禽類の生息が確認されていることから、木曾岬干拓地整備事業(第 1 期)の事業実施にあたっては、環境影響評価の結果を踏まえ、動植物のため 50ha の保全区を設置するとともに、継続的な環境調査を実施し、保全区の環境改善に努めています。今回の環境影響評価においても、上記取り組みの経過を踏まえつつ、現況について調査を行った上で、予測・評価を実施し、環境影響を最小限にできる事業計画となるよう努めていく方針です。</p>
9	<p>「農業干拓として事業着手した木曾岬干拓地は、事業着手から長期間が経過し、干拓地を取り巻く社会経済情勢が大きく変化したことから、農業的土地利用から都市的土地利用に転換して有効利用を図ることとなりました。」とあるが、本来、当初の目的が無くなった段階で元に戻すことを含め全面的計画の見直しをすべきと考える。時代は変わり、環境保護、生物多様性保全が世界的な課題となり、それにどう対応するかが問われている。まずは、干潟環境が大幅に減少し、生物多様性が著しく減少している伊勢湾においては、干潟の復元を第一として考えるべきと考える。そして、国の絶滅危惧 I B 類で、種の保存法対象種であるチュウヒの貴重な繁殖地ともなっており、その生息環境の維持・復元を行うべき。方法書が行われているが、これ以上環境影響評価を進めるのではなく、事業は中止すべき。</p>	

表 4-1-1(7) 方法書に対する意見の概要及び事業者の見解

番号	意見書の要旨	事業者の見解
10	<p>私は、毎月第3土曜日に行われる木曾岬干拓地のチュウヒ調査へ、5年前から参加してきた。今まで見てきた状況から、木曾岬干拓地の環境は、徐々にチュウヒの繁殖には適さなくなっていると感じている。そこで今回の整備事業が進められてしまうと、決定的なダメージを与えることになる。国の希少種であるチュウヒを保護する観点から言えば、今後、木曾岬干拓地の開発は一切行ってはいけないと考える。今回の整備事業には反対である。以前、チュウヒの繁殖は、現在開発が行われている高速道路より北側で行われていた。その後、高速道路より南側へ移り、メガソーラー設置後はポンプ場すぐそばへと移動してきた。移動するたびに繁殖率も低下し、2020年に保全区内で繁殖した際は、結局繁殖失敗に終わった。今後、保全区内で繁殖が成功する可能性は僅かながらあるが、野生動物の習性から、一度失敗した場所での繁殖は、あまり期待できないのが現状である。さらに、木曾岬干拓地以外の鍋田干拓地などでも耕作地から倉庫などへの転換が進み、採餌環境の悪化も繁殖率の低下を招いていると考えられる。その状況で、さらに木曾岬干拓地の整備事業を進めると、チュウヒの生息環境に決定的な打撃を与えかねない。チュウヒが国の希少種へ指定されている意味をよく考えて、その生息環境を破壊する行為が、国連で採択されたSDGsの考え方に合っているのかを再考し、今回の整備事業を中止していただきたい。</p>	<p>環境影響評価は、「開発事業の内容を決めるにあたって、それがどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、意見を聴き、住民等、市町長、知事から意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からより良い事業計画を作り上げていく」ことを目的としています。</p> <p>三重県では、平成12年度に木曾岬干拓地土地利用計画を策定し、農業的土地利用から都市的土地利用に転換して、木曾岬干拓地の有効利用を図ることとなりました。本地域では、希少猛禽類の生息が確認されていることから、木曾岬干拓地整備事業(第1期)の事業実施にあたっては、環境影響評価の結果を踏まえ、動植物のため50haの保全区を設置するとともに、継続的な環境調査を実施し、保全区の環境改善に努めています。今回の環境影響評価においても、上記取り組みの経過を踏まえつつ、現況について調査を行った上で、予測・評価を実施し、環境影響を最小限にできる事業計画となるよう努めていく方針です。</p>

表 4-1-1(8) 方法書に対する意見の概要及び事業者の見解

番号	意見書の要旨	事業者の見解
11	<p>私たちは、20 年以上にわたり木曾岬干拓地での鳥類保護、特にチュウヒの保護を訴えてきた。残念ながら、今回の事業は、私たちの考えとは異なる計画である。そのため、事業そのものに対する考え方も含めて意見書を提出する。</p> <p>今回の改変の基礎となる土地利用計画が作成された 2000(平成 12)年当時と異なり、生物多様性、SDGs の考え方が三重県でも重要視され、2020(令和 2)年 3 月に作成された「みえ生物多様性推進プラン」にも、希少生物の生息地の開発を進めないためのゾーニングの考え方が述べられている。チュウヒ等希少生物の生息域は、当然このゾーニングの対象となる。また、サンバなど希少種が生息する場所である四日市足見川メガソーラー事業では、三重県知事から事業者に変な意見が出されている。しかしながら、この木曾岬干拓地整備事業(第 2 期)については、その妥当性を慎重に検討することなく、事業が進められている。環境影響評価を行うことの是非を決めたとする木曾岬干拓地環境保全検討委員会でも、事業そのものの是非についての検討はなされていない。生物多様性の観点も含めて、事業そのものの是非を検討することを求める。</p>	<p>環境影響評価は、「開発事業の内容を決めるにあたって、それがどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、意見を聴き、住民等、市町長、知事から意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からより良い事業計画を作り上げていく」ことを目的としています。</p> <p>三重県では、平成 12 年度に木曾岬干拓地土地利用計画を策定し、農業的土地利用から都市的土地利用に転換して、木曾岬干拓地の有効利用を図ることとなりました。本地域では、希少猛禽類の生息が確認されていることから、木曾岬干拓地整備事業(第 1 期)の事業実施にあたっては、環境影響評価の結果を踏まえ、動植物のため 50ha の保全区を設置するとともに、継続的な環境調査を実施し、保全区の環境改善に努めています。今回の環境影響評価においても、上記取り組みの経過を踏まえつつ、現況について調査を行った上で、予測・評価を実施し、環境影響を最小限にできる事業計画となるよう努めていく方針です。</p>
12	<p>私たちは、20 年以上にわたり木曾岬干拓地での鳥類保護、特にチュウヒの保護を訴えてきた。残念ながら、今回の事業は、私たちの考えとは異なる計画である。そのため、事業そのものに対する考え方も含めて意見書を提出する。</p> <p>木曾岬干拓地環境保全検討委員会で決められた下記内容の科学的根拠を示すべきである。</p> <p>木曾岬干拓地の運動広場整備に伴う環境影響評価に着手できる条件として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全区でチュウヒが営巣する ・運動広場予定地で 3 年連続してチュウヒの営巣が行われない。 <p>2 項目のうち、いずれかを満たした場合は、環境影響評価を実施して支障ないものとする。</p>	<p>環境影響評価に着手できる条件については、木曾岬干拓地環境保全検討委員会の委員の助言を踏まえて設定しています。</p>

表 4-1-1(9) 方法書に対する意見の概要及び事業者の見解

番号	意見書の要旨	事業者の見解
13	<p>私たちは、20 年以上にわたり木曾岬干拓地での鳥類保護、特にチュウヒの保護を訴えてきた。残念ながら、今回の事業は、私たちの考えとは異なる計画である。そのため、事業そのものに対する考え方も含めて意見書を提出する。</p> <p>木曾岬干拓地は、愛知県側の鍋田干拓地からの出入りのカギが壊されて、出入り自由の状態がほぼ 1 年中続いている。チュウヒに及ぼす侵入者の影響についての考察を行う必要がある。</p>	<p>愛知県側から堤防を越えて干拓地に侵入する人がいることから、出入り口の施錠について管理者へ要請を行いました。</p>

第2節 方法書に対する方法書関係市町長の意見及び事業者の見解

三重県環境影響評価条例第 9 条に基づく環境保全の見地からの関係市町長の意見とそれに対する事業者の見解を表 4-2-1～表 4-2-3 に示す。また、愛知県知事の意見とそれに対する事業者の見解を表 4-2-4 に示す。

表 4-2-1 方法書に対する木曾岬町長意見及び事業者の見解

番号	木曾岬町長意見	事業者の見解
1	<p>木曾岬干拓地はすでに北部エリアにおいて木曾岬新輪工業団地として企業活動が始まっており、今後もさらに開発が進むなど活発な経済活動が展開される見通しとなっている。また、南側の土地利用についても引き続き都市的土地利用への期待が寄せられている。これは同地における都市的土地利用に対する高いポテンシャルを裏付けるものである。</p> <p>従い、今後の手続きにあたっては、将来の土地利用計画が遅延することのないよう、当該方法書に基づき早急に環境影響評価を進められたい。</p>	<p>環境影響評価の実施にあたっては、方法書に対する意見について十分な検討を行い、事業計画の立案と実行に適切に反映させることが重要であると考えます。</p> <p>今後、準備書の説明会開催や住民等の意見聴取などの環境影響評価手続きを進め、環境影響評価の結果が反映され環境に配慮した事業計画となった後に事業着手する予定です。</p>

表 4-2-2 方法書に対する桑名市長意見及び事業者の見解

番号	桑名市長意見	事業者の見解
1	<p>木曾岬干拓地の土地利用については、三重県及び関係市町による協議会が設置され、現在、都市的土地利用の方向性に向けた検討が進められているところであります。</p> <p>社会経済環境の変化が著しい中、木曾岬干拓地が持つ地理的優位性を活かし、時代に即した土地の利活用を行うことは、本地域の活性化ひいては中部圏の持続可能な発展のための施策の一つとして、重要であると認識しております。</p> <p>つきましては、早期に木曾岬干拓地の都市的な有効活用が図られるよう、現在の土地利用計画に基づく事業の推進に必要な環境影響評価及び諸手続きの速やかな実施について、万全を期していただくようお願いいたします。</p>	<p>環境影響評価の実施にあたっては、方法書に対する意見について十分な検討を行い、事業計画の立案と実行に適切に反映させることが重要であると考えます。</p> <p>今後、準備書の説明会開催や住民等の意見聴取などの環境影響評価手続きを進め、環境影響評価の結果が反映され環境に配慮した事業計画となった後に事業着手する予定です。</p>

表 4-2-3 方法書に対する弥富市長意見及び事業者の見解

番号	弥富市長意見	事業者の見解
1	<p>工事関係車両の運行にあたっては、騒音、振動及び排ガスなど沿道の生活環境への負荷の軽減に配慮するとともに、交通渋滞、通行障害の原因とならないルート設定に努めること。</p>	<p>騒音、振動及び排ガスなど沿道の生活環境への負荷の軽減に配慮し、工事関係車両を複数の運行ルートに分散させる計画としています。</p> <p>また、事業実施段階において、工事関係車両の運行について、関係機関と協議を行い、一般交通への支障が生じないよう努めます。</p> <p>(「第 2 章対象事業の内容(事業特性に関する情報)」に記載)</p>
2	<p>建設発生土を受け入れた際には、定期的な散水を行うなど土の飛散防止に努めること。</p>	<p>建設発生土の受け入れにあたっては、定期的な散水を行うなど建設発生土の飛散防止に努めます。</p> <p>(「第 2 章対象事業の内容(事業特性に関する情報)」に記載)</p>
3	<p>住民等から寄せられた意見に対して、十分な検討を行い適切な対応をとること。</p>	<p>準備書の作成にあたっては、方法書に対する住民等の意見を十分に検討し、環境影響評価を実施しました。</p> <p>(「第 4 章第 1 節方法書に対する住民意見及び事業者見解」に記載)</p>
4	<p>準備書の作成にあたっては、住民等にわかりやすいものとなるように努めること。</p>	<p>準備書については、要約書のほか、あらましを作成するなど、可能な限りわかりやすい記述となるよう努めました。</p>

表 4-2-4(1) 方法書に対する愛知県知事意見及び事業者の見解

番号	愛知県知事意見	事業者の見解
1. 全般的事項		
1	事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、より一層の環境影響の低減について検討すること。	事業計画及び工事計画の具体化にあたっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、必要に応じて、利用可能技術を導入するなど、環境影響の低減について検討を行いました。 (「第 2 章対象事業の内容(事業特性に関する情報)」に記載)
2	事業計画及び工事計画の詳細が明らかになっていないことから、具体化した計画の内容及びその検討の経緯を準備書に記載すること。	具体化した事業計画及び工事計画の内容並びにその検討の経緯について準備書に記載しました。 (「第 2 章対象事業の内容(事業特性に関する情報)」に記載)
3	環境影響評価の各項目の具体的な予測地点が示されておらず、また、調査地点については、具体的な地点が示されているものの、今後具体化する事業計画、工事計画等を踏まえて設定するとされている。 このため、調査地点及び予測地点については、今後具体化される事業計画、工事計画等を踏まえ、妥当性を十分に検討した上で適切に設定するとともに、その設定理由を準備書にわかりやすく記載すること。	具体化した事業計画及び工事計画を基に、対象事業の事業特性及び住居等保全対象の立地状況等を踏まえ、適切に調査地点及び予測地点を設定するとともに、その設定理由を準備書にわかりやすく記載しました。 (「第 7 章環境影響評価の結果」に記載)
4	環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行うこと。	環境影響評価の実施中に、選定した項目及び手法の見直しが必要となる環境への影響に関する新たな事実は生じていません。 なお、事業実施段階において、項目及び手法の選定に係る新たな事実が生じた場合は、適切な対応を行います。
2. 大気質、騒音		
1	愛知県内の大気質及び騒音(以下「大気質等」という。)の調査地点は、対象事業実施区域の東側の田畑に設定されているが、対象事業実施区域周辺の住宅等の状況を踏まえ、これらの調査地点を適切に設定すること。	調査の実施にあたっては、事業実施区域周辺の住居等保全対象の立地状況を踏まえ、大気質等の調査地点を設定しました。 (「第 7 章第 1 節大気質」及び「第 7 章第 2 節騒音」に記載)
2	工事中及び供用時の車両の走行による大気質等の影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。	工事中及び供用時の車両の走行による大気質等の影響について、事業特性及び地域特性を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置の検討を行いました。 (「第 7 章第 1 節大気質」及び「第 7 章第 2 節騒音」に記載)

表 4-2-4(2) 方法書に対する愛知県知事意見及び事業者の見解

番号	愛知県知事意見	事業者の見解
3. 動物、生態系		
1	<p>対象事業実施区域北側の木曾岬干拓地整備事業における環境影響評価や、その事後調査及び環境モニタリング調査において、チュウヒ及びオオタカの営巣及び繁殖が確認されていることから、本事業の実施によるチュウヒ等への重大な影響が懸念される。</p> <p>このため、地域の状況に精通した専門家等の助言、「チュウヒ保護の進め方」(平成 28 年 6 月、環境省自然環境局野生生物課)等を踏まえ、チュウヒ等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を基に適切な環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。</p>	<p>「チュウヒ保護の進め方」等の最新知見を参考に、専門家からの技術的助言を得て、適切に調査、予測及び評価を行いました。</p> <p>予測の結果、チュウヒについては、影響があると考えられることから、環境保全措置の検討を行いました。また、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であることから、事後調査を実施することとしています。</p> <p>(「第 7 章第 6 節陸生動物」、「第 7 章第 9 節生態系」及び「第 8 章事後調査の実施計画」に記載)</p>
4. その他		
1	<p>準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。</p>	<p>準備書の作成にあたっては、方法書に対する住民等の意見を十分に検討し、環境影響評価を実施しました。</p> <p>また、準備書については、要約書のほか、あらましを作成するなど、可能な限りわかりやすい記述となるよう努めました。</p>

第3節 方法書に対する知事の見解及び事業者の見解

三重県環境影響評価条例第 10 条に基づく環境保全の見地からの三重県知事の見解とそれに対する事業者の見解を表 4-3-1 に示す。

表 4-3-1(1) 方法書に対する三重県知事意見及び事業者の見解

番号	三重県知事意見	事業者の見解
1. 総括的事項		
1	ストックヤードの供用にあたっては、運用方法や管理体制について事前に明確にしておくとともに、搬入される建設発生土の性質について確認を徹底すること。	建設発生土の受け入れにあたっては、受入基準に適合した建設発生土を受け入れることとしています。 なお、受入基準を満足した建設発生土の搬入が確実に行われるよう、土壌分析のための土壌採取時及び搬入の完了時に、行政職員が立ち会うことにより管理する計画です。 (「第 2 章対象事業の内容(事業特性に関する情報)」に記載)
2	準備書の作成までに環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加調査を実施すること。	環境影響評価の実施中に、選定した項目及び手法の見直しが必要となる環境への影響に関する新たな事実は生じていません。 なお、事業実施段階において、項目及び手法の選定に係る新たな事実が生じた場合は、適切な対応を行います。
3	調査、予測及び評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事例等を参考にした上で、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不確実性が伴う場合には、事後調査を計画すること。	既存の文献、類似事例等を参考に調査、予測及び評価を行い、環境影響の定量的な把握が可能な項目については、定量的な予測を行いました。 (「第 7 章環境影響評価の結果」に記載) 予測は、既存の文献、類似事例等を参考に行っていることから、不確実性は小さいと考えられますが、陸生動物及び生態系を対象に検討した環境保全措置の効果に係る知見が不十分であることから、事後調査を実施することとしています。 (「第 7 章第 6 節陸生動物」、「第 7 章第 9 節生態系」及び「第 8 章事後調査の実施計画」に記載)
4	準備書の作成にあたっては、調査、予測、評価の結果はもとより、環境保全措置を講ずることとするに至った検討の経緯についても丁寧に記載すること。	調査、予測及び評価の結果並びに環境保全措置の検討の状況について、丁寧に記載しました。 (「第 7 章環境影響評価の結果」に記載)

表 4-3-1(2) 方法書に対する三重県知事意見及び事業者の見解

番号	三重県知事意見	事業者の見解
5	環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。また、その検討の経緯についても明らかにすること。	三重県環境影響評価指針第 11 の 2 に基づき、環境保全措置の検討にあたっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、代償措置を検討することとしました。 また、環境保全措置の検討の状況について準備書に記載しました。 (「第 7 章環境影響評価の結果」に記載)
2. 個別的事項		
(1) 大気質		
1	予測、評価にあたっては、対象事業実施区域周辺における風向等の気象条件、周辺道路の交通の状況等を適切に反映するよう努めること。また、予測に不確実性がある場合は、事後調査を計画するとともに、その調査地点、方法について準備書に記載すること。	予測、評価にあたり、対象事業実施区域周辺における風向等の気象条件、周辺道路の交通の状況等を適切に反映できるよう適切に調査を実施しました。 予測は、既存の文献、類似事例等を参考に行っていることから、不確実性は小さいと考えられるため、事後調査は実施しないこととしています。 (「第 7 章第 1 節大気質」に記載)
(2) 騒音		
1	工事用車両の運行にあたっては、対象事業実施区域周辺での路上待機を防止する措置を講じる等により騒音の低減に努めること。	騒音による沿道の生活環境への負荷の軽減に配慮し、工事関係車両を複数の運行ルートに分散させる計画としています。 また、事業実施段階において、工事関係車両の運行について、関係機関と協議を行い、一般交通への支障が生じないように努めます。 (「第 2 章対象事業の内容(事業特性に関する情報)」に記載)
(3) 水質		
1	濁水対策として設置する沈砂池は、降雨に対する十分な容量を確保するとともに、適切に管理することによりその機能を維持すること。	濁水対策として設置する沈砂池については、適切な容量の確保及び管理を行い、その機能の維持に努めます。 (「第 2 章対象事業の内容(事業特性に関する情報)」に記載)
(4) 地形及び地質		
1	ストックヤードに保管する建設発生土については、地震等の自然災害により流出することがないように、十分な安定性を有する構造とすること。	「道路土工 軟弱地盤対策工方針 平成 24 年版」に基づき、土地の安定性について把握した上で、事業計画を検討しました。 (「第 7 章第 5 節地形及び地質」に記載) なお、工事中及び供用時において現段階で予測し得なかった環境保全上の問題が生じた場合には、必要に応じて適切な措置を実施することとしています。

表 4-3-1(3) 方法書に対する三重県知事意見及び事業者の見解

番号	三重県知事意見	事業者の見解
(5) 陸生動物		
1	<p>従前に実施した環境影響評価においては、チュウヒ3つがい分の営巣環境を整備する目的で干拓地南端部に保全区を設定しているが、現在に至るまで保全区における繁殖成功例は確認されていないことから、保全措置の内容はもとより従前の予測、評価の結果についても改めて検証する必要があると考えられる。これを踏まえ、本事業の予測、評価にあたっては、今後の調査のみならず過去のモニタリング調査結果で得られた知見により、チュウヒの営巣環境について精査するとともに、「チュウヒ保護の進め方」等の指針や専門家の意見を参考に、予測、評価を行うこと。また、保全措置については、チュウヒが今後も本干拓地を利用し続けるよう、保全区の設定根拠を含め内容を再検討すること。</p>	<p>木曾岬干拓地及びその周辺に生息するチュウヒについては、「チュウヒ保護の進め方」等の最新知見を参考に、専門家からの技術的助言を得て、適切に調査、予測及び評価を行いました。</p> <p>調査の結果、木曾岬干拓地外の新たな営巣地が確認されるなど、従前(1期)の環境影響評価時から、チュウヒの生息・繁殖状況に変化が生じています。また、木曾岬干拓地におけるチュウヒの主な採餌環境は、従前の環境影響評価後の整備効果が見受けられ、ヨシ群落等が広く分布している保全区となっています。</p> <p>このため、今回の環境影響評価においても、保全区において、チュウヒの営巣環境・採餌環境としての機能を高めるための維持管理を継続実施することとしました。また、保全区の整備とあわせて、低騒音型建設機械の使用、工事従事者への講習・指導、コンディショニングによる環境影響の低減を図ることとしました。</p> <p>なお、これら環境保全措置の効果に係る知見が不十分と考えられるため、専門家からの技術的助言を得ながら、チュウヒの生息・繁殖状況を確認するための事後調査を実施するとともに、当該事業に起因した、事前に予測し得ない環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、関係機関と協議し、専門家からの技術的助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じることとしています。</p> <p>(「第7章第6節陸生動物」、「第7章第9節生態系」及び「第8章事後調査の実施計画」に記載)</p>
2	<p>冬季に木曾岬干拓地内で集団を形成するチュウヒ、ハイイロチュウヒ及びコチョウゲンボウ等の猛禽類については、越冬期における行動圏、就埒場所等の調査を実施するとともに、「チュウヒ保護の進め方」等の指針や専門家の意見を参考にし、将来にわたって越冬が継続するよう適切な予測、評価に努めること。</p>	<p>冬季の鳥類(猛禽類)調査を実施し、越冬期におけるチュウヒ、ハイイロチュウヒ及びコチョウゲンボウ等の猛禽類の生息状況を把握しました。</p> <p>また、「チュウヒ保護の進め方」等の最新知見を参考に、専門家からの技術的助言を得て、適切に調査、予測及び評価を行いました。</p> <p>(「第7章第6節陸生動物」に記載)</p>
3	<p>建設機械等の稼働による騒音や振動については、保全区におけるチュウヒの行動に影響を与えるおそれがあることから、その影響について調査、予測、評価の実施を検討すること。</p>	<p>チュウヒについては、建設機械等の稼働による騒音の影響について予測及び評価を行いました。</p> <p>(「第7章第6節陸生動物」及び「第7章第9節生態系」に記載)</p>
4	<p>陸生昆虫類調査で使用するベイトトラップの誘引剤については、多様な種を調査対象とするよう複数の種類を検討すること。</p>	<p>陸生昆虫類調査で使用するベイトトラップの誘引剤については、多様な種を調査対象とするよう複数の種類を用いました。</p> <p>(「第7章第6節陸生動物」に記載)</p>

表 4-3-1(4) 方法書に対する三重県知事意見及び事業者の見解

番号	三重県知事意見	事業者の見解
(6) 生態系		
1	上位性注目種として選定しているチュウヒについては、木曾岬干拓地北東側の鍋田干拓地も利用していると考えられるため、行動圏を網羅できる調査を実施するとともに、利用環境の調査により餌資源量の適切な把握に努めること。	鳥類(猛禽類)調査は、木曾岬干拓地周辺を含めて実施し、チュウヒの採餌行動について把握しました。 なお、調査の結果、チュウヒの採餌行動は、木曾岬干拓地周辺ではほとんど確認されませんでした。 (「第7章第6節陸生動物」に記載)
2	堤防に囲まれた木曾岬干拓地はその内外での物質循環に乏しく、人為的な維持管理がなされない場合、陸域化が進む等により生物の生息環境が劣化していくおそれがあることから、干拓地南端部の保全区については、維持管理の計画を検討し、準備書に記載すること。	チュウヒを対象とした環境保全措置として「営巣環境・採食環境の整備(保全区の整備)」の検討を行い、その維持管理の計画について準備書に記載しました。 (「第7章第6節陸生動物」に記載)
3	事業の実施にあたっては、チュウヒをはじめとした生態系への影響を低減するため、各種法令上必要となる緑地を緩衝帯として対象事業実施区域南側に集約する等の措置について検討すること。	事業計画は、「道路土工 軟弱地盤対策工方針平成24年版」に基づき、土地の安定性を把握した上で検討を行いました。また、事業実施区域の東側には木曾川の堤防、北側にはメガソーラーが存在しており、これら構造物に対する緩衝帯の必要性等から、建設発生土による盛土範囲を設定しています。このため、事業実施区域南側に緑地等を配置する予定はありません。 なお、事業実施区域(66.4ha)に対し、建設発生土による盛土範囲は約54haであり、その盛土法面(水平投影面積:約8ha)に緑地を形成する計画としており、三重県自然環境保全条例に基づく開発行為届出マニュアル(令和4年6月改訂版)に示される緑地の確保に関する基準(7%以上)を満足する計画となっています。
(7) 景観		
1	本事業実施区域は、建設発生土のストックヤードとして供した後に、都市的土地利用に供される可能性があることから、都市的土地利用に供する場合は、その用途に応じた影響について予め検討するよう努めること。	建設発生土ストックヤードの供用終了後における土地利用の方向性(工作物の設置有無、形状、規模等)は、現段階で未定です。

第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第1節 専門家等の技術的助言

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定にあたり、必要に応じて専門家その他の環境影響に関する知見を有する方々に技術的助言を受けた。

専門家等の技術的助言の内容を表 5-1-1 に示す。

表 5-1-1(1) 専門家等の技術的助言の内容

環境要素の区分	技術的助言の内容	対応
陸生動物 (チュウヒ)	チュウヒの生活サイクルを踏まえて調査時期を設定するなど、現地調査の実施によるチュウヒの生息・繁殖への影響の低減に努めること。	助言内容を受け、木曾岬干拓地内における現地調査にあたっては、チュウヒの繁殖期を避けた測定機器の設置・撤去、保全区における調査時間の短時間化など、チュウヒの生息・繁殖への影響の低減に努めました。 (第7章第1、6～9節)
	調査の結果、チュウヒは木曾岬干拓地外で営巣していることが確認された。木曾岬干拓地については、主に保全区を採餌環境やねぐら環境として利用しており、保全区の整備効果が現れていると考えられる。 事業実施にあたっては、今後のチュウヒの生息・繁殖状況及び保全区の整備状況を踏まえて十分な検討を行った上で、環境保全措置(営巣環境・採餌環境の整備(保全区の整備))を講じるとともに、事後調査により得られるチュウヒの生息・繁殖状況をもとに、環境保全措置の効果を把握すること。 また、工事中・供用時における作業者の存在による影響の低減を図り、チュウヒに最大限の配慮を行いながら、事業を実施すること。	助言内容を受け、チュウヒに関する環境保全措置として、「営巣環境・採餌環境の整備(保全区の整備)」を講じるとともに、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であることから、事後調査を実施することとしました。 また、工事従事者への講習・指導、コンディショニング(馴化)を実施することにより、工事中・供用時におけるチュウヒへの影響の低減を図ることとしました。 (第7章第6、9節)
	近年の樹林化に伴い木曾岬干拓地で営巣するようになったオオタカがチュウヒの脅威になっている。このため、オオタカに関する環境保全措置(営巣木の移動促進等)を保全区及びその周辺に講じることは、チュウヒへの影響を大きくするものと考えられる。	助言内容を受け、オオタカに関する環境保全措置(営巣木の移動促進等)の実施内容(位置)を「木曾岬干拓地内の樹林地(保全区及びその周辺以外)」とし、具体的な位置、仕様等については、事業実施の施工計画段階で専門家の意見を踏まえた上で検討することとしました。 (第7章第6、9節)

表 5-1-1(2) 専門家等の技術的助言の内容

環境要素 の区分	技術的助言の内容	対 応
陸生動物 (オオタカ)	<p>木曾岬干拓地の樹林化により、近年、オオタカが営巣するようになったが、チュウヒにとっては好ましくない環境の変化である。木曾岬干拓地においては、オオタカよりもチュウヒに関する環境保全措置を優先的に講じていくことはやむを得ない。</p> <p>環境保全措置(営巣木の移動促進等)については、オオタカの生態を踏まえて十分な検討を行った上で、代替巣を架設する林や樹木を選定するなど、適切に実施すること。また、事後調査により得られるオオタカの生息・繁殖状況をもとに、環境保全措置の効果を把握すること。</p>	<p>助言内容を受け、オオタカに関する環境保全措置(営巣木の移動促進等)の実施内容(位置)を「木曾岬干拓地(保全区及びその周辺以外)」とし、具体的な位置、仕様等については、事業実施の施工計画段階で専門家の意見を踏まえた上で検討することとしました。また、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であることから、事後調査を実施することとしました。</p> <p>(第7章第6、9節)</p>
動植物全般 ・生態系	<p>チュウヒについては、哺乳類や鳥類などの陸生動物のほかに魚類も捕食することがある。このため、チュウヒが多様な動物を捕食していることが分るように干拓地の生態系における食物連鎖の模式図を記載すること。</p> <p>動植物全般において「生息・生育環境への影響は極めて小さい」と予測される種については、事業特性及び地域特性を踏まえると、環境保全措置の検討を行う必要はないと考えられるが、影響の程度に関する表現を工夫できないか検討を行うこと。</p>	<p>助言内容を受け、チュウヒが多様な動物を捕食していることが分るように干拓地の生態系における食物連鎖の模式図を記載しました。</p> <p>(第7章第9節)</p> <p>助言内容を受け、動植物全般における影響の程度に関する表現を工夫できないか検討を行ったところ、「三重県環境影響評価技術指針」において、「環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、環境保全措置を検討するものとする」旨の記載があります。このため、本環境影響評価においては、環境保全措置の検討を行わない種に関する影響の程度の表現は「影響はない又は影響が極めて小さい」としました。</p> <p>(第7章第6～9節)</p>
陸生植物	<p>重要な陸生植物は新輪工業団地付近のみで生育が確認された。木曾岬干拓地の立地や成り立ち、確認種の一般生態を踏まえると、これらは搬入土砂由来の植物である可能性が極めて高い。</p> <p>対象事業の実施後においても搬入土砂由来の重要な陸生植物の生育が確認される可能性があるが、これらの陸生植物について移植等の環境保全措置を講じる必要はないと考えられる。</p>	<p>助言内容を受け、重要な陸生植物に関する影響はないと予測されることから、環境保全措置の検討は行わないこととしました。</p> <p>(第7章第7節)</p>

第2節 影響要因

対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下、「影響要因」とする。)について、「三重県環境影響評価技術指針」(平成 11 年三重県告示第 274 号)に基づき、対象事業の事業特性を踏まえ、表 5-2-1 に示すとおり設定した。

表 5-2-1 影響要因及びその設定理由

影響要因の区分	影響要因	設定結果	設定理由及び除外理由
工事の実施	重機の稼働	○	工事の実施に伴い、建設機械が稼働する。
	資材の運搬	○	工事の実施に伴い、資材や建設機械の運搬に用いる工事用車両が走行する。
	樹木の伐採・処理	○	工事の実施に伴い、事業実施区域に生育する樹木の伐採・処理を行う。
	土地の造成	○	工事の実施に伴い、造成工事等を行う。
	発破	×	工事の実施に伴い、発破作業は行わない。
	地盤改良	×	工事の実施に伴い、地盤改良は行わない。
	工作物の建設	×	工作物は建設しない。
	既存工作物の改修・撤去	×	工事の実施に伴い、既存工作物の改修・撤去は行わない。
	工事用道路等の建設	○	工事の実施に伴い、工事用道路等を建設する。
	土砂の採取	×	工事の実施に伴い、コンクリート骨材採取や埋立て土砂等の採取を目的とした土砂の採取は行わない。
	廃棄物の発生・処理等	○	工事の実施に伴い、建設副産物や建設発生土等が発生する。
土地又は工作物の存在及び供用	造成地の存在	○	対象事業の実施により、整備された造成地が存在する。
	工作物の存在	×	対象事業の実施により、建設される工作物は存在しない。
	土地の利用	○	対象事業の実施により、ストックヤードが整備され、裸地が存在する。
	工作物の供用・稼働	×	対象事業の実施により、建設される工作物は存在しない。
	発生車両の走行	○	ストックヤードの供用により、関係車両が走行する。
	物質の使用・排出	×	ストックヤードの供用により、人の健康に有害な物質の使用・排出は行わない。
	廃棄物の発生・処理	×	ストックヤードの供用により、廃棄物の発生・処理は生じない。
	取水用水	×	ストックヤードの供用により、地下水及び河川水は利用しない。
	エネルギーの使用	×	ストックヤードの供用により、エネルギーは使用しない。
	緑化等	×	対象事業の実施により、緑化は行わない。

注：○ 設定した影響要因、× 除外した影響要因

第3節 環境影響評価の項目

対象事業に係る環境影響評価の項目については、「三重県環境影響評価技術指針」(平成 11 年三重県告示第 274 号)に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえ、対象事業に係る工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用により影響を受けるおそれがある環境要素について、当該影響の重大性を客観的かつ科学的に検討のうえ、選定した。

対象事業に係る環境影響評価の項目を表 5-3-1 に、環境影響評価の項目の選定理由及び非選定理由を表 5-3-2 及び表 5-3-3 に示す。

表 5-3-1(1) 環境影響評価の項目

環境要素の区分			影響要因の区分					工事の実施			土地又は 工作物の存在 及び供用				
			重機 の稼働	資材 の運搬	樹木 の伐採・処理	土地 の造成	工 事 用 道 路 等 の 建 設	廃 棄 物 の 発 生 ・ 処 理 等	造 成 地 の 存 在	土 地 の 利 用	発 生 車 両 の 走 行				
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	環境基準項目	二酸化硫黄											
			二酸化炭素												
			浮遊粒子状物質	○	○						○	○			
			二酸化窒素	○	○							○	○		
			光化学オキシダント												
			ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン												
			ダイオキシン類												
			微小粒子状物質												
			大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質												
			粉じん等	○	○		○						○	○	
	騒音	騒音	○	○								○	○		
	振動	振動	○	○								○	○		
	低周波音	低周波音													
	悪臭	悪臭防止法に基づく特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度													
	水環境	水質 (地下水の水質を除く。)	環境基準項目												
			排水基準項目												
			要監視項目												
			水質基準項目												
			水質管理目標設定項目												
		水の濁り(浮遊物質)				○					○	○			
塩分又は塩素イオン、水温、透視度又は透明度、色、濁度、電気伝導度															
水底の底質		環境基準項目													
		排水基準項目													
		要監視項目													
	水底土砂の判定基準項目														
	硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率及び粒度組成														
地下水の水質及び水位	環境基準項目														
	排水基準項目														
	要監視項目														
	水質基準項目														
	塩分又は塩素イオン、水温、透視度又は透明度、色、濁度、電気伝導度、水位														
その他の環境	地形及び地質	地形及び地質													
		重要な地形及び地質													
		土地の安定性										○	○		
	地盤	地盤沈下量													
	土壌	環境基準項目													
大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質															
日照障害	日影時間及び日影範囲														
電波障害	電波の受信の状態														

表 5-3-1(2) 環境影響評価の項目

環境要素の区分	影響要因の区分		工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用			
			重機の稼働	資材の運搬	樹木の伐採・処理	土地の造成	工事用道路等の建設	廃棄物の発生・処理等	造成地の存在	土地の利用	発生車両の走行
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸生動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○	○	○		○	○	○
	陸生植物	重要な種及び群落	○	○	○	○	○		○		○
	水生生物	重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落				○			○	○	
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	○	○		○	○	○
人と自然との豊かな触れ合い、歴史的文化的な遺産の保存及び良好な景観の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場									
	歴史的文化的な遺産	史跡、名勝、天然記念物(動物及び植物に係るものを除く。)及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所									
	景観	主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観							○	○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	一般廃棄物、産業廃棄物及び建設工事等に伴う副産物			○			○			
	温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○						○	○
		オゾン層保護法規制対象物質									
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量									

注1:○ 環境影響評価の項目として選定する項目

注2:この表において各用語の定義は、以下に示すとおり。

「土地又は工作物の存在及び供用」は、対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定されている事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるものをいう。

「粉じん等」は、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」は、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

「注目すべき生息地」は、学術上又は希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

表 5-3-2(1) 環境影響評価の項目の選定理由及び非選定理由(工事の実施)

影響要因	環境要素		項目選定	選定及び非選定理由	
重機の稼働 資材の運搬 樹木の伐採・処理 土地の造成 工事用道路等の建設 廃棄物の発生処理等	大気環境	環境基準項目	二酸化硫黄	×	事業実施区域及びその周辺には、一酸化炭素及び二酸化硫黄の現況濃度が比較的高い地域(日平均値の2%除外値が環境基準(長期的評価)の1/2以上になる地域)が存在しない。さらに、二酸化硫黄については燃料などの発生源対策が図られ、一酸化炭素については、これまでの自動車排出ガス規制により低減が図られており、工事の実施に係る一酸化炭素及び二酸化硫黄による影響が考えられないことから、環境影響評価の項目として選定しない。
			一酸化炭素	×	
			浮遊粒子状物質	○	
			二酸化窒素	○	
			微小粒子状物質	×	
			光化学オキシダント	×	
			ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン	×	
			ダイオキシン類	×	
	大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質	×	現在、微小粒子状物質(PM2.5)についての知見が少なく、予測手法等が確立されていないことから、環境影響評価の項目として選定しない。		
	粉じん等	○	工事の実施(重機の稼働、資材の運搬、土地の造成)に係る粉じん等による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。		
騒音	騒音	○	工事の実施(重機の稼働、資材の運搬)に係る騒音による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。		
振動	振動	○	工事の実施(重機の稼働、資材の運搬)に係る振動による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。		
低周波音	低周波音	×	低周波音を発生させる高架構造の工事用道路等を設置する計画がないことから、環境影響評価の項目として選定しない。		
悪臭	悪臭防止法に基づく特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度	×	悪臭を発生させる物質等の持ち込みは行わない計画としていることから、環境影響評価の項目として選定しない。		

表 5-3-2(2) 環境影響評価の項目の選定理由及び非選定理由(工事の実施)

影響要因	環境要素		項目選定	選定及び非選定理由	
重機の稼働 資材の運搬 樹木の伐採・処理 土地の造成 工事用道路等の建設 廃棄物の発生処理等	水環境 水質 (地下水の水質を除く。)	環境基準項目	×	左記に示す公共用水域の水質項目に対して影響を及ぼす排水は行わない計画としていることから、環境影響評価の項目として選定しない。	
		排水基準項目	×		
		要監視項目	×		
		水質基準項目	×		
		水質管理目標設定項目	×		
		塩分又は塩素イオン、水温、透視度又は透明度、色、濁度、電気伝導度	×		
		水の濁り(浮遊物質量)	○	事業実施区域周辺には木曾川が存在し、工事の実施(土地の造成)に係る水の濁りによる影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。	
	水底の底質	環境基準項目	×	公共用水域において、掘削及び浚渫等により水底の改変を伴う工事を行わない計画としていることから、環境影響評価の項目として選定しない。	
		排水基準項目	×		
		要監視項目	×		
		水底土砂の判定基準項目	×		
	地下水の水質及び水位	硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率及び粒度組成	×	地下水の取水等、地下水の水質及び水位に影響を及ぼす工事を行わない計画としていることから、環境影響評価の項目として選定しない。	
		環境基準項目	×		
		排水基準項目	×		
		要監視項目	×		
		水質基準項目	×		
	その他の環境	地形及び地質	塩分又は塩素イオン、水温、透視度又は透明度、色、濁度、電気伝導度、水位	×	事業実施区域内に、重要な地形及び地質は存在しないことから、環境影響評価の項目として選定しない。
			地形及び地質	×	
			重要な地形及び地質	×	
		地盤	土地の安定性	×	工事の実施による土地の安定性への影響は生じないと考えられることから、環境影響評価の項目として選定しない。
			地盤沈下量	×	地盤沈下の原因となる地下水の取水は行わない計画としていることから、環境影響評価の項目として選定しない。
土壌		環境基準項目	×	事業実施区域に、汚染土壌は分布していないことから、環境影響評価の項目として選定しない。	
		大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質	×		
日照障害	日影時間及び日影範囲	×	事業実施区域周辺に日照障害及び電波障害を発生させる高架構造の工事用道路等を設置する計画がないことから、環境影響評価の項目として選定しない。		
電波障害	電波の受信の状態	×			

表 5-3-2(3) 環境影響評価の項目の選定理由及び非選定理由(工事の実施)

影響要因	環境要素		項目選定	選定及び非選定理由	
重機の稼働 資材の運搬 樹木の伐採・処理 土地の造成 工事用道路等の建設 廃棄物の発生処理等	陸生動物	動物相、重要な種及び注目すべき生息地	○	事業実施区域及びその周辺には、重要な陸生動物等の生息環境が存在するため、工事の実施(重機の稼働、資材の運搬、樹木の伐採・処理、土地の造成、工事用道路等の建設)による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。	
	陸生植物	植物相、植生、重要な種及び群落	○	事業実施区域及びその周辺には、重要な陸生植物等の生育環境が存在するため、工事の実施(重機の稼働、資材の運搬、樹木の伐採・処理、土地の造成、工事用道路等の建設)による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。	
	水生生物	動物相及び植物相、重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落	○	事業実施区域及びその周辺には、重要な水生生物等の生息環境が存在するため、工事の実施(土地の造成)による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。	
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	事業実施区域及びその周辺には、地域を特徴づける生態系を構成する動物・植物の生息・生育基盤が存在するため、工事の実施(重機の稼働、資材の運搬、樹木の伐採・処理、土地の造成、工事用道路等の建設)による生態系(地域を特徴づける生態系)への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	×	事業実施区域周辺には、富浜緑地、名古屋港サイクリングロード等が存在するが、事業実施区域は木曾岬干拓地内に位置し、資材の運搬に伴う工事用車両の走行ルートは既存道路を利用する計画としているため、工事の実施による環境保全上の支障は生じないと考えられることから、環境影響評価の項目として選定しない。	
	歴史的文化的な遺産	史跡、名勝、天然記念物(動物及び植物に係るものを除く。)及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所	×	事業実施区域及びその周辺には、歴史的文化的な遺産は存在しないことから、環境影響評価の項目として選定しない。	
	景観	主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観	×	工事の実施による景観への影響は一時的であり、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、選定しない。	
	廃棄物等	一般廃棄物、産業廃棄物及び建設工事等に伴う副産物	○	樹木の伐採・処理に伴う伐採木等の建設副産物の発生が考えられることから、選定する。	
	温室効果ガス等	温室効果ガス		○	工事の実施(重機の稼働、資材の運搬)により、温室効果ガスの影響が考えられることから、項目として選定する。
		オゾン層保護法規制対象物質		×	オゾン層保護法に基づく規制対象物質の発生はないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、環境影響評価の項目として選定しない。
放射線の量	放射線の量		×	放射線を発する物質の持ち込みや発生させる行為は行わない計画としていることから、環境影響評価の項目として選定しない。	

注：○ 環境影響評価の項目として選定する項目、× 環境影響評価の項目として選定しない項目

表 5-3-3(1) 環境影響評価の項目の選定理由及び非選定理由(土地又は工作物の存在及び供用)

影響要因	環境要素		項目選定	選定及び非選定理由	
造成地の存在 土地の利用 発生車両の走行	大気環境	環境基準項目	二酸化硫黄	×	事業実施区域及びその周辺には、一酸化炭素及び二酸化硫黄の現況濃度が比較的高い地域(日平均値の2%除外値が環境基準(長期的評価)の1/2以上になる地域)が存在しない。さらに、二酸化硫黄については燃料などの発生源対策が図られ、一酸化炭素については、これまでの自動車排出ガス規制により低減が図られており、土地又は工作物の存在及び供用に係る一酸化炭素及び二酸化硫黄による影響が考えられないことから、環境影響評価の項目として選定しない。
			一酸化炭素	×	
			浮遊粒子状物質	○	土地の存在及び供用(土地の利用、発生車両の走行)に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。
			二酸化窒素	○	
			微小粒子状物質	×	現在、微小粒子状物質(PM2.5)についての知見が少なく、予測手法等が確立されていないことから、環境影響評価の項目として選定しない。
			光化学オキシダント	×	
			ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン	×	土地の存在及び供用に用いる車両及び建設機械から発生する可能性がある大気汚染物質として、一酸化炭素、ベンゼンが挙げられる。これらの物質のうち、一酸化炭素は、「自動車ガスの量の許容限度」(昭和49年1月21日環境庁告示第1号)及び「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年法律第51条)、ベンゼンは「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」(平成7年10月2日環境庁告示64号)に基づきそれぞれ規制が図られている。以上のことから、これらの車両及び建設機械からの排出量は少なく、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、環境影響評価の項目として選定しない。
			ダイオキシン類	×	
			大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質	×	
					粉じん等
		騒音	騒音	○	土地の存在及び供用(土地の利用、発生車両の走行)に係る騒音による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。
		振動	振動	○	土地の存在及び供用(土地の利用、発生車両の走行)に係る振動による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。
		低周波音	低周波音	×	低周波音を発生させる工作物は設置しない計画であることから、環境影響評価の項目として選定しない。
	悪臭	悪臭防止法に基づく特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度	×	悪臭を発生させる工作物は設置しない計画であること、ストックヤードの建設発生土の搬入に対しては管理運営規定を設け遵守するため、悪臭に対する環境保全上の支障は生じないと考えられることから、環境影響評価の項目として選定しない。	

表 5-3-3(2) 環境影響評価の項目の選定理由及び非選定理由(土地又は工作物の存在及び供用)

影響要因	環境要素		項目選定	選定及び非選定理由	
造成地の存在 土地の利用 発生車両の走行	水環境	水質 (地下水の水質を除く。)	環境基準項目	×	左記に示す公共用水域の水質項目に対して影響を及ぼす排水は行わない計画としていることから、環境影響評価の項目として選定しない。なお、ストックヤードへの建設発生土の搬入に対しては管理運営規定を設け、遵守する。
			排水基準項目	×	
			要監視項目	×	
			水質基準項目	×	
			水質管理目標設定項目	×	
			塩分又は塩素イオン、水温、透視度又は透明度、色、濁度、電気伝導度	×	
			水の濁り(浮遊物質)	○	
		水底の底質	環境基準項目	×	公共用水域において、水底の改変を伴う行為は行わない計画としていることから、環境影響評価の項目として選定しない。
			排水基準項目	×	
			要監視項目	×	
	地下水の水質及び水位	地下水の水質及び水位	水底土砂の判定基準項目	×	地下水の取水等、地下水の水質及び水位に影響を及ぼす行為は行わない計画としていることから、環境影響評価の項目として選定しない。なお、ストックヤードへの建設発生土の搬入に対しては管理運営規定を設け、遵守する。
			硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率及び粒度組成	×	
			環境基準項目	×	
			排水基準項目	×	
			要監視項目	×	
	その他の環境	地形及び地質	地形及び地質	×	事業実施区域内に、重要な地形及び地質は存在しないことから、環境影響評価の項目として選定しない。
			重要な地形及び地質	×	
			土地の安定性	○	
		地盤	地盤沈下量	×	地盤沈下の原因となる地下水の取水は行わない計画としていることから、環境影響評価の項目として選定しない。
		土壌	環境基準項目	×	ストックヤードへの建設発生土の搬入に対しては管理運営規定を設け、遵守するため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、環境影響評価の項目として選定しない。
大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質			×		
日照障害		日影時間及び日影範囲	×	事業実施区域周辺に日照障害及び電波障害を発生させる工作物を設置する計画がないことから、環境影響評価の項目として選定しない。	
電波障害		電波の受信の状態	×		

表 5-3-3(3) 環境影響評価の項目の選定理由及び非選定理由(土地又は工作物の存在及び供用)

影響要因	環境要素		項目選定	選定及び非選定理由	
造成地の存在 土地の利用 発生車両の走行	陸生動物	動物相、重要な種及び注目すべき生息地	○	事業実施区域及びその周辺には、重要な陸生動物等の生息環境が存在するため、土地の存在及び供用(造成地の存在、土地の利用、発生車両の走行)による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。	
	陸生植物	植物相、植生、重要な種及び群落	○	事業実施区域及びその周辺には、重要な陸生植物等の生育環境が存在するため、土地の存在及び供用(造成地の存在、発生車両の走行)による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。	
	水生生物	動物相及び植物相、重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落	○	事業実施区域及びその周辺には、重要な水生生物等の生息環境が存在するため、土地の存在及び供用(造成地の存在、土地の利用)による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。	
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	事業実施区域及びその周辺には、地域を特徴づける生態系を構成する動物・植物の生息・生育基盤が存在するため、土地の存在及び供用(造成地の存在、土地の利用、発生車両の走行)による生態系(地域を特徴づける生態系)への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	×	事業実施区域周辺には、富浜緑地、名古屋港サイクリングロード等が存在するが、事業実施区域は木曾岬干拓地内に位置し、発生車両の走行ルートは既存道路を利用する計画としているため、土地の存在及び供用による環境保全上の支障は生じないと考えられることから、環境影響評価の項目として選定しない。	
	歴史的文化的な遺産	史跡、名勝、天然記念物(動物及び植物に係るものを除く。)及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所	×	事業実施区域及びその周辺には、歴史的文化的な遺産は存在しないことから、環境影響評価の項目として選定しない。	
	景観	主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観	○	土地の存在及び供用(造成地の存在、土地の利用)により、景観への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。	
	廃棄物等	一般廃棄物、産業廃棄物及び建設工事等に伴う副産物	×	一般廃棄物、産業廃棄物を発生させる行為は行わない計画としていることから、環境影響評価の項目として選定しない。	
	温室効果ガス等	温室効果ガス		○	土地の存在及び供用(土地の利用、発生車両の走行)により、温室効果ガスへの影響が考えられることから、項目として選定する。
		オゾン層保護法規制対象物質		×	オゾン層保護法に基づく規制対象物質の発生しないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、環境影響評価の項目として選定しない。
放射線の量	放射線の量	×	放射線を発する物質の持ち込みや発生させる行為は行わない計画としていることから、環境影響評価の項目として選定しない。		

注:○ 環境影響評価の項目として選定する項目、× 環境影響評価の項目として選定しない項目

第4節 調査、予測及び評価の手法

対象事業に係る環境影響評価の項目(以下「選定項目」)について、「三重県環境影響評価技術指針」(平成 11 年三重県告示第 274 号)等を参考に、事業特性及び地域特性を踏まえて、調査、予測及び評価の手法を選定した。

具体的な調査、予測及び評価の手法は、選定項目毎に「第 7 章環境影響評価の結果」に示す。

なお、木曾岬干拓地での現地調査は、チュウヒの生息・繁殖への影響をできる限り低減するよう、アドバイザーからの技術的助言を得ながら、チュウヒの生息・繁殖状況に留意して実施することとした。

第6章 関係地域の範囲

三重県環境影響評価条例(平成10年12月24日三重県条例第49号)第14条第1項において、「関係地域」は、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とされている。

対象事業の実施により影響を受けるおそれのある環境要素は、大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、陸生動物、陸生植物、水生生物、生態系、景観、廃棄物等、温室効果ガス等の計12環境要素である。

このうち、最も影響範囲が広い環境要素は景観であり、その影響範囲は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年11月、建設省)において、「事業実施区域及びその周囲約3km程度の範囲が目安となる」とされている。

以上のことから、対象事業の関係地域は、事業実施区域及びその周囲約3km程度を含む以下に示す範囲とする。関係地域の範囲を図6-1に示す。

三重県:木曾岬町、桑名市

愛知県:弥富市

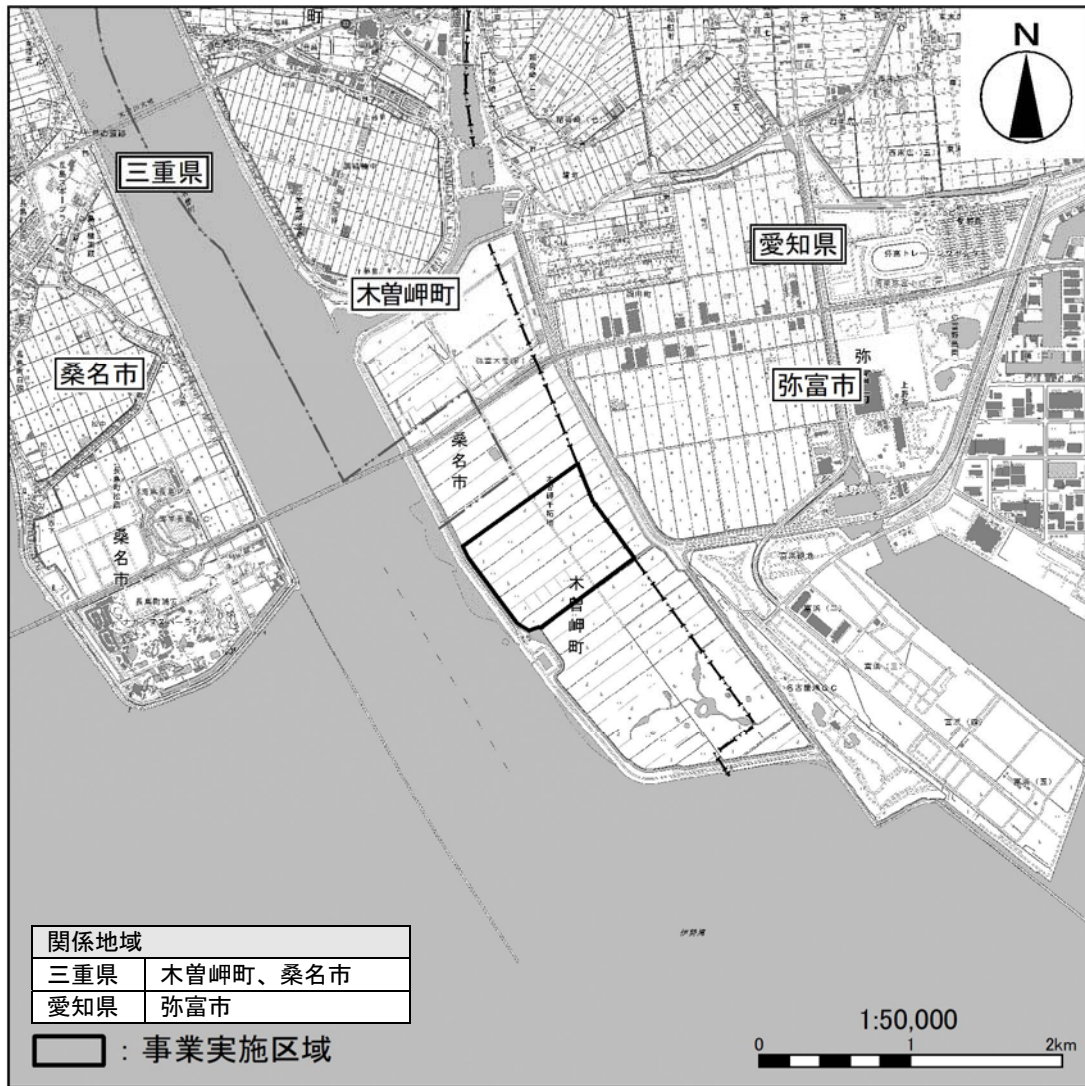


図 6-1 関係地域の範囲

第7章 環境影響評価の総合的な評価

環境影響評価の結果を表 7-1 に示す。

表 7-1(1) 環境影響評価結果の総合的な評価

環境要素の大区分	項目		調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果																																																																																																																																																																																																																																																																		
	環境要素の区分	影響要因の区分																																																																																																																																																																																																																																																																						
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	工事の実施(重機の稼働)	<p>■大気汚染物質の状況 <窒素酸化物、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>測定期間</th> <th>窒素酸化物 (ppm)</th> <th>二酸化窒素 (ppm)</th> <th>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">三重県桑名郡 木曾岬町 源緑輪中</td> <td>秋季</td> <td>0.011</td> <td>0.009</td> <td>0.008</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>0.008</td> <td>0.006</td> <td>0.007</td> </tr> <tr> <td>春季</td> <td>0.014</td> <td>0.012</td> <td>0.022</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>0.008</td> <td>0.006</td> <td>0.022</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">愛知県弥富市 鍋田町稲山 (鍋田公民館)</td> <td>秋季</td> <td>0.011</td> <td>0.009</td> <td>0.011</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>0.007</td> <td>0.006</td> <td>0.008</td> </tr> <tr> <td>春季</td> <td>0.014</td> <td>0.012</td> <td>0.022</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>0.009</td> <td>0.006</td> <td>0.018</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"></td> <td>秋季</td> <td>0.010</td> <td>0.008</td> <td>0.015</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>0.011</td> <td>0.009</td> <td>0.011</td> </tr> <tr> <td>春季</td> <td>0.014</td> <td>0.012</td> <td>0.022</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>0.009</td> <td>0.006</td> <td>0.018</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)調査結果は調査期間1週間の期間平均値を示す。</p> <p>■気象の状況 ・既存資料調査 <風向・風速> 「第3章 第1節 1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況」の気象の状況と同様。 <日射量></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>年月</th> <th>日射量(MJ/m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">名古屋地方 気象台</td> <td rowspan="3">令和3年</td> <td>10月</td> <td>13.3</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>11.1</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>8.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">令和4年</td> <td>1月</td> <td>10.4</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>12.8</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>15.5</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>17.6</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>19.4</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>19.8</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>17.9</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>16.3</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>15.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>・現地調査 <風向・風速></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点</th> <th rowspan="2">測定期間</th> <th rowspan="2">最多風向</th> <th colspan="3">風速(m/s)</th> </tr> <tr> <th>平均値</th> <th>最大値</th> <th>最小値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">三重県桑名郡 木曾岬町源緑輪中</td> <td>秋季</td> <td>北</td> <td>2.9</td> <td>8.4</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>西北西</td> <td>4.3</td> <td>12.0</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>春季</td> <td>北北西</td> <td>2.9</td> <td>12.3</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>南</td> <td>2.7</td> <td>7.8</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">愛知県弥富市 鍋田町稲山 (鍋田公民館)</td> <td>秋季</td> <td>北北西</td> <td>2.1</td> <td>6.3</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>北西</td> <td>3.7</td> <td>10.6</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>春季</td> <td>北北西</td> <td>2.3</td> <td>9.4</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>南南東</td> <td>2.1</td> <td>6.1</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">三重県桑名郡 木曾岬町新輪1丁目 (木曾岬干拓地内)</td> <td>秋季</td> <td>北</td> <td>2.8</td> <td>12.2</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>北西</td> <td>2.7</td> <td>14.9</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>春季</td> <td>北西</td> <td>3.0</td> <td>12.7</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>南</td> <td>2.9</td> <td>11.2</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>通年</td> <td>北</td> <td>2.8</td> <td>14.9</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	測定期間	窒素酸化物 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	三重県桑名郡 木曾岬町 源緑輪中	秋季	0.011	0.009	0.008	冬季	0.008	0.006	0.007	春季	0.014	0.012	0.022	夏季	0.008	0.006	0.022	愛知県弥富市 鍋田町稲山 (鍋田公民館)	秋季	0.011	0.009	0.011	冬季	0.007	0.006	0.008	春季	0.014	0.012	0.022	夏季	0.009	0.006	0.018		秋季	0.010	0.008	0.015	冬季	0.011	0.009	0.011	春季	0.014	0.012	0.022	夏季	0.009	0.006	0.018	調査地点	年月	日射量(MJ/m ²)	名古屋地方 気象台	令和3年	10月	13.3	11月	11.1	12月	8.9	令和4年	1月	10.4	2月	12.8	3月	15.5	4月	17.6	5月	19.4	6月	19.8	7月	17.9	8月	16.3	9月	15.1	調査地点	測定期間	最多風向	風速(m/s)			平均値	最大値	最小値	三重県桑名郡 木曾岬町源緑輪中	秋季	北	2.9	8.4	0.2	冬季	西北西	4.3	12.0	0.1	春季	北北西	2.9	12.3	0.1	夏季	南	2.7	7.8	0.3	愛知県弥富市 鍋田町稲山 (鍋田公民館)	秋季	北北西	2.1	6.3	0.0	冬季	北西	3.7	10.6	0.0	春季	北北西	2.3	9.4	0.0	夏季	南南東	2.1	6.1	0.0	三重県桑名郡 木曾岬町新輪1丁目 (木曾岬干拓地内)	秋季	北	2.8	12.2	0.0	冬季	北西	2.7	14.9	0.1	春季	北西	3.0	12.7	0.0	夏季	南	2.9	11.2	0.0	通年	北	2.8	14.9	0.0	<p><二酸化窒素の予測結果> 予測の結果、工事の実施(重機の稼働)による窒素酸化物の寄与濃度の年平均値は、0.00022~0.00044ppmとなる。バックグラウンド濃度を含めた二酸化窒素の年平均値は、0.00808~0.00819ppmとなる。これを基に換算した日平均値の年間98%値は、0.0199~0.0200ppmとなり、二酸化窒素に係る環境基準に定められた値(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内)以下になると予測される。</p> <p>[単位:ppm]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">ユニット</th> <th colspan="2">窒素酸化物</th> <th colspan="3">二酸化窒素</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>寄与濃度</th> <th>年平均値</th> <th>BG濃度</th> <th>日平均値の年間98%値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>三重県桑名郡 木曾岬町新輪1丁目</td> <td>土砂掘削</td> <td>0.00022</td> <td>0.00008</td> <td>0.008</td> <td>0.00808</td> <td>0.0199</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>愛知県弥富市 曙1丁目</td> <td>掘削</td> <td>0.00044</td> <td>0.00019</td> <td>0.008</td> <td>0.00819</td> <td>0.0200</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)BG濃度:バックグラウンド濃度</p> <p><浮遊粒子状物質の予測結果> 予測の結果、工事の実施(重機の稼働)による浮遊粒子状物質の寄与濃度の年平均値は、0.00001~0.00002mg/m³となる。バックグラウンド濃度を含めた浮遊粒子状物質の年平均値は、0.01501~0.01502mg/m³となる。これを基に換算した日平均値の年間2%除外値は、0.0389mg/m³となり、浮遊粒子状物質に係る環境基準に定められた値(0.10mg/m³)以下になると予測される。</p> <p>[単位:mg/m³]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">ユニット</th> <th colspan="3">浮遊粒子状物質</th> <th rowspan="2">日平均値の年間2%除外値</th> </tr> <tr> <th>寄与濃度</th> <th>BG濃度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>三重県桑名郡 木曾岬町新輪1丁目</td> <td>土砂掘削</td> <td>0.00001</td> <td>0.015</td> <td>0.01501</td> <td>0.0389</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>愛知県弥富市 曙1丁目</td> <td>掘削</td> <td>0.00002</td> <td>0.015</td> <td>0.01502</td> <td>0.0389</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)BG濃度:バックグラウンド濃度</p>	番号	予測地点	ユニット	窒素酸化物		二酸化窒素			年平均値	寄与濃度	年平均値	BG濃度	日平均値の年間98%値	1	三重県桑名郡 木曾岬町新輪1丁目	土砂掘削	0.00022	0.00008	0.008	0.00808	0.0199	2	愛知県弥富市 曙1丁目	掘削	0.00044	0.00019	0.008	0.00819	0.0200	番号	予測地点	ユニット	浮遊粒子状物質			日平均値の年間2%除外値	寄与濃度	BG濃度	計	1	三重県桑名郡 木曾岬町新輪1丁目	土砂掘削	0.00001	0.015	0.01501	0.0389	2	愛知県弥富市 曙1丁目	掘削	0.00002	0.015	0.01502	0.0389	<p>■環境保全措置の検討結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>種類</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出ガス対策型の建設機械の採用</td> <td>排出ガス対策型の建設機械の採用</td> <td>事業実施区域(重機の稼働範囲)</td> </tr> </tbody> </table> <p>効果の高い排出ガス対策型の重機を採用することにより、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質が抑制される。</p> <p>他の環境への影響 なし</p>	実施内容	種類	位置	排出ガス対策型の建設機械の採用	排出ガス対策型の建設機械の採用	事業実施区域(重機の稼働範囲)	<p>■回避又は低減に係る評価 対象事業は、住居等の保全対象から十分に離れた木曾岬干拓地で実施する計画としている。 また、環境保全措置として、「排出ガス対策型建設機械の採用」を実施する。なお、事業実施段階においては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入する。 これらのことから、工事の実施(重機の稼働)に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減されていると評価する。</p> <p>■基準又は目標との整合性の検討 各予測地点における工事の実施(重機の稼働)に係る二酸化窒素の日平均値の年間98%値は、0.0199~0.0200ppmとなり、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)に基づく環境基準との整合性が図られていると評価する。 各予測地点における工事の実施(重機の稼働)に係る浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は、0.0389mg/m³となり、「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)に基づく環境基準との整合性が図られていると評価する。</p> <p><整合を図る基準又は目標との整合性に係る評価結果(二酸化窒素)></p> <p>[単位:ppm]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間98%値</th> <th>基準又は目標</th> <th>基準又は目標との整合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>三重県桑名郡 木曾岬町新輪1丁目</td> <td>0.00808</td> <td>0.0199</td> <td>1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>愛知県弥富市 曙1丁目</td> <td>0.00819</td> <td>0.0200</td> <td>0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p><整合を図る基準又は目標との整合性に係る評価結果(浮遊粒子状物質)></p> <p>[単位:mg/m³]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間2%除外値</th> <th>基準又は目標</th> <th>基準又は目標との整合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>三重県桑名郡 木曾岬町新輪1丁目</td> <td>0.01501</td> <td>0.0389</td> <td>1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であること。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>愛知県弥富市 曙1丁目</td> <td>0.01502</td> <td>0.0389</td> <td>0.10mg/m³以下であること。</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	年平均値	日平均値の年間98%値	基準又は目標	基準又は目標との整合状況	1	三重県桑名郡 木曾岬町新輪1丁目	0.00808	0.0199	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	○	2	愛知県弥富市 曙1丁目	0.00819	0.0200	0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	○	番号	予測地点	年平均値	日平均値の年間2%除外値	基準又は目標	基準又は目標との整合状況	1	三重県桑名郡 木曾岬町新輪1丁目	0.01501	0.0389	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること。	○	2	愛知県弥富市 曙1丁目	0.01502	0.0389	0.10mg/m ³ 以下であること。	○
			調査地点	測定期間	窒素酸化物 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)																																																																																																																																																																																																																																																																	
			三重県桑名郡 木曾岬町 源緑輪中	秋季	0.011	0.009	0.008																																																																																																																																																																																																																																																																	
				冬季	0.008	0.006	0.007																																																																																																																																																																																																																																																																	
				春季	0.014	0.012	0.022																																																																																																																																																																																																																																																																	
				夏季	0.008	0.006	0.022																																																																																																																																																																																																																																																																	
			愛知県弥富市 鍋田町稲山 (鍋田公民館)	秋季	0.011	0.009	0.011																																																																																																																																																																																																																																																																	
				冬季	0.007	0.006	0.008																																																																																																																																																																																																																																																																	
				春季	0.014	0.012	0.022																																																																																																																																																																																																																																																																	
				夏季	0.009	0.006	0.018																																																																																																																																																																																																																																																																	
	秋季	0.010	0.008	0.015																																																																																																																																																																																																																																																																				
	冬季	0.011	0.009	0.011																																																																																																																																																																																																																																																																				
	春季	0.014	0.012	0.022																																																																																																																																																																																																																																																																				
	夏季	0.009	0.006	0.018																																																																																																																																																																																																																																																																				
調査地点	年月	日射量(MJ/m ²)																																																																																																																																																																																																																																																																						
名古屋地方 気象台	令和3年	10月	13.3																																																																																																																																																																																																																																																																					
		11月	11.1																																																																																																																																																																																																																																																																					
		12月	8.9																																																																																																																																																																																																																																																																					
	令和4年	1月	10.4																																																																																																																																																																																																																																																																					
		2月	12.8																																																																																																																																																																																																																																																																					
		3月	15.5																																																																																																																																																																																																																																																																					
		4月	17.6																																																																																																																																																																																																																																																																					
		5月	19.4																																																																																																																																																																																																																																																																					
		6月	19.8																																																																																																																																																																																																																																																																					
7月	17.9																																																																																																																																																																																																																																																																							
8月	16.3																																																																																																																																																																																																																																																																							
9月	15.1																																																																																																																																																																																																																																																																							
調査地点	測定期間	最多風向	風速(m/s)																																																																																																																																																																																																																																																																					
			平均値	最大値	最小値																																																																																																																																																																																																																																																																			
三重県桑名郡 木曾岬町源緑輪中	秋季	北	2.9	8.4	0.2																																																																																																																																																																																																																																																																			
	冬季	西北西	4.3	12.0	0.1																																																																																																																																																																																																																																																																			
	春季	北北西	2.9	12.3	0.1																																																																																																																																																																																																																																																																			
	夏季	南	2.7	7.8	0.3																																																																																																																																																																																																																																																																			
愛知県弥富市 鍋田町稲山 (鍋田公民館)	秋季	北北西	2.1	6.3	0.0																																																																																																																																																																																																																																																																			
	冬季	北西	3.7	10.6	0.0																																																																																																																																																																																																																																																																			
	春季	北北西	2.3	9.4	0.0																																																																																																																																																																																																																																																																			
	夏季	南南東	2.1	6.1	0.0																																																																																																																																																																																																																																																																			
三重県桑名郡 木曾岬町新輪1丁目 (木曾岬干拓地内)	秋季	北	2.8	12.2	0.0																																																																																																																																																																																																																																																																			
	冬季	北西	2.7	14.9	0.1																																																																																																																																																																																																																																																																			
	春季	北西	3.0	12.7	0.0																																																																																																																																																																																																																																																																			
	夏季	南	2.9	11.2	0.0																																																																																																																																																																																																																																																																			
通年	北	2.8	14.9	0.0																																																																																																																																																																																																																																																																				
番号	予測地点	ユニット	窒素酸化物		二酸化窒素																																																																																																																																																																																																																																																																			
			年平均値	寄与濃度	年平均値	BG濃度	日平均値の年間98%値																																																																																																																																																																																																																																																																	
1	三重県桑名郡 木曾岬町新輪1丁目	土砂掘削	0.00022	0.00008	0.008	0.00808	0.0199																																																																																																																																																																																																																																																																	
2	愛知県弥富市 曙1丁目	掘削	0.00044	0.00019	0.008	0.00819	0.0200																																																																																																																																																																																																																																																																	
番号	予測地点	ユニット	浮遊粒子状物質			日平均値の年間2%除外値																																																																																																																																																																																																																																																																		
			寄与濃度	BG濃度	計																																																																																																																																																																																																																																																																			
1	三重県桑名郡 木曾岬町新輪1丁目	土砂掘削	0.00001	0.015	0.01501	0.0389																																																																																																																																																																																																																																																																		
2	愛知県弥富市 曙1丁目	掘削	0.00002	0.015	0.01502	0.0389																																																																																																																																																																																																																																																																		
実施内容	種類	位置																																																																																																																																																																																																																																																																						
排出ガス対策型の建設機械の採用	排出ガス対策型の建設機械の採用	事業実施区域(重機の稼働範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																						
番号	予測地点	年平均値	日平均値の年間98%値	基準又は目標	基準又は目標との整合状況																																																																																																																																																																																																																																																																			
1	三重県桑名郡 木曾岬町新輪1丁目	0.00808	0.0199	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
2	愛知県弥富市 曙1丁目	0.00819	0.0200	0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
番号	予測地点	年平均値	日平均値の年間2%除外値	基準又は目標	基準又は目標との整合状況																																																																																																																																																																																																																																																																			
1	三重県桑名郡 木曾岬町新輪1丁目	0.01501	0.0389	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること。	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
2	愛知県弥富市 曙1丁目	0.01502	0.0389	0.10mg/m ³ 以下であること。	○																																																																																																																																																																																																																																																																			

表 7-1(2) 環境影響評価結果の総合的な評価

環境要素の大区分	項目		調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果																																																																																																																																																																												
	環境要素の区分	影響要因の区分																																																																																																																																																																																
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	工事の実施 (資材の運搬)	<p>■大気汚染物質の状況</p> <p>工事の実施(重機の稼働)に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質と同様。</p> <p>■気象の状況</p> <p>工事の実施(重機の稼働)に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質と同様。</p> <p>■道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点</th> <th rowspan="2">調査対象道路</th> <th rowspan="2">道路構造</th> <th colspan="2">交通量 (台/24時間)</th> </tr> <tr> <th>大型車</th> <th>小型車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中</td> <td>三重県道木曾岬弥富停車場線</td> <td>平面道路(2車線)</td> <td>638</td> <td>1,043</td> </tr> <tr> <td>愛知県弥富市操出10丁目</td> <td>愛知県道名古屋西港線(西尾張中央道)</td> <td>平面道路(4車線)</td> <td>7,609</td> <td>6,973</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	調査対象道路	道路構造	交通量 (台/24時間)		大型車	小型車	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	三重県道木曾岬弥富停車場線	平面道路(2車線)	638	1,043	愛知県弥富市操出10丁目	愛知県道名古屋西港線(西尾張中央道)	平面道路(4車線)	7,609	6,973	<p><二酸化窒素の予測結果></p> <p>予測の結果、工事の実施(資材の運搬)による窒素酸化物の寄与濃度の年平均値は、0.000000~0.000001ppmとなる。</p> <p>既存交通の寄与濃度及びバックグラウンド濃度を含めた二酸化窒素の年平均値は、0.00806~0.00910ppmとなる。これを基に換算した日平均値の年間98%値は、0.0199~0.0211ppmとなり、二酸化窒素に係る環境基準に定められた値(0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内)以下になると予測される。</p> <p>[単位:ppm]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">番号</th> <th rowspan="3">予測地点</th> <th colspan="2">窒素酸化物</th> <th colspan="3">二酸化窒素</th> <th rowspan="3">日平均値の年間98%値</th> </tr> <tr> <th colspan="2">年平均値</th> <th colspan="3">年平均値</th> </tr> <tr> <th>寄与濃度</th> <th>BG濃度</th> <th>寄与濃度</th> <th>BG濃度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中</td> <td>西側</td> <td>0.000000</td> <td>0.00018</td> <td>0.00006</td> <td>0.00806</td> <td>0.0199</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0.000001</td> <td>0.00030</td> <td>0.00012</td> <td>0.00812</td> <td>0.0199</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">愛知県弥富市操出6丁目</td> <td>西側</td> <td>0.000001</td> <td>0.00148</td> <td>0.00080</td> <td>0.00880</td> <td>0.0207</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0.000000</td> <td>0.00196</td> <td>0.00110</td> <td>0.00910</td> <td>0.0211</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)BG濃度:バックグラウンド濃度</p> <p><浮遊粒子状物質の予測結果></p> <p>予測の結果、工事の実施(資材の運搬)による浮遊粒子状物質の寄与濃度の年平均値は、0.000000mg/m³以下となる。</p> <p>既存交通の寄与濃度及びバックグラウンド濃度を含めた浮遊粒子状物質の年平均値は、0.015005~0.015056mg/m³となる。これを基に換算した日平均値の2%除外値は、0.0389~0.0390mg/m³となり、浮遊粒子状物質に係る環境基準に定められた値(0.10mg/m³)以下になると予測される。</p> <p>[単位:mg/m³]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">番号</th> <th rowspan="3">予測地点</th> <th colspan="2">浮遊粒子状物質</th> <th rowspan="3">BG濃度</th> <th rowspan="3">計</th> <th rowspan="3">日平均値の年間2%除外値</th> </tr> <tr> <th colspan="2">年平均値</th> </tr> <tr> <th>寄与濃度</th> <th>既存交通</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中</td> <td>西側</td> <td>0.000000</td> <td>0.000005</td> <td>0.015005</td> <td>0.0389</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0.000000</td> <td>0.000009</td> <td>0.015009</td> <td>0.0389</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">愛知県弥富市操出6丁目</td> <td>西側</td> <td>0.000000</td> <td>0.000042</td> <td>0.015042</td> <td>0.0390</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0.000000</td> <td>0.000056</td> <td>0.015056</td> <td>0.0390</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)BG濃度:バックグラウンド濃度</p>	番号	予測地点	窒素酸化物		二酸化窒素			日平均値の年間98%値	年平均値		年平均値			寄与濃度	BG濃度	寄与濃度	BG濃度	計	1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	0.000000	0.00018	0.00006	0.00806	0.0199	東側	0.000001	0.00030	0.00012	0.00812	0.0199	2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	0.000001	0.00148	0.00080	0.00880	0.0207	東側	0.000000	0.00196	0.00110	0.00910	0.0211	番号	予測地点	浮遊粒子状物質		BG濃度	計	日平均値の年間2%除外値	年平均値		寄与濃度	既存交通	1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	0.000000	0.000005	0.015005	0.0389	東側	0.000000	0.000009	0.015009	0.0389	2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	0.000000	0.000042	0.015042	0.0390	東側	0.000000	0.000056	0.015056	0.0390	<p>■環境保全措置の検討結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用車両の分散</td> <td>沿道に保全対象が立地する工事用車両の運行ルート</td> </tr> <tr> <td>工事用車両を分散させることにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の集中的な発生が抑制される。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用車両を分散させることにより、騒音及び振動への影響が緩和される。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業者に対する工事用車両の運行の指導</td> <td>沿道に保全対象が立地する工事用車両の運行ルート</td> </tr> <tr> <td>運行時の不要なエンジン稼働を避けること等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生が低減される。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運行時の不要なエンジン稼働を避けること等により、騒音及び振動への影響が緩和される。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	工事用車両の分散	沿道に保全対象が立地する工事用車両の運行ルート	工事用車両を分散させることにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の集中的な発生が抑制される。		工事用車両を分散させることにより、騒音及び振動への影響が緩和される。		作業者に対する工事用車両の運行の指導	沿道に保全対象が立地する工事用車両の運行ルート	運行時の不要なエンジン稼働を避けること等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生が低減される。		運行時の不要なエンジン稼働を避けること等により、騒音及び振動への影響が緩和される。		<p>■回避又は低減に係る評価</p> <p>工事用車両の運行ルートは、できる限り集落や市街地における生活道路の通過を避けた既存道路を利用する計画としている。また、環境保全措置として、「工事用車両の分散」及び「作業者に対する工事用車両の運行の指導」を実施する。なお、事業実施段階においては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入する。これらのことから、工事の実施(資材の運搬)に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。</p> <p>■基準又は目標との整合性の検討</p> <p>各予測地点における工事の実施(資材の運搬)に係る二酸化窒素の日平均値の年間98%値は、0.0199~0.0211ppmとなり、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)に基づく環境基準との整合性が図られていると評価する。各予測地点における工事の実施(資材の運搬)に係る浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は、0.0389~0.0390mg/m³となり、「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)に基づく環境基準との整合性が図られていると評価する。</p> <p><整合を図る基準又は目標との整合性に係る評価結果(二酸化窒素)></p> <p>[単位:ppm]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間98%値</th> <th>基準又は目標</th> <th>基準又は目標との整合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中</td> <td>西側</td> <td>0.00806</td> <td>0.0199</td> <td>1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0.00812</td> <td>0.0199</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>愛知県弥富市操出6丁目</td> <td>西側</td> <td>0.00880</td> <td>0.0207</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0.00910</td> <td>0.0211</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p><整合を図る基準又は目標との整合性に係る評価結果(浮遊粒子状物質)></p> <p>[単位:mg/m³]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間2%除外値</th> <th>基準又は目標</th> <th>基準又は目標との整合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中</td> <td>西側</td> <td>0.015005</td> <td>0.0389</td> <td>1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であること。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0.015009</td> <td>0.0389</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>愛知県弥富市操出6丁目</td> <td>西側</td> <td>0.015042</td> <td>0.0390</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0.015056</td> <td>0.0390</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	年平均値	日平均値の年間98%値	基準又は目標	基準又は目標との整合状況	1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	0.00806	0.0199	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	○	東側	0.00812	0.0199		○	2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	0.00880	0.0207		○	東側	0.00910	0.0211		○	番号	予測地点	年平均値	日平均値の年間2%除外値	基準又は目標	基準又は目標との整合状況	1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	0.015005	0.0389	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること。	○	東側	0.015009	0.0389		○	2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	0.015042	0.0390		○	東側	0.015056	0.0390		○
							調査地点	調査対象道路	道路構造	交通量 (台/24時間)																																																																																																																																																																								
大型車	小型車																																																																																																																																																																																	
三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	三重県道木曾岬弥富停車場線	平面道路(2車線)	638	1,043																																																																																																																																																																														
愛知県弥富市操出10丁目	愛知県道名古屋西港線(西尾張中央道)	平面道路(4車線)	7,609	6,973																																																																																																																																																																														
番号	予測地点	窒素酸化物		二酸化窒素			日平均値の年間98%値																																																																																																																																																																											
		年平均値		年平均値																																																																																																																																																																														
		寄与濃度	BG濃度	寄与濃度	BG濃度	計																																																																																																																																																																												
1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	0.000000	0.00018	0.00006	0.00806	0.0199																																																																																																																																																																											
		東側	0.000001	0.00030	0.00012	0.00812	0.0199																																																																																																																																																																											
2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	0.000001	0.00148	0.00080	0.00880	0.0207																																																																																																																																																																											
		東側	0.000000	0.00196	0.00110	0.00910	0.0211																																																																																																																																																																											
番号	予測地点	浮遊粒子状物質		BG濃度	計	日平均値の年間2%除外値																																																																																																																																																																												
		年平均値																																																																																																																																																																																
		寄与濃度	既存交通																																																																																																																																																																															
1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	0.000000	0.000005	0.015005	0.0389																																																																																																																																																																												
		東側	0.000000	0.000009	0.015009	0.0389																																																																																																																																																																												
2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	0.000000	0.000042	0.015042	0.0390																																																																																																																																																																												
		東側	0.000000	0.000056	0.015056	0.0390																																																																																																																																																																												
種類	内容																																																																																																																																																																																	
工事用車両の分散	沿道に保全対象が立地する工事用車両の運行ルート																																																																																																																																																																																	
工事用車両を分散させることにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の集中的な発生が抑制される。																																																																																																																																																																																		
工事用車両を分散させることにより、騒音及び振動への影響が緩和される。																																																																																																																																																																																		
作業者に対する工事用車両の運行の指導	沿道に保全対象が立地する工事用車両の運行ルート																																																																																																																																																																																	
運行時の不要なエンジン稼働を避けること等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生が低減される。																																																																																																																																																																																		
運行時の不要なエンジン稼働を避けること等により、騒音及び振動への影響が緩和される。																																																																																																																																																																																		
番号	予測地点	年平均値	日平均値の年間98%値	基準又は目標	基準又は目標との整合状況																																																																																																																																																																													
1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	0.00806	0.0199	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	○																																																																																																																																																																												
	東側	0.00812	0.0199		○																																																																																																																																																																													
2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	0.00880	0.0207		○																																																																																																																																																																												
	東側	0.00910	0.0211		○																																																																																																																																																																													
番号	予測地点	年平均値	日平均値の年間2%除外値	基準又は目標	基準又は目標との整合状況																																																																																																																																																																													
1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	0.015005	0.0389	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること。	○																																																																																																																																																																												
	東側	0.015009	0.0389		○																																																																																																																																																																													
2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	0.015042	0.0390		○																																																																																																																																																																												
	東側	0.015056	0.0390		○																																																																																																																																																																													

表 7-1(3) 環境影響評価結果の総合的な評価

環境要素の大区分	項目		調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果																																																																												
	環境要素の区分	影響要因の区分																																																																																
大気質	二酸化窒素	土地の供用(土地の利用)	工事の実施(重機の稼働)に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質と同様。	<p><二酸化窒素の予測結果> 予測の結果、土地の供用(重機の稼働)による窒素酸化物の寄与濃度の年平均値は、0.00060~0.00121ppmとなる。 バックグラウンド濃度を含めた二酸化窒素の年平均値は、0.00828~0.00863ppmとなる。これを基に換算した日平均値の年間98%値は、0.0201~0.0206ppmとなり、二酸化窒素に係る環境基準に定められた値(0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内)以下になると予測される。</p> <p style="text-align: right;">[単位:ppm]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">番号</th> <th rowspan="3">予測地点</th> <th rowspan="3">エント</th> <th colspan="2">窒素酸化物</th> <th colspan="2">二酸化窒素</th> <th rowspan="3">日平均値の年間98%値</th> </tr> <tr> <th colspan="2">年平均値</th> <th colspan="2">年平均値</th> </tr> <tr> <th>重機寄与濃度</th> <th>寄与濃度</th> <th>BG濃度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目</td> <td>盛土(路体、路床)</td> <td>0.00060</td> <td>0.00028</td> <td>0.008</td> <td>0.00828</td> <td>0.0201</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>愛知県弥富市曙1丁目</td> <td>盛土(路体、路床)</td> <td>0.00121</td> <td>0.00063</td> <td>0.008</td> <td>0.00863</td> <td>0.0206</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)BG濃度:バックグラウンド濃度</p>	番号	予測地点	エント	窒素酸化物		二酸化窒素		日平均値の年間98%値	年平均値		年平均値		重機寄与濃度	寄与濃度	BG濃度	計	1	三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目	盛土(路体、路床)	0.00060	0.00028	0.008	0.00828	0.0201	2	愛知県弥富市曙1丁目	盛土(路体、路床)	0.00121	0.00063	0.008	0.00863	0.0206	<p>■環境保全措置の検討結果</p> <table border="1"> <tr> <td>実施種類</td> <td>排出ガス対策型の建設機械の採用</td> </tr> <tr> <td>内容位置</td> <td>事業実施区域(重機の稼働範囲)</td> </tr> <tr> <td>保全措置の効果</td> <td>効果の高い排出ガス対策型の重機を採用することにより、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質が抑制される。</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </table>	実施種類	排出ガス対策型の建設機械の採用	内容位置	事業実施区域(重機の稼働範囲)	保全措置の効果	効果の高い排出ガス対策型の重機を採用することにより、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質が抑制される。	他の環境への影響	なし	<p>■回避又は低減に係る評価</p> <p>対象事業は、住居等の保全対象から十分に離れた木曾岬干拓地で実施する計画としている。 また、環境保全措置として、「排出ガス対策型建設機械の採用」を実施する。なお、事業実施段階においては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入する。これらのことから、土地の供用(土地の利用)に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。</p> <p>■基準又は目標との整合性の検討</p> <p>各予測地点における土地の供用(土地の利用)に係る二酸化窒素の日平均値の年間98%値は、0.0201~0.0206ppmとなり、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)に基づく環境基準との整合が図られていると評価する。</p> <p>各予測地点における土地の供用(土地の利用)に係る浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は、0.0390mg/m³となり、「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)に基づく環境基準との整合が図られていると評価する。</p> <p><整合を図る基準又は目標との整合性に係る評価結果(二酸化窒素)></p> <p style="text-align: right;">[単位:ppm]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間98%値</th> <th>基準又は目標</th> <th>基準又は目標との整合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目</td> <td>0.00828</td> <td>0.0201</td> <td>1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>愛知県弥富市曙1丁目</td> <td>0.00863</td> <td>0.0206</td> <td>1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p><整合を図る基準又は目標との整合性に係る評価結果(浮遊粒子状物質)></p> <p style="text-align: right;">[単位:mg/m³]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間2%除外値</th> <th>基準又は目標</th> <th>基準又は目標との整合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目</td> <td>0.01503</td> <td>0.0390</td> <td>1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であること。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>愛知県弥富市曙1丁目</td> <td>0.01507</td> <td>0.0390</td> <td>1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であること。</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	年平均値	日平均値の年間98%値	基準又は目標	基準又は目標との整合状況	1	三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目	0.00828	0.0201	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	○	2	愛知県弥富市曙1丁目	0.00863	0.0206	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	○	番号	予測地点	年平均値	日平均値の年間2%除外値	基準又は目標	基準又は目標との整合状況	1	三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目	0.01503	0.0390	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること。	○	2	愛知県弥富市曙1丁目	0.01507	0.0390	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること。	○
	番号			予測地点				エント	窒素酸化物		二酸化窒素		日平均値の年間98%値																																																																					
年平均値		年平均値																																																																																
重機寄与濃度		寄与濃度	BG濃度		計																																																																													
1	三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目	盛土(路体、路床)	0.00060	0.00028	0.008	0.00828	0.0201																																																																											
2	愛知県弥富市曙1丁目	盛土(路体、路床)	0.00121	0.00063	0.008	0.00863	0.0206																																																																											
実施種類	排出ガス対策型の建設機械の採用																																																																																	
内容位置	事業実施区域(重機の稼働範囲)																																																																																	
保全措置の効果	効果の高い排出ガス対策型の重機を採用することにより、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質が抑制される。																																																																																	
他の環境への影響	なし																																																																																	
番号	予測地点	年平均値	日平均値の年間98%値	基準又は目標	基準又は目標との整合状況																																																																													
1	三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目	0.00828	0.0201	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	○																																																																													
2	愛知県弥富市曙1丁目	0.00863	0.0206	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	○																																																																													
番号	予測地点	年平均値	日平均値の年間2%除外値	基準又は目標	基準又は目標との整合状況																																																																													
1	三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目	0.01503	0.0390	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること。	○																																																																													
2	愛知県弥富市曙1丁目	0.01507	0.0390	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること。	○																																																																													
	浮遊粒子状物質		<p><浮遊粒子状物質の予測結果> 予測の結果、土地の供用(重機の稼働)による浮遊粒子状物質の寄与濃度の年平均値は、0.00003~0.00007mg/m³となる。 バックグラウンド濃度を含めた浮遊粒子状物質の年平均値は、0.01503~0.01507mg/m³となる。これを基に換算した日平均値の年間2%除外値は、0.0390mg/m³となり、浮遊粒子状物質に係る環境基準に定められた値(0.10mg/m³)以下になると予測される。</p> <p style="text-align: right;">[単位:mg/m³]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">番号</th> <th rowspan="3">予測地点</th> <th rowspan="3">エント</th> <th colspan="3">浮遊粒子状物質</th> <th rowspan="3">日平均値の年間2%除外値</th> </tr> <tr> <th colspan="3">年平均値</th> </tr> <tr> <th>寄与濃度</th> <th>BG濃度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目</td> <td>盛土(路体、路床)</td> <td>0.00003</td> <td>0.015</td> <td>0.01503</td> <td>0.0390</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>愛知県弥富市曙1丁目</td> <td>盛土(路体、路床)</td> <td>0.00007</td> <td>0.015</td> <td>0.01507</td> <td>0.0390</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)BG濃度:バックグラウンド濃度</p>	番号	予測地点	エント	浮遊粒子状物質			日平均値の年間2%除外値	年平均値			寄与濃度	BG濃度	計	1	三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目	盛土(路体、路床)	0.00003	0.015	0.01503	0.0390	2	愛知県弥富市曙1丁目	盛土(路体、路床)	0.00007	0.015	0.01507	0.0390																																																				
番号	予測地点	エント	浮遊粒子状物質				日平均値の年間2%除外値																																																																											
			年平均値																																																																															
			寄与濃度	BG濃度	計																																																																													
1	三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目	盛土(路体、路床)	0.00003	0.015	0.01503	0.0390																																																																												
2	愛知県弥富市曙1丁目	盛土(路体、路床)	0.00007	0.015	0.01507	0.0390																																																																												

表 7-1(4) 環境影響評価結果の総合的な評価

環境要素の大区分	項目		調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果																																																																																							
	環境要素の区分	影響要因の区分																																																																																											
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	土地の供用 (発生車両の走行)	<p>■大気汚染物質の状況 工事の実施(重機の稼働)に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質と同様。</p> <p>■気象の状況 工事の実施(重機の稼働)に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質と同様。</p> <p>■道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 工事の実施(資材の運搬)に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質と同様。</p>	<p><二酸化窒素の予測結果> 予測の結果、土地の供用(発生車両の走行)による窒素酸化物の寄与濃度の年平均値は、0.000017~0.000045ppmとなる。 既存交通の寄与濃度及びバックグラウンド濃度を含めた二酸化窒素の年平均値は、0.00808~0.00911ppmとなる。これを基に換算した日平均値の年間98%値は、0.0199~0.0211ppmとなり、二酸化窒素に係る環境基準に定められた値(0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内)以下になると予測される。</p> <p>[単位:ppm]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">番号</th> <th rowspan="3">予測地点</th> <th colspan="2">窒素酸化物</th> <th colspan="3">二酸化窒素</th> <th rowspan="3">日平均値の年間98%値</th> </tr> <tr> <th colspan="2">年平均値</th> <th colspan="3">年平均値</th> </tr> <tr> <th colspan="2">寄与濃度</th> <th rowspan="2">寄与濃度</th> <th rowspan="2">BG濃度</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>発生車両</th> <th>既存交通</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中</td> <td>西側</td> <td>0.000026</td> <td>0.00018</td> <td>0.00008</td> <td rowspan="2">0.008</td> <td>0.00808</td> <td>0.0199</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0.000045</td> <td>0.00030</td> <td>0.00014</td> <td>0.00814</td> <td>0.0200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">愛知県弥富市操出6丁目</td> <td>西側</td> <td>0.000017</td> <td>0.00148</td> <td>0.00080</td> <td rowspan="2">0.008</td> <td>0.00880</td> <td>0.0208</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0.000026</td> <td>0.00196</td> <td>0.00111</td> <td>0.00911</td> <td>0.0211</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)BG濃度:バックグラウンド濃度</p>	番号	予測地点	窒素酸化物		二酸化窒素			日平均値の年間98%値	年平均値		年平均値			寄与濃度		寄与濃度	BG濃度	計	発生車両	既存交通	1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	0.000026	0.00018	0.00008	0.008	0.00808	0.0199	東側	0.000045	0.00030	0.00014	0.00814	0.0200	2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	0.000017	0.00148	0.00080	0.008	0.00880	0.0208	東側	0.000026	0.00196	0.00111	0.00911	0.0211	<p>■環境保全措置の検討結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>種類</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発生車両の分散</td> <td rowspan="2">沿道に保全対象が立地する工事用車両の運行ルート</td> <td>発生車両を分散させることにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の集中的な発生が抑制される。</td> </tr> <tr> <td>発生車両を分散させることにより、騒音及び振動への影響が緩和される。</td> </tr> </tbody> </table> <p>他の環境への影響</p>	実施内容	種類	位置	発生車両の分散	沿道に保全対象が立地する工事用車両の運行ルート	発生車両を分散させることにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の集中的な発生が抑制される。	発生車両を分散させることにより、騒音及び振動への影響が緩和される。	<p>■回避又は低減に係る評価 発生車両の運行ルートは、できる限り集落や市街地における生活道路の通過を避けた既存道路を利用する計画としている。また、環境保全措置として、「発生車両の分散」及び「作業員に対する発生車両の運行の指導」を実施する。なお、事業実施段階においては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入する。これらのことから、土地の供用(発生車両の走行)に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。</p> <p>■基準又は目標との整合性の検討 各予測地点における土地の供用(発生車両の走行)に係る二酸化窒素の日平均値の年間98%値は、0.0199~0.0211ppmとなり、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)に基づく環境基準との整合が図られていると評価する。 各予測地点における土地の供用(発生車両の走行)に係る浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は、0.0389~0.0390mg/m³となり、「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)に基づく環境基準との整合が図られていると評価する。</p> <p><整合を図る基準又は目標との整合性に係る評価結果(二酸化窒素)></p> <p>[単位:ppm]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間98%値</th> <th>基準又は目標</th> <th>基準又は目標との整合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中</td> <td>西側</td> <td>0.00808</td> <td>0.0199</td> <td>1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0.00814</td> <td>0.0200</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">愛知県弥富市操出6丁目</td> <td>西側</td> <td>0.00880</td> <td>0.0208</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0.00911</td> <td>0.0212</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	年平均値	日平均値の年間98%値	基準又は目標	基準又は目標との整合状況	1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	0.00808	0.0199	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	○	東側	0.00814	0.0200		○	2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	0.00880	0.0208		○	東側	0.00911	0.0212		○
				番号			予測地点	窒素酸化物		二酸化窒素			日平均値の年間98%値																																																																																
年平均値		年平均値																																																																																											
寄与濃度		寄与濃度	BG濃度		計																																																																																								
発生車両	既存交通																																																																																												
1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	0.000026	0.00018	0.00008	0.008	0.00808	0.0199																																																																																					
		東側	0.000045	0.00030	0.00014		0.00814	0.0200																																																																																					
2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	0.000017	0.00148	0.00080	0.008	0.00880	0.0208																																																																																					
		東側	0.000026	0.00196	0.00111		0.00911	0.0211																																																																																					
実施内容	種類	位置																																																																																											
発生車両の分散	沿道に保全対象が立地する工事用車両の運行ルート	発生車両を分散させることにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の集中的な発生が抑制される。																																																																																											
		発生車両を分散させることにより、騒音及び振動への影響が緩和される。																																																																																											
番号	予測地点	年平均値	日平均値の年間98%値	基準又は目標	基準又は目標との整合状況																																																																																								
1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	0.00808	0.0199	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	○																																																																																							
		東側	0.00814	0.0200		○																																																																																							
2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	0.00880	0.0208		○																																																																																							
		東側	0.00911	0.0212		○																																																																																							
			<p><浮遊粒子状物質の予測結果> 予測の結果、土地の供用(発生車両の走行)による浮遊粒子状物質の寄与濃度の年平均値は、0.000001mg/m³となる。 既存交通の寄与濃度及びバックグラウンド濃度を含めた浮遊粒子状物質の年平均値は、0.015006~0.015057mg/m³となる。これを基に換算した日平均値の2%除外値は、0.0389~0.0390mg/m³となり、浮遊粒子状物質に係る環境基準に定められた値(0.10mg/m³)以下になると予測される。</p> <p>[単位:mg/m³]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">番号</th> <th rowspan="3">予測地点</th> <th colspan="2">浮遊粒子状物質</th> <th colspan="2">年平均値</th> <th rowspan="3">日平均値の年間2%除外値</th> </tr> <tr> <th colspan="2">年平均値</th> <th rowspan="2">BG濃度</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th colspan="2">寄与濃度</th> </tr> <tr> <th>発生車両</th> <th>既存交通</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中</td> <td>西側</td> <td>0.000001</td> <td>0.000005</td> <td rowspan="2">0.015</td> <td>0.015006</td> <td>0.0389</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0.000001</td> <td>0.000009</td> <td>0.015010</td> <td>0.0389</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">愛知県弥富市操出6丁目</td> <td>西側</td> <td>0.000001</td> <td>0.000042</td> <td rowspan="2">0.015</td> <td>0.015043</td> <td>0.0390</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0.000001</td> <td>0.000056</td> <td>0.015057</td> <td>0.0390</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)BG濃度:バックグラウンド濃度</p>	番号	予測地点	浮遊粒子状物質		年平均値		日平均値の年間2%除外値	年平均値		BG濃度	計	寄与濃度		発生車両	既存交通	1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	0.000001	0.000005	0.015	0.015006	0.0389	東側	0.000001	0.000009	0.015010	0.0389	2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	0.000001	0.000042	0.015	0.015043	0.0390	東側	0.000001	0.000056	0.015057	0.0390	<p><整合を図る基準又は目標との整合性に係る評価結果(浮遊粒子状物質)></p> <p>[単位:mg/m³]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間2%除外値</th> <th>基準又は目標</th> <th>基準又は目標との整合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中</td> <td>西側</td> <td>0.015006</td> <td>0.0389</td> <td>1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であること。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0.015010</td> <td>0.0389</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">愛知県弥富市操出6丁目</td> <td>西側</td> <td>0.015043</td> <td>0.0390</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0.015057</td> <td>0.0390</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	年平均値	日平均値の年間2%除外値	基準又は目標	基準又は目標との整合状況	1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	0.015006	0.0389	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること。	○	東側	0.015010	0.0389		○	2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	0.015043	0.0390		○	東側	0.015057	0.0390		○																		
番号	予測地点	浮遊粒子状物質				年平均値		日平均値の年間2%除外値																																																																																					
		年平均値				BG濃度	計																																																																																						
		寄与濃度																																																																																											
発生車両	既存交通																																																																																												
1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	0.000001	0.000005	0.015	0.015006	0.0389																																																																																						
		東側	0.000001	0.000009		0.015010	0.0389																																																																																						
2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	0.000001	0.000042	0.015	0.015043	0.0390																																																																																						
		東側	0.000001	0.000056		0.015057	0.0390																																																																																						
番号	予測地点	年平均値	日平均値の年間2%除外値	基準又は目標	基準又は目標との整合状況																																																																																								
1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	0.015006	0.0389	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること。	○																																																																																							
		東側	0.015010	0.0389		○																																																																																							
2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	0.015043	0.0390		○																																																																																							
		東側	0.015057	0.0390		○																																																																																							

表 7-1(5) 環境影響評価結果の総合的な評価

環境要素の大区分	項目		調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果																																																																				
	環境要素の区分	影響要因の区分																																																																								
大気質	粉じん等	工事の実施(重機の稼働、土地の造成)	<p>■大気汚染物質の状況 <季節別降下ばいじん量></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>測定期間</th> <th>降下ばいじん量 (t/km²/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">三重県桑名郡 木曾岬町源緑輪中</td> <td>秋季</td> <td>1.41</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>2.52</td> </tr> <tr> <td>春季</td> <td>1.42</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>0.89</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">愛知県弥富市 鍋田町稲山 (鍋田公民館)</td> <td>秋季</td> <td>1.36</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>0.78</td> </tr> <tr> <td>春季</td> <td>1.95</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>夏季</td> <td>0.71</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)調査結果は調査期間1週間の期間平均値を示す。</p> <p>■気象の状況 工事の実施(重機の稼働)に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質と同様。</p>	調査地点	測定期間	降下ばいじん量 (t/km ² /月)	三重県桑名郡 木曾岬町源緑輪中	秋季	1.41	冬季	2.52	春季	1.42	夏季	0.89	愛知県弥富市 鍋田町稲山 (鍋田公民館)	秋季	1.36	冬季	0.78	春季	1.95			夏季	0.71	<p>予測の結果、工事の実施(重機の稼働、土地の造成)に係る季節別の降下ばいじん量は、0.20～2.12t/km²/月となり、すべての地点において、「参考となる値」である10t/km²/月以下になると予測される。 なお、「参考となる値」とは、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした目安20t/km²/月※から、降下ばいじん量の比較的高い地域の値である10t/km²/月を差し引いて設定された値を示す。</p> <p>※「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について」(平成2年7月、環大自第84号)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">工事の区分</th> <th rowspan="2">工事の種類</th> <th rowspan="2">エント</th> <th colspan="4">降下ばいじん量</th> <th rowspan="2">参考となる値</th> </tr> <tr> <th>春</th> <th>夏</th> <th>秋</th> <th>冬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>三重県桑名郡 木曾岬町新輪1丁目</td> <td rowspan="2">整地工</td> <td rowspan="2">掘削工</td> <td rowspan="2">土砂掘削</td> <td>0.64</td> <td>1.42</td> <td>0.66</td> <td>0.20</td> <td rowspan="2">10</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>愛知県弥富市 曙1丁目</td> <td>1.60</td> <td>2.12</td> <td>1.49</td> <td>0.80</td> </tr> </tbody> </table> <p>[単位:t/km²/月]</p>	番号	予測地点	工事の区分	工事の種類	エント	降下ばいじん量				参考となる値	春	夏	秋	冬	1	三重県桑名郡 木曾岬町新輪1丁目	整地工	掘削工	土砂掘削	0.64	1.42	0.66	0.20	10	2	愛知県弥富市 曙1丁目	1.60	2.12	1.49	0.80	<p>■環境保全措置の検討結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>種類</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事中の散水</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業実施区域(重機の稼働範囲)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>粉じん等の事業実施区域(重機の稼働範囲)からの発生が抑制される。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施内容	種類	位置	工事中の散水			事業実施区域(重機の稼働範囲)			粉じん等の事業実施区域(重機の稼働範囲)からの発生が抑制される。			他の環境への影響	なし		<p>■回避又は低減に係る評価</p> <p>対象事業は、住居等の保全対象から十分に離れた木曾岬干拓地で実施する計画としている。 また、予測の結果、工事の実施(重機の稼働、土地の造成)に係る粉じん等の影響については、季節別の降下ばいじん量が「参考となる値」である10t/km²/月以下となる。 さらに、環境保全措置として、「工事中の散水」を実施する。なお、事業実施段階においては、粉じん等の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入する。 これらのことから、工事の実施(重機の稼働、土地の造成)に係る粉じん等の影響は、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減されていると評価する。</p>
		調査地点	測定期間	降下ばいじん量 (t/km ² /月)																																																																						
三重県桑名郡 木曾岬町源緑輪中	秋季	1.41																																																																								
	冬季	2.52																																																																								
	春季	1.42																																																																								
	夏季	0.89																																																																								
愛知県弥富市 鍋田町稲山 (鍋田公民館)	秋季	1.36																																																																								
	冬季	0.78																																																																								
	春季	1.95																																																																								
		夏季	0.71																																																																							
番号	予測地点	工事の区分	工事の種類	エント	降下ばいじん量				参考となる値																																																																	
					春	夏	秋	冬																																																																		
1	三重県桑名郡 木曾岬町新輪1丁目	整地工	掘削工	土砂掘削	0.64	1.42	0.66	0.20	10																																																																	
2	愛知県弥富市 曙1丁目				1.60	2.12	1.49	0.80																																																																		
実施内容	種類	位置																																																																								
工事中の散水																																																																										
事業実施区域(重機の稼働範囲)																																																																										
粉じん等の事業実施区域(重機の稼働範囲)からの発生が抑制される。																																																																										
他の環境への影響	なし																																																																									
		工事の実施(資材の運搬)	<p>■大気汚染物質の状況 工事の実施(重機の稼働)に係る粉じん等と同様。</p> <p>■気象の状況 工事の実施(重機の稼働)に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質と同様。</p> <p>■道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 工事の実施(資材の運搬)に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質と同様。</p>	<p>予測の結果、工事の実施(資材の運搬)に係る季節別の降下ばいじん量は、0.01～0.04t/km²/月となり、すべての地点において、「参考となる値」である10t/km²/月以下になると予測される。 なお、「参考となる値」とは、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした目安20t/km²/月※から、降下ばいじん量の比較的高い地域の値である10t/km²/月を差し引いて設定された値である。</p> <p>※「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について」(平成2年7月、環大自第84号)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="4">降下ばいじん量</th> <th rowspan="2">参考となる値</th> </tr> <tr> <th>春</th> <th>夏</th> <th>秋</th> <th>冬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>三重県桑名郡 木曾岬町源緑輪中</td> <td>西側</td> <td>0.01</td> <td>0.02</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> <td rowspan="4">10</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0.04</td> <td>0.02</td> <td>0.04</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>愛知県弥富市 操出6丁目</td> <td>西側</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0.02</td> <td>0.02</td> <td>0.02</td> <td>0.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>[単位:t/km²/月]</p>	番号	予測地点	降下ばいじん量				参考となる値	春	夏	秋	冬	1	三重県桑名郡 木曾岬町源緑輪中	西側	0.01	0.02	0.01	0.01	10	東側	0.04	0.02	0.04	0.04	2	愛知県弥富市 操出6丁目	西側	0.01	0.01	0.01	0.01	東側	0.02	0.02	0.02	0.01	<p>■環境保全措置の検討結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>種類</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイヤ等の洗浄</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業実施区域</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイヤ等の洗浄を行うことにより、粉じん等の発生が低減される。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>種類</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用車両の分散</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>沿道に保全対象が立地する工事用車両の運行ルート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用車両を分散させることにより、粉じん等の集中的な発生が抑制される。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用車両を分散させることにより、騒音及び振動への影響が緩和される。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施内容	種類	位置	タイヤ等の洗浄			事業実施区域			タイヤ等の洗浄を行うことにより、粉じん等の発生が低減される。			他の環境への影響	なし		実施内容	種類	位置	工事用車両の分散			沿道に保全対象が立地する工事用車両の運行ルート			工事用車両を分散させることにより、粉じん等の集中的な発生が抑制される。			工事用車両を分散させることにより、騒音及び振動への影響が緩和される。			<p>■回避又は低減に係る評価</p> <p>工事用車両の運行ルートは、できる限り集落や市街地における生活道路の通過を避けた既存道路を利用する計画としている。 また、予測の結果、工事の実施(資材の運搬)に係る粉じん等の影響については、季節別の降下ばいじん量が「参考となる値」である10t/km²/月以下となる。 さらに、環境保全措置として、「タイヤ等の洗浄」及び「工事用車両の分散」を実施する。なお、事業実施段階においては、粉じん等の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入する。 これらのことから、工事の実施(資材の運搬)に係る粉じん等の影響は、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減されていると評価する。</p>		
番号	予測地点	降下ばいじん量					参考となる値																																																																			
		春	夏	秋	冬																																																																					
1	三重県桑名郡 木曾岬町源緑輪中	西側	0.01	0.02	0.01	0.01	10																																																																			
	東側	0.04	0.02	0.04	0.04																																																																					
2	愛知県弥富市 操出6丁目	西側	0.01	0.01	0.01	0.01																																																																				
	東側	0.02	0.02	0.02	0.01																																																																					
実施内容	種類	位置																																																																								
タイヤ等の洗浄																																																																										
事業実施区域																																																																										
タイヤ等の洗浄を行うことにより、粉じん等の発生が低減される。																																																																										
他の環境への影響	なし																																																																									
実施内容	種類	位置																																																																								
工事用車両の分散																																																																										
沿道に保全対象が立地する工事用車両の運行ルート																																																																										
工事用車両を分散させることにより、粉じん等の集中的な発生が抑制される。																																																																										
工事用車両を分散させることにより、騒音及び振動への影響が緩和される。																																																																										

表 7-1(6) 環境影響評価結果の総合的な評価

環境要素の大区分	項目		調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果																																																														
	環境要素の区分	影響要因の区分																																																																		
大気質	粉じん等	土地の供用(土地の利用)	<p>■大気汚染物質の状況 工事の実施(重機の稼働)に係る粉じん等と同様。</p> <p>■気象の状況 工事の実施(重機の稼働)に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質と同様。</p>	<p>予測の結果、工事の実施(重機の稼働、土地の造成)に係る季節別の降下ばいじん量は、6.48t/km²/月となり、すべての地点において、「参考となる値」である10t/km²/月以下になると予測される。</p> <p>なお、「参考となる値」とは、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした目安20t/km²/月[※]から、降下ばいじん量の比較的高い地域の値である10t/km²/月を差し引いて設定された値を示す。</p> <p>※「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について」(平成2年7月、環大自第84号)</p> <p style="text-align: right;">[単位:t/km²/月]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">工事の区分</th> <th rowspan="2">工事の種類</th> <th rowspan="2">エント</th> <th colspan="4">降下ばいじん量</th> <th rowspan="2">参考となる値</th> </tr> <tr> <th>春</th> <th>夏</th> <th>秋</th> <th>冬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目</td> <td rowspan="2">盛土工</td> <td rowspan="2">盛土工(路体、路床)</td> <td rowspan="2">盛土工(路体、路床)</td> <td>6.48</td> <td>6.48</td> <td>6.48</td> <td>6.48</td> <td rowspan="2">10</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>愛知県弥富市曙1丁目</td> <td>6.48</td> <td>6.48</td> <td>6.48</td> <td>6.48</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	工事の区分	工事の種類	エント	降下ばいじん量				参考となる値	春	夏	秋	冬	1	三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目	盛土工	盛土工(路体、路床)	盛土工(路体、路床)	6.48	6.48	6.48	6.48	10	2	愛知県弥富市曙1丁目	6.48	6.48	6.48	6.48	<p>■環境保全措置の検討結果</p> <table border="1"> <tr> <th>実施内容</th> <th>種類</th> <th>位置</th> </tr> <tr> <td></td> <td>ストックヤード供用時の散水</td> <td>事業実施区域(重機の稼働範囲)</td> </tr> <tr> <th>効果</th> <td colspan="2">粉じん等の事業実施区域(重機の稼働範囲)からの発生が抑制される。</td> </tr> <tr> <th>他の環境への影響</th> <td colspan="2">なし</td> </tr> </table>	実施内容	種類	位置		ストックヤード供用時の散水	事業実施区域(重機の稼働範囲)	効果	粉じん等の事業実施区域(重機の稼働範囲)からの発生が抑制される。		他の環境への影響	なし		<p>■回避又は低減に係る評価</p> <p>対象事業は、住居等の保全対象から十分に離れた木曾岬干拓地で実施する計画としている。</p> <p>また、予測の結果、土地の供用(土地の利用)に係る粉じん等の影響については、季節別の降下ばいじん量が「参考となる値」である10t/km²/月以下となる。</p> <p>さらに、環境保全措置として、「ストックヤード供用時の散水」を実施する。なお、事業実施段階においては、粉じん等の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入する。</p> <p>これらのことから、土地の供用(土地の利用)に係る粉じん等の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。</p>																				
		番号	予測地点	工事の区分						工事の種類	エント	降下ばいじん量				参考となる値																																																				
春	夏				秋	冬																																																														
1	三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目	盛土工	盛土工(路体、路床)	盛土工(路体、路床)	6.48	6.48	6.48	6.48	10																																																											
2	愛知県弥富市曙1丁目				6.48	6.48	6.48	6.48																																																												
実施内容	種類	位置																																																																		
	ストックヤード供用時の散水	事業実施区域(重機の稼働範囲)																																																																		
効果	粉じん等の事業実施区域(重機の稼働範囲)からの発生が抑制される。																																																																			
他の環境への影響	なし																																																																			
		土地の供用(発生車両の走行)	<p>■大気汚染物質の状況 工事の実施(重機の稼働)に係る粉じん等と同様。</p> <p>■気象の状況 工事の実施(重機の稼働)に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質と同様。</p> <p>■道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 工事の実施(資材の運搬)に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質と同様。</p>	<p>予測の結果、土地の供用(発生車両の走行)に係る季節別の降下ばいじん量は、0.32~2.43t/km²/月となり、すべての地点において、「参考となる値」である10t/km²/月以下になると予測される。</p> <p>なお、「参考となる値」とは、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした目安20t/km²/月[※]から、降下ばいじん量の比較的高い地域の値である10t/km²/月を差し引いて設定された値である。</p> <p>※「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について」(平成2年7月、環大自第84号)</p> <p style="text-align: right;">[単位:t/km²/月]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="4">降下ばいじん量</th> <th rowspan="2">参考となる値</th> </tr> <tr> <th>春</th> <th>夏</th> <th>秋</th> <th>冬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中</td> <td>西側</td> <td>0.43</td> <td>0.94</td> <td>1.50</td> <td>0.37</td> <td rowspan="4">10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東側</td> <td>2.20</td> <td>1.52</td> <td>2.43</td> <td>2.31</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>愛知県弥富市操出6丁目</td> <td>西側</td> <td>0.32</td> <td>0.39</td> <td>0.45</td> <td>0.48</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東側</td> <td>1.01</td> <td>1.04</td> <td>1.01</td> <td>0.85</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	降下ばいじん量				参考となる値	春	夏	秋	冬	1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	0.43	0.94	1.50	0.37	10		東側	2.20	1.52	2.43	2.31	2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	0.32	0.39	0.45	0.48		東側	1.01	1.04	1.01	0.85	<p>■環境保全措置の検討結果</p> <table border="1"> <tr> <th>実施内容</th> <th>種類</th> <th>位置</th> </tr> <tr> <td></td> <td>タイヤ等の洗浄</td> <td>事業実施区域</td> </tr> <tr> <th>効果</th> <td colspan="2">タイヤ等の洗浄を行うことにより、粉じん等の発生が低減される。</td> </tr> <tr> <th>他の環境への影響</th> <td colspan="2">なし</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>実施内容</th> <th>種類</th> <th>位置</th> </tr> <tr> <td></td> <td>発生車両の分散</td> <td>沿道に保全対象が立地する発生車両の運行ルート</td> </tr> <tr> <th>効果</th> <td colspan="2">発生車両を分散させることにより、粉じん等の集中的な発生が抑制される。</td> </tr> <tr> <th>他の環境への影響</th> <td colspan="2">発生車両を分散させることにより、騒音及び振動への影響が緩和される。</td> </tr> </table>	実施内容	種類	位置		タイヤ等の洗浄	事業実施区域	効果	タイヤ等の洗浄を行うことにより、粉じん等の発生が低減される。		他の環境への影響	なし		実施内容	種類	位置		発生車両の分散	沿道に保全対象が立地する発生車両の運行ルート	効果	発生車両を分散させることにより、粉じん等の集中的な発生が抑制される。		他の環境への影響	発生車両を分散させることにより、騒音及び振動への影響が緩和される。		<p>■回避又は低減に係る評価</p> <p>発生車両の走行ルートは、できる限り集落や市街地における生活道路の通過を避けた既存道路を利用する計画としている。</p> <p>また、予測の結果、土地の供用(発生車両の走行)に係る粉じん等の影響については、季節別の降下ばいじん量が「参考となる値」である10t/km²/月以下となる。</p> <p>さらに、環境保全措置として、「タイヤ等の洗浄」及び「発生車両の分散」を実施する。なお、事業実施段階においては、粉じん等の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入する。</p> <p>これらのことから、土地の供用(発生車両の走行)に係る粉じん等の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。</p>
番号	予測地点	降下ばいじん量					参考となる値																																																													
		春	夏	秋	冬																																																															
1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	0.43	0.94	1.50	0.37	10																																																													
		東側	2.20	1.52	2.43	2.31																																																														
2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	0.32	0.39	0.45	0.48																																																														
		東側	1.01	1.04	1.01	0.85																																																														
実施内容	種類	位置																																																																		
	タイヤ等の洗浄	事業実施区域																																																																		
効果	タイヤ等の洗浄を行うことにより、粉じん等の発生が低減される。																																																																			
他の環境への影響	なし																																																																			
実施内容	種類	位置																																																																		
	発生車両の分散	沿道に保全対象が立地する発生車両の運行ルート																																																																		
効果	発生車両を分散させることにより、粉じん等の集中的な発生が抑制される。																																																																			
他の環境への影響	発生車両を分散させることにより、騒音及び振動への影響が緩和される。																																																																			

表 7-1(7) 環境影響評価結果の総合的な評価

環境要素の大区分	項目		調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果																																																																																																	
	環境要素の区分	影響要因の区分																																																																																																					
騒音	騒音	工事の実施(重機の稼働)	<p>■騒音の状況 <環境騒音(騒音レベルの90%レンジの上端値)> [単位:dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>調査地点</th> <th>騒音レベルの90%レンジの上端値(L_{A5})</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>愛知県弥富市鍋田町稲山(鍋田公民館)</td> <td>56</td> </tr> </tbody> </table> <p>■地表面の状況 事業実施区域が位置する木曾岬干拓地内は主に草地であり、木曾岬干拓地周辺は主に農耕地であった。</p>	番号	調査地点	騒音レベルの90%レンジの上端値(L _{A5})	1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	56	2	愛知県弥富市鍋田町稲山(鍋田公民館)	56	<p>予測の結果、工事の実施(重機の稼働)に係る騒音レベル(L_{A5}又はL_{A,Fmax,5})は、59~69dBとなり、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準である85dB以下になると予測される。 [単位:dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>ユニット</th> <th>騒音レベル(dB) (L_{A5}又はL_{A,Fmax,5})</th> <th>基準(dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目</td> <td rowspan="2">土砂掘削</td> <td>59</td> <td rowspan="2">85</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>愛知県弥富市曙1丁目</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)表中の基準は、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を示す。 注2)表中のユニットは、予測地点の工事の区分における予測対象ユニットを示す。</p>	番号	予測地点	ユニット	騒音レベル(dB) (L _{A5} 又はL _{A,Fmax,5})	基準(dB)	1	三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目	土砂掘削	59	85	2	愛知県弥富市曙1丁目	69	<p>■環境保全措置の検討結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>種類</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低騒音型建設機械の採用</td> <td></td> <td>事業実施区域(重機の稼働範囲)</td> </tr> <tr> <td>低騒音型建設機械を採用することにより、騒音の発生が低減される。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td></td> <td>陸生動物及び生態系への影響が緩和される。</td> </tr> </tbody> </table>	実施内容	種類	位置	低騒音型建設機械の採用		事業実施区域(重機の稼働範囲)	低騒音型建設機械を採用することにより、騒音の発生が低減される。			他の環境への影響		陸生動物及び生態系への影響が緩和される。	<p>■回避又は低減に係る評価 対象事業は、住居等の保全対象から十分に離れた木曾岬干拓地で実施する計画としている。 また、環境保全措置として、「低騒音型建設機械の採用」を実施する。なお、事業実施段階においては、騒音の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入する。 これらのことから、工事の実施(重機の稼働)に係る騒音に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。</p> <p>■基準又は目標との整合性の検討 各予測地点における工事の実施(重機の稼働)に係る騒音の予測結果(L_{A5}又はL_{A,Fmax,5})は、59~69dBとなり、基準又は目標との整合が図られていると評価する。</p> <p><整合を図る基準又は目標との整合性に関する評価結果> [単位:dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>ユニット</th> <th>騒音レベル(dB) (L_{A5}又はL_{A,Fmax,5})</th> <th>基準又は目標(dB)</th> <th>基準又は目標との整合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目</td> <td rowspan="2">土砂掘削</td> <td>59</td> <td rowspan="2">85</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>愛知県弥富市曙1丁目</td> <td>69</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	ユニット	騒音レベル(dB) (L _{A5} 又はL _{A,Fmax,5})	基準又は目標(dB)	基準又は目標との整合状況	1	三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目	土砂掘削	59	85	○	2	愛知県弥富市曙1丁目	69	○																																															
		番号	調査地点	騒音レベルの90%レンジの上端値(L _{A5})																																																																																																			
1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	56																																																																																																					
2	愛知県弥富市鍋田町稲山(鍋田公民館)	56																																																																																																					
番号	予測地点	ユニット	騒音レベル(dB) (L _{A5} 又はL _{A,Fmax,5})	基準(dB)																																																																																																			
1	三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目	土砂掘削	59	85																																																																																																			
2	愛知県弥富市曙1丁目		69																																																																																																				
実施内容	種類	位置																																																																																																					
低騒音型建設機械の採用		事業実施区域(重機の稼働範囲)																																																																																																					
低騒音型建設機械を採用することにより、騒音の発生が低減される。																																																																																																							
他の環境への影響		陸生動物及び生態系への影響が緩和される。																																																																																																					
番号	予測地点	ユニット	騒音レベル(dB) (L _{A5} 又はL _{A,Fmax,5})	基準又は目標(dB)	基準又は目標との整合状況																																																																																																		
1	三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目	土砂掘削	59	85	○																																																																																																		
2	愛知県弥富市曙1丁目		69		○																																																																																																		
		工事の実施(資材の運搬)	<p>■騒音の状況 <道路交通騒音(等価騒音レベル)> [単位:dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">調査地点</th> <th colspan="2">調査結果(L_{A5})</th> <th colspan="2">環境基準</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中</td> <td>63</td> <td></td> <td>70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>愛知県弥富市操出10丁目</td> <td>70</td> <td></td> <td>70</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■地表面の状況 事業実施区域周辺における沿道に保全対象が立地する工事用車両及び発生車両の走行を予定している道路の沿道は、主にコンクリート・アスファルト等の固い地面であった。</p> <p>■道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点</th> <th rowspan="2">調査対象道路</th> <th rowspan="2">道路構造</th> <th colspan="2">交通量(台/16時間)</th> </tr> <tr> <th>大型車</th> <th>小型車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中</td> <td>三重県道木曾岬弥富停車場線</td> <td>平面道路(2車線)</td> <td>607</td> <td>1,007</td> </tr> <tr> <td>愛知県弥富市操出10丁目</td> <td>愛知県道名古屋西港線(西尾張中央道)</td> <td>平面道路(4車線)</td> <td>6,895</td> <td>6,464</td> </tr> </tbody> </table>	番号	調査地点	調査結果(L _{A5})		環境基準		昼間	夜間	昼間	夜間	1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	63		70		2	愛知県弥富市操出10丁目	70		70		調査地点	調査対象道路	道路構造	交通量(台/16時間)		大型車	小型車	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	三重県道木曾岬弥富停車場線	平面道路(2車線)	607	1,007	愛知県弥富市操出10丁目	愛知県道名古屋西港線(西尾張中央道)	平面道路(4車線)	6,895	6,464	<p>予測の結果、工事用車両の運行に係る等価騒音レベル(L_{Aeq})は、63~70dBとなる。 すべての地点において、予測結果は、整合を図る基準又は目標以下になると予測される。 [単位:dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>現況値(L_{Aeq})</th> <th>ΔL</th> <th>予測結果(L_{Aeq})</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中</td> <td rowspan="2">63</td> <td>西側</td> <td>0</td> <td>63</td> <td rowspan="2">70</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">愛知県弥富市操出6丁目</td> <td rowspan="2">70</td> <td>西側</td> <td>0</td> <td>70</td> <td rowspan="2">70</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)表中の0は、小数第1位を四捨五入し0となることを示す。 注2)表中の基準は、「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に基づき、各予測地点の地域の区分等に応じて設定された基準値を示す。</p>	番号	予測地点	現況値(L _{Aeq})	ΔL	予測結果(L _{Aeq})	基準	1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	63	西側	0	63	70	東側	0	63	2	愛知県弥富市操出6丁目	70	西側	0	70	70	東側	0	70	<p>■環境保全措置の検討結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>種類</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用車両の分散</td> <td></td> <td>沿道に保全対象が立地する工事用車両の運行ルート</td> </tr> <tr> <td>工事用車両を分散させることにより、騒音の集中的な発生が抑制される。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td></td> <td>工事用車両を分散させることにより、大気質及び振動への影響が緩和される。</td> </tr> </tbody> </table> <p>■基準又は目標との整合性の検討 各予測地点における工事の実施(資材の運搬)に係る騒音の予測結果(L_{Aeq})は、63~70dBとなり、基準又は目標との整合が図られていると評価する。</p> <p><整合を図る基準又は目標との整合性に関する評価結果> [単位:dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>現況値</th> <th>予測結果(L_{Aeq})</th> <th>基準又は目標との整合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中</td> <td>西側</td> <td>63</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>63</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">愛知県弥富市操出6丁目</td> <td>西側</td> <td>70</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>70</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)表中の基準又は目標は、「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に基づき、各予測地点の地域の区分等に応じて設定された基準値を示す。</p>	実施内容	種類	位置	工事用車両の分散		沿道に保全対象が立地する工事用車両の運行ルート	工事用車両を分散させることにより、騒音の集中的な発生が抑制される。			他の環境への影響		工事用車両を分散させることにより、大気質及び振動への影響が緩和される。	番号	予測地点	現況値	予測結果(L _{Aeq})	基準又は目標との整合状況	1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	63	○	東側	63	○	2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	70	○	東側	70	○
番号	調査地点	調査結果(L _{A5})				環境基準																																																																																																	
		昼間	夜間	昼間	夜間																																																																																																		
1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	63		70																																																																																																			
2	愛知県弥富市操出10丁目	70		70																																																																																																			
調査地点	調査対象道路	道路構造	交通量(台/16時間)																																																																																																				
			大型車	小型車																																																																																																			
三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	三重県道木曾岬弥富停車場線	平面道路(2車線)	607	1,007																																																																																																			
愛知県弥富市操出10丁目	愛知県道名古屋西港線(西尾張中央道)	平面道路(4車線)	6,895	6,464																																																																																																			
番号	予測地点	現況値(L _{Aeq})	ΔL	予測結果(L _{Aeq})	基準																																																																																																		
1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	63	西側	0	63	70																																																																																																	
			東側	0	63																																																																																																		
2	愛知県弥富市操出6丁目	70	西側	0	70	70																																																																																																	
			東側	0	70																																																																																																		
実施内容	種類	位置																																																																																																					
工事用車両の分散		沿道に保全対象が立地する工事用車両の運行ルート																																																																																																					
工事用車両を分散させることにより、騒音の集中的な発生が抑制される。																																																																																																							
他の環境への影響		工事用車両を分散させることにより、大気質及び振動への影響が緩和される。																																																																																																					
番号	予測地点	現況値	予測結果(L _{Aeq})	基準又は目標との整合状況																																																																																																			
1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	63	○																																																																																																			
		東側	63	○																																																																																																			
2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	70	○																																																																																																			
		東側	70	○																																																																																																			

表 7-1(8) 環境影響評価結果の総合的な評価

環境要素の大区分	項目		調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果																																																																	
	環境要素の区分	影響要因の区分																																																																					
騒音	騒音	土地の供用(重機の稼働)	工事の実施(重機の稼働)に係る騒音と同様。	<p>予測の結果、土地の供用(土地の利用)に係る騒音レベル(L_{A5}又は$L_{A,Fmax,5}$)は69~75dBとなり、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準である85dB以下になると予測される。</p> <p>[単位:dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>ユニット</th> <th>騒音レベル(dB) (L_{A5}又は$L_{A,Fmax,5}$)</th> <th>基準 (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目</td> <td rowspan="2">盛土 (路体、路床)</td> <td>69</td> <td rowspan="2">85</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>愛知県弥富市曙1丁目</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)表中の基準は、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を示す。 注2)表中のユニットは、予測地点の工事の区分における予測対象ユニットを示す。</p>	番号	予測地点	ユニット	騒音レベル(dB) (L_{A5} 又は $L_{A,Fmax,5}$)	基準 (dB)	1	三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目	盛土 (路体、路床)	69	85	2	愛知県弥富市曙1丁目	75	<p>■環境保全措置の検討結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>低騒音型建設機械の採用</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>事業実施区域(重機の稼働範囲)</td> </tr> <tr> <td>効果</td> <td>低騒音型建設機械を採用することにより、騒音の発生が低減される。</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>陸生動物及び生態系への影響が緩和される。</td> </tr> </tbody> </table>	実施内容	種類	種類	低騒音型建設機械の採用	位置	事業実施区域(重機の稼働範囲)	効果	低騒音型建設機械を採用することにより、騒音の発生が低減される。	他の環境への影響	陸生動物及び生態系への影響が緩和される。	<p>■回避又は低減に係る評価</p> <p>対象事業は、住居等の保全対象から十分に離れた木曾岬干拓地で実施する計画としている。 また、環境保全措置として、「低騒音型建設機械の採用」を実施する。なお、事業実施段階においては、騒音の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入する。 これらのことから、土地の供用(土地の利用)に係る騒音に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。</p> <p>■基準又は目標との整合性の検討</p> <p>各予測地点における土地の供用(土地の利用)に係る騒音の予測結果(L_{A5}又は$L_{A,Fmax,5}$)は、69~75dBとなり、基準又は目標との整合が図られていると評価する。</p> <p><整合を図る基準又は目標との整合性に関する評価結果></p> <p>[単位:dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>ユニット</th> <th>騒音レベル(dB) (L_{A5}又は$L_{A,Fmax,5}$)</th> <th>基準又は目標 (dB)</th> <th>基準又は目標との整合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目</td> <td rowspan="2">盛土 (路体、路床)</td> <td>69</td> <td rowspan="2">85</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>愛知県弥富市曙1丁目</td> <td>75</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	ユニット	騒音レベル(dB) (L_{A5} 又は $L_{A,Fmax,5}$)	基準又は目標 (dB)	基準又は目標との整合状況	1	三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目	盛土 (路体、路床)	69	85	○	2	愛知県弥富市曙1丁目	75	○																										
		番号	予測地点	ユニット	騒音レベル(dB) (L_{A5} 又は $L_{A,Fmax,5}$)	基準 (dB)																																																																	
1	三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目	盛土 (路体、路床)	69	85																																																																			
2	愛知県弥富市曙1丁目		75																																																																				
実施内容	種類																																																																						
種類	低騒音型建設機械の採用																																																																						
位置	事業実施区域(重機の稼働範囲)																																																																						
効果	低騒音型建設機械を採用することにより、騒音の発生が低減される。																																																																						
他の環境への影響	陸生動物及び生態系への影響が緩和される。																																																																						
番号	予測地点	ユニット	騒音レベル(dB) (L_{A5} 又は $L_{A,Fmax,5}$)	基準又は目標 (dB)	基準又は目標との整合状況																																																																		
1	三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目	盛土 (路体、路床)	69	85	○																																																																		
2	愛知県弥富市曙1丁目		75		○																																																																		
		土地の供用(発生車両の走行)	工事の実施(資材の運搬)に係る騒音と同様。	<p>予測の結果、工事用車両の運行に係る等価騒音レベル(L_{Aeq})は、65~70dBとなる。 すべての地点において、予測結果は、整合を図る基準又は目標以下になると予測される。</p> <p>[単位:dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>現況値 (L_{Aeq})</th> <th>ΔL</th> <th>予測結果 (L_{Aeq})</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中</td> <td>西側</td> <td>2</td> <td>65</td> <td rowspan="2">70</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>2</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">愛知県弥富市操出6丁目</td> <td>西側</td> <td>0</td> <td>70</td> <td rowspan="2">70</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)表中の0は、小数第1位を四捨五入し0となることを示す。 注2)表中の基準は、「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に基づき、各予測地点の地域の区分等に応じて設定された基準値を示す。</p>	番号	予測地点	現況値 (L_{Aeq})	ΔL	予測結果 (L_{Aeq})	基準	1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	2	65	70	東側	2	65	2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	0	70	70	東側	0	70	<p>■環境保全措置の検討結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>発生車両の分散</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>沿道に保全対象が立地する発生車両の運行ルート</td> </tr> <tr> <td>効果</td> <td>発生車両を分散させることにより、騒音の集中的な発生が抑制される。</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>発生車両を分散させることにより、大気質及び振動への影響が緩和される。</td> </tr> </tbody> </table> <p>■環境保全措置の検討結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>作業に対する発生車両の運行の指導</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>沿道に保全対象が立地する発生車両の運行ルート</td> </tr> <tr> <td>効果</td> <td>運行時の不要なエンジン稼働を避けること等により、騒音の発生が低減される。</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>運行時の不要なエンジン稼働を避けること等により、大気質及び振動への影響が緩和される。</td> </tr> </tbody> </table>	実施内容	種類	種類	発生車両の分散	位置	沿道に保全対象が立地する発生車両の運行ルート	効果	発生車両を分散させることにより、騒音の集中的な発生が抑制される。	他の環境への影響	発生車両を分散させることにより、大気質及び振動への影響が緩和される。	実施内容	種類	種類	作業に対する発生車両の運行の指導	位置	沿道に保全対象が立地する発生車両の運行ルート	効果	運行時の不要なエンジン稼働を避けること等により、騒音の発生が低減される。	他の環境への影響	運行時の不要なエンジン稼働を避けること等により、大気質及び振動への影響が緩和される。	<p>■回避又は低減に係る評価</p> <p>発生車両の運行ルートは、できる限り集落や市街地における生活道路の通過を避けた既存道路を利用する計画としている。 また、環境保全措置として、「発生車両の分散」及び「作業に対する発生車両の運行の指導」を実施する。なお、事業実施段階においては、騒音の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入する。 これらのことから、土地の供用(発生車両の走行)に係る騒音に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。</p> <p>■基準又は目標との整合性の検討</p> <p>各予測地点における土地の供用(発生車両の走行)に係る騒音の予測結果(L_{Aeq})は、65~70dBとなり、基準又は目標との整合が図られていると評価する。</p> <p><整合を図る基準又は目標との整合性に関する評価結果></p> <p>[単位:dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>現況値</th> <th>予測結果 (L_{Aeq})</th> <th>基準又は目標との整合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中</td> <td>西側</td> <td>65</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>65</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">愛知県弥富市操出6丁目</td> <td>西側</td> <td>70</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>70</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)表中の基準又は目標は、「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に基づき、各予測地点の地域の区分等に応じて設定された基準値を示す。</p>	番号	予測地点	現況値	予測結果 (L_{Aeq})	基準又は目標との整合状況	1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	65	○	東側	65	○	2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	70	○	東側	70	○
番号	予測地点	現況値 (L_{Aeq})	ΔL	予測結果 (L_{Aeq})	基準																																																																		
1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	2	65	70																																																																		
		東側	2	65																																																																			
2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	0	70	70																																																																		
		東側	0	70																																																																			
実施内容	種類																																																																						
種類	発生車両の分散																																																																						
位置	沿道に保全対象が立地する発生車両の運行ルート																																																																						
効果	発生車両を分散させることにより、騒音の集中的な発生が抑制される。																																																																						
他の環境への影響	発生車両を分散させることにより、大気質及び振動への影響が緩和される。																																																																						
実施内容	種類																																																																						
種類	作業に対する発生車両の運行の指導																																																																						
位置	沿道に保全対象が立地する発生車両の運行ルート																																																																						
効果	運行時の不要なエンジン稼働を避けること等により、騒音の発生が低減される。																																																																						
他の環境への影響	運行時の不要なエンジン稼働を避けること等により、大気質及び振動への影響が緩和される。																																																																						
番号	予測地点	現況値	予測結果 (L_{Aeq})	基準又は目標との整合状況																																																																			
1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	65	○																																																																			
		東側	65	○																																																																			
2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	70	○																																																																			
		東側	70	○																																																																			

表 7-1(9) 環境影響評価結果の総合的な評価

環境要素の大区分	項目		調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果																																																																																														
	環境要素の区分	影響要因の区分																																																																																																		
振動	振動	工事の実施(重機の稼働)	<p>■振動の状況</p> <p><環境振動(振動レベルの80%レンジの上端値)> [単位:dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>調査地点</th> <th>調査結果(L₁₀)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>愛知県弥富市鍋田町稲山(鍋田公民館)</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)表中の振動レベルの80%上端値は、「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準に示された作業時刻(7時~19時)の時間値の算術平均値を示す。</p> <p>■地盤の状況</p> <p>地盤種別は、既存資料において、事業実施区域及びその周辺の表層地質が「砂・泥を主とする層」及び「埋立地」であることから「未固結地盤」とした。</p>	番号	調査地点	調査結果(L ₁₀)	1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	33	2	愛知県弥富市鍋田町稲山(鍋田公民館)	31	<p>予測の結果、工事の実施(重機の稼働)に係る振動レベル(L₁₀)は16~38dBとなる。</p> <p>すべての地点において、「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)に基づく特定建設作業の規制に関する基準である75dB以下になると予測される。</p> <p>[単位:dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>ユニット</th> <th>予測結果(L₁₀)</th> <th>基準(dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目</td> <td rowspan="2">土砂掘削</td> <td>16</td> <td rowspan="2">75</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>愛知県弥富市曙1丁目</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)表中の基準は、「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)に基づく特定建設作業の規制に関する基準を示す。</p>	番号	予測地点	ユニット	予測結果(L ₁₀)	基準(dB)	1	三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目	土砂掘削	16	75	2	愛知県弥富市曙1丁目	38	<p>■環境保全措置の検討結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>種類</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業に対する重機の取扱いの指導</td> <td>作業に対する重機の取扱いの指導</td> <td>事業実施区域(重機の稼働範囲)</td> </tr> <tr> <td>作業に対する重機の取扱いの指導により、振動の発生が低減される。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>大気質・騒音への影響が低減される。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施内容	種類	位置	作業に対する重機の取扱いの指導	作業に対する重機の取扱いの指導	事業実施区域(重機の稼働範囲)	作業に対する重機の取扱いの指導により、振動の発生が低減される。			他の環境への影響	大気質・騒音への影響が低減される。		<p>■回避又は低減に係る評価</p> <p>対象事業は、住居等の保全対象から十分に離れた木曾岬干拓地で実施する計画としている。</p> <p>また、環境保全措置として、「作業に対する重機の取扱いの指導」を実施する。なお、事業実施段階においては、振動の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入する。</p> <p>これらのことから、工事の実施(重機の稼働)に係る振動に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。</p> <p>■基準又は目標との整合性の検討</p> <p>各予測地点における工事の実施(重機の稼働)に係る振動の予測結果(L₁₀)は、16~38dBとなり、基準又は目標との整合性が図られていると評価する。</p> <p><整合を図る基準又は目標との整合性に係る評価結果> [単位:dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>ユニット</th> <th>振動レベル(dB)(L₁₀)</th> <th>基準又は目標(dB)</th> <th>基準又は目標との整合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目</td> <td rowspan="2">土砂掘削</td> <td>16</td> <td rowspan="2">75</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>愛知県弥富市曙1丁目</td> <td>38</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	ユニット	振動レベル(dB)(L ₁₀)	基準又は目標(dB)	基準又は目標との整合状況	1	三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目	土砂掘削	16	75	○	2	愛知県弥富市曙1丁目	38	○																																												
		番号	調査地点	調査結果(L ₁₀)																																																																																																
1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	33																																																																																																		
2	愛知県弥富市鍋田町稲山(鍋田公民館)	31																																																																																																		
番号	予測地点	ユニット	予測結果(L ₁₀)	基準(dB)																																																																																																
1	三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目	土砂掘削	16	75																																																																																																
2	愛知県弥富市曙1丁目		38																																																																																																	
実施内容	種類	位置																																																																																																		
作業に対する重機の取扱いの指導	作業に対する重機の取扱いの指導	事業実施区域(重機の稼働範囲)																																																																																																		
作業に対する重機の取扱いの指導により、振動の発生が低減される。																																																																																																				
他の環境への影響	大気質・騒音への影響が低減される。																																																																																																			
番号	予測地点	ユニット	振動レベル(dB)(L ₁₀)	基準又は目標(dB)	基準又は目標との整合状況																																																																																															
1	三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目	土砂掘削	16	75	○																																																																																															
2	愛知県弥富市曙1丁目		38		○																																																																																															
		工事の実施(資材の運搬)	<p>■振動の状況</p> <p><道路交通振動(振動レベルの80%レンジの上端値)> [単位:dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">調査地点</th> <th colspan="2">調査結果(L_{A5})</th> <th colspan="2">環境基準</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中</td> <td>38</td> <td>23</td> <td>70</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>愛知県弥富市操出10丁目</td> <td>47</td> <td>38</td> <td>70</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <p>■地盤の状況</p> <p>工事の実施(重機の稼働)に係る振動と同様。</p> <p>■道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点</th> <th rowspan="2">調査対象道路</th> <th rowspan="2">道路構造</th> <th colspan="2">交通量(台/昼間)</th> </tr> <tr> <th>大型車</th> <th>小型車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中</td> <td>三重県道木曾岬弥富停車場線</td> <td>平面道路(2車線)</td> <td>538</td> <td>655</td> </tr> <tr> <td>愛知県弥富市操出10丁目</td> <td>愛知県道名古屋西港線(西尾張中央道)</td> <td>平面道路(4車線)</td> <td>5,859</td> <td>4,467</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)表中の交通量(台/昼間)は、以下のとおり。 調査地点1:「振動規制法に基づく知事が定める区域及び時間の区分」(昭和52年三重県告示第730号)に基づく時間の区分の昼間8時から19時における交通量を示す。 調査地点2:「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定(昭和52年10月17日愛知県告示第1049号)」に基づく時間の区分の昼間7時から20時における交通量を示す。</p>	番号	調査地点	調査結果(L _{A5})		環境基準		昼間	夜間	昼間	夜間	1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	38	23	70	65	2	愛知県弥富市操出10丁目	47	38	70	65	調査地点	調査対象道路	道路構造	交通量(台/昼間)		大型車	小型車	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	三重県道木曾岬弥富停車場線	平面道路(2車線)	538	655	愛知県弥富市操出10丁目	愛知県道名古屋西港線(西尾張中央道)	平面道路(4車線)	5,859	4,467	<p>予測の結果、工事の実施(資材の運搬)に係る振動レベル(L₁₀)は40~49dBとなる。</p> <p>すべての地点において、予測結果は、「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)第12条に基づく道路交通振動の限度以下になると予測される。</p> <p>[単位:dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>現況値(L_{Aeq})</th> <th>ΔL</th> <th>予測結果(L_{Aeq})</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中</td> <td rowspan="2">40</td> <td>西側</td> <td>0</td> <td rowspan="2">70</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">愛知県弥富市操出6丁目</td> <td rowspan="2">49</td> <td>西側</td> <td>0</td> <td rowspan="2">70</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)表中の0は、小数第1位を四捨五入し、0となることを示す。 注2)表中の基準は、「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)第12条に基づく昼間の値である。 注3)表中の基準は、予測地点が第2種区域に該当するため70dBを設定した。</p>	番号	予測地点	現況値(L _{Aeq})	ΔL	予測結果(L _{Aeq})	基準	1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	40	西側	0	70	東側	0	2	愛知県弥富市操出6丁目	49	西側	0	70	東側	0	<p>■環境保全措置の検討結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>種類</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用車両の分散</td> <td>工事用車両の分散</td> <td>沿道に保全対象が立地する工事用車両の運行ルート</td> </tr> <tr> <td>工事用車両を分散させることにより、振動の集中的な発生が抑制される。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>工事用車両を分散させることにより、大気質及び騒音への影響が緩和される。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施内容	種類	位置	工事用車両の分散	工事用車両の分散	沿道に保全対象が立地する工事用車両の運行ルート	工事用車両を分散させることにより、振動の集中的な発生が抑制される。			他の環境への影響	工事用車両を分散させることにより、大気質及び騒音への影響が緩和される。		<p>■回避又は低減に係る評価</p> <p>対象事業は、住居等の保全対象から十分に離れた木曾岬干拓地で実施する計画としている。</p> <p>また、環境保全措置として、「工事用車両の分散」及び「作業に対する工事用車両の運行の指導」を実施する。なお、事業実施段階においては、振動の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入する。</p> <p>これらのことから、工事の実施(資材の運搬)に係る振動に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。</p> <p>■基準又は目標との整合性の検討</p> <p>各予測地点における工事の実施(資材の運搬)に係る振動の予測結果(L₁₀)は、40~49dBとなり、基準又は目標との整合性が図られていると評価する。</p> <p><整合を図る基準又は目標との整合性に係る評価結果> [単位:dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>現況値</th> <th>予測結果(L_{Aeq})</th> <th>基準又は目標との整合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中</td> <td>西側</td> <td>40</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>40</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">愛知県弥富市操出6丁目</td> <td>西側</td> <td>49</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>49</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)表中の現況値は、予測結果を示した時間帯の値である。 注2)表中の基準又は目標は、「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)第12条に基づき、各予測地点の区域の区分に応じて設定された要請限度を示す。</p>	番号	予測地点	現況値	予測結果(L _{Aeq})	基準又は目標との整合状況	1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	40	○	東側	40	○	2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	49	○	東側	49	○
番号	調査地点	調査結果(L _{A5})				環境基準																																																																																														
		昼間	夜間	昼間	夜間																																																																																															
1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	38	23	70	65																																																																																															
2	愛知県弥富市操出10丁目	47	38	70	65																																																																																															
調査地点	調査対象道路	道路構造	交通量(台/昼間)																																																																																																	
			大型車	小型車																																																																																																
三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	三重県道木曾岬弥富停車場線	平面道路(2車線)	538	655																																																																																																
愛知県弥富市操出10丁目	愛知県道名古屋西港線(西尾張中央道)	平面道路(4車線)	5,859	4,467																																																																																																
番号	予測地点	現況値(L _{Aeq})	ΔL	予測結果(L _{Aeq})	基準																																																																																															
1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	40	西側	0	70																																																																																															
			東側	0																																																																																																
2	愛知県弥富市操出6丁目	49	西側	0	70																																																																																															
			東側	0																																																																																																
実施内容	種類	位置																																																																																																		
工事用車両の分散	工事用車両の分散	沿道に保全対象が立地する工事用車両の運行ルート																																																																																																		
工事用車両を分散させることにより、振動の集中的な発生が抑制される。																																																																																																				
他の環境への影響	工事用車両を分散させることにより、大気質及び騒音への影響が緩和される。																																																																																																			
番号	予測地点	現況値	予測結果(L _{Aeq})	基準又は目標との整合状況																																																																																																
1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	40	○																																																																																																
		東側	40	○																																																																																																
2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	49	○																																																																																																
		東側	49	○																																																																																																

表 7-1(10) 環境影響評価結果の総合的な評価

環境要素の大区分	項目		調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果																																																									
	環境要素の区分	影響要因の区分																																																													
振動	振動	土地の供用(土地の利用)	工事の実施(重機の稼働)に係る振動と同様。	<p>予測の結果、土地の供用(土地の利用)に係る振動レベル(L_{10})は40~48dBとなる。 すべての地点において、「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)に基づく特定建設作業の規制に関する基準である75dB以下になると予測される。</p> <p style="text-align: right;">[単位:dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>ユニット</th> <th>予測結果(L_{10})</th> <th>基準(dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目</td> <td>盛土工(路体、路床)</td> <td>40</td> <td rowspan="2">75</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>愛知県弥富市曙1丁目</td> <td>床)</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)表中の基準は、「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)に基づく特定建設作業の規制に関する基準を示す。</p>	番号	予測地点	ユニット	予測結果(L_{10})	基準(dB)	1	三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目	盛土工(路体、路床)	40	75	2	愛知県弥富市曙1丁目	床)	48	<p>■環境保全措置の検討結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>種類</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業員に対する重機の取扱いの指導</td> <td>作業員に対する重機の取扱いの指導</td> <td>事業実施区域(重機の稼働範囲)</td> </tr> <tr> <td>保全措置の効果</td> <td>作業員に対する重機の取扱いの指導により、振動の発生が低減される。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>大気質・騒音への影響が低減される。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施内容	種類	位置	作業員に対する重機の取扱いの指導	作業員に対する重機の取扱いの指導	事業実施区域(重機の稼働範囲)	保全措置の効果	作業員に対する重機の取扱いの指導により、振動の発生が低減される。		他の環境への影響	大気質・騒音への影響が低減される。		<p>■回避又は低減に係る評価 対象事業は、住居等の保全対象から十分に離れた木曾岬干拓地で実施する計画としている。 また、環境保全措置として、「作業員に対する重機の取扱いの指導」を実施する。なお、事業実施段階においては、振動の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入する。 これらのことから、土地の供用(土地の利用)に係る振動に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。</p> <p>■基準又は目標との整合性の検討 各予測地点における土地の供用(土地の利用)に係る振動の予測結果(L_{10})は、40~48dBとなり、基準又は目標との整合が図られていると評価する。</p> <p><整合を図る基準又は目標との整合性に関する評価結果> [単位:dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>ユニット</th> <th>振動レベル(L_{10})</th> <th>基準又は目標(dB)</th> <th>基準又は目標との整合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目</td> <td>盛土工(路体、路床)</td> <td>40</td> <td rowspan="2">75</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>愛知県弥富市曙1丁目</td> <td>床)</td> <td>48</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	ユニット	振動レベル(L_{10})	基準又は目標(dB)	基準又は目標との整合状況	1	三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目	盛土工(路体、路床)	40	75	○	2	愛知県弥富市曙1丁目	床)	48	○														
		番号	予測地点	ユニット	予測結果(L_{10})	基準(dB)																																																									
1	三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目	盛土工(路体、路床)	40	75																																																											
2	愛知県弥富市曙1丁目	床)	48																																																												
実施内容	種類	位置																																																													
作業員に対する重機の取扱いの指導	作業員に対する重機の取扱いの指導	事業実施区域(重機の稼働範囲)																																																													
保全措置の効果	作業員に対する重機の取扱いの指導により、振動の発生が低減される。																																																														
他の環境への影響	大気質・騒音への影響が低減される。																																																														
番号	予測地点	ユニット	振動レベル(L_{10})	基準又は目標(dB)	基準又は目標との整合状況																																																										
1	三重県桑名郡木曾岬町新輪1丁目	盛土工(路体、路床)	40	75	○																																																										
2	愛知県弥富市曙1丁目	床)	48		○																																																										
		土地の供用(発生車両の走行)	<p>■振動の状況 工事の実施(資材の運搬)に係る振動と同様。</p> <p>■地盤の状況 工事の実施(重機の稼働)に係る振動と同様。</p> <p>■道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 工事の実施(資材の運搬)に係る振動と同様。</p>	<p>予測の結果、土地の供用(発生車両の走行)に係る振動レベル(L_{10})は41~49dBとなる。 すべての地点において、予測結果は、「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)第12条に基づく道路交通振動の限度以下になると予測される。</p> <p style="text-align: right;">[単位:dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>現況値(L_{Aeq})</th> <th>ΔL</th> <th>予測結果(L_{Aeq})</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中</td> <td>西側</td> <td>1</td> <td>41</td> <td rowspan="2">70</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>2</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">愛知県弥富市操出6丁目</td> <td>西側</td> <td>0</td> <td>49</td> <td rowspan="2">70</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)表中の0は、小数第1位を四捨五入し、0となることを示す。 注2)表中の基準は、「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)第12条に基づく昼間の値である。 注3)表中の基準は、予測地点が第2種区域に該当するため70dBを設定した。</p>	番号	予測地点	現況値(L_{Aeq})	ΔL	予測結果(L_{Aeq})	基準	1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	1	41	70	東側	2	42	2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	0	49	70	東側	0	49	<p>■環境保全措置の検討結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>種類</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生車両の分散</td> <td>発生車両の分散</td> <td>沿道に保全対象が立地する発生車両の運行ルート</td> </tr> <tr> <td>保全措置の効果</td> <td>発生車両を分散させることにより、振動の集中的な発生が抑制される。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>発生車両を分散させることにより、大気質及び騒音への影響が緩和される。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施内容	種類	位置	発生車両の分散	発生車両の分散	沿道に保全対象が立地する発生車両の運行ルート	保全措置の効果	発生車両を分散させることにより、振動の集中的な発生が抑制される。		他の環境への影響	発生車両を分散させることにより、大気質及び騒音への影響が緩和される。		<p>■回避又は低減に係る評価 対象事業は、住居等の保全対象から十分に離れた木曾岬干拓地で実施する計画としている。 また、環境保全措置として、「発生車両の分散」及び「作業員に対する発生車両の運行の指導」を実施する。なお、事業実施段階においては、振動の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入する。 これらのことから、土地の供用(発生車両の走行)に係る振動に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。</p> <p>■基準又は目標との整合性の検討 各予測地点における土地の供用(発生車両の走行)に係る振動の予測結果(L_{10})は、41~49dBとなり、基準又は目標との整合が図られていると評価する。</p> <p><整合を図る基準又は目標との整合性に関する評価結果> [単位:dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>現況値</th> <th>予測結果(L_{Aeq})</th> <th>基準又は目標との整合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中</td> <td>西側</td> <td>41</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>42</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">愛知県弥富市操出6丁目</td> <td>西側</td> <td>49</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>49</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)表中の現況値は、予測結果を示した時間帯の値である。 注2)表中の基準又は目標は、「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)第12条に基づき、各予測地点の区域の区分に応じて設定された要請限度を示す。</p>	番号	予測地点	現況値	予測結果(L_{Aeq})	基準又は目標との整合状況	1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	41	○	東側	42	○	2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	49	○	東側	49	○
番号	予測地点	現況値(L_{Aeq})	ΔL	予測結果(L_{Aeq})	基準																																																										
1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	1	41	70																																																										
		東側	2	42																																																											
2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	0	49	70																																																										
		東側	0	49																																																											
実施内容	種類	位置																																																													
発生車両の分散	発生車両の分散	沿道に保全対象が立地する発生車両の運行ルート																																																													
保全措置の効果	発生車両を分散させることにより、振動の集中的な発生が抑制される。																																																														
他の環境への影響	発生車両を分散させることにより、大気質及び騒音への影響が緩和される。																																																														
番号	予測地点	現況値	予測結果(L_{Aeq})	基準又は目標との整合状況																																																											
1	三重県桑名郡木曾岬町源緑輪中	西側	41	○																																																											
		東側	42	○																																																											
2	愛知県弥富市操出6丁目	西側	49	○																																																											
		東側	49	○																																																											

表 7-1(11) 環境影響評価結果の総合的な評価

環境要素 の大区分	項 目		調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	環境要素 の区分	影響要因 の区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
水質	水の濁り (浮遊物質量)	工事の実施 (土地の造成)	<p>■水質汚濁物質の状況</p> <p><浮遊物質量> [単位:mg/l]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">調査地点名</th> <th rowspan="2">時間帯</th> <th colspan="11">平水時</th> <th rowspan="2">降水時</th> </tr> <tr> <th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">干拓地 東側水路</td> <td>下げ潮時</td> <td>8</td><td>16</td><td>12</td><td>16</td><td>16</td><td>50</td><td>47</td><td>18</td><td>51</td><td>14</td><td>28</td><td>37</td><td>39</td> </tr> <tr> <td>上げ潮時</td> <td>10</td><td>25</td><td>32</td><td>25</td><td>18</td><td>45</td><td>60</td><td>30</td><td>36</td><td>14</td><td>53</td><td>54</td><td>55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">干拓地 中央水路</td> <td>下げ潮時</td> <td>16</td><td>23</td><td>21</td><td>30</td><td>16</td><td>32</td><td>35</td><td>19</td><td>51</td><td>18</td><td>27</td><td>21</td><td>17</td> </tr> <tr> <td>上げ潮時</td> <td>10</td><td>26</td><td>28</td><td>34</td><td>8</td><td>48</td><td>51</td><td>29</td><td>39</td><td>13</td><td>55</td><td>34</td><td>27</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td rowspan="2">干拓地 西側水路</td> <td>下げ潮時</td> <td>7</td><td>4</td><td>25</td><td>5</td><td>17</td><td>35</td><td>25</td><td>9</td><td>12</td><td>21</td><td>14</td><td>22</td><td>13</td> </tr> <tr> <td>上げ潮時</td> <td>8</td><td>4</td><td>33</td><td>16</td><td>6</td><td>33</td><td>29</td><td>18</td><td>12</td><td>13</td><td>22</td><td>30</td><td>12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">干拓地 排水機場付近</td> <td>下げ潮時</td> <td>8</td><td>8</td><td>13</td><td>6</td><td>7</td><td>27</td><td>33</td><td>17</td><td>25</td><td>24</td><td>24</td><td>28</td><td>16</td> </tr> <tr> <td>上げ潮時</td> <td>6</td><td>13</td><td>30</td><td>9</td><td>7</td><td>19</td><td>36</td><td>16</td><td>21</td><td>18</td><td>60</td><td>30</td><td>21</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2">木曾川</td> <td>下げ潮時</td> <td>6</td><td>67</td><td>7</td><td>4</td><td>4</td><td>100</td><td>7</td><td>14</td><td>6</td><td>130</td><td>14</td><td>10</td><td>710</td> </tr> <tr> <td>上げ潮時</td> <td>6</td><td>16</td><td>6</td><td>5</td><td>9</td><td>11</td><td>120</td><td>130</td><td>6</td><td>4</td><td>260</td><td>150</td><td>310</td> </tr> </tbody> </table> <p><濁度> [単位:度]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">調査地点名</th> <th rowspan="2">時間帯</th> <th colspan="11">平水時</th> <th rowspan="2">降水時</th> </tr> <tr> <th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">干拓地 東側水路</td> <td>下げ潮時</td> <td>21</td><td>34</td><td>24</td><td>31</td><td>30</td><td>48</td><td>82</td><td>43</td><td>56</td><td>40</td><td>31</td><td>41</td><td>36</td> </tr> <tr> <td>上げ潮時</td> <td>20</td><td>47</td><td>60</td><td>51</td><td>37</td><td>54</td><td>120</td><td>52</td><td>49</td><td>29</td><td>38</td><td>44</td><td>65</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">干拓地 中央水路</td> <td>下げ潮時</td> <td>19</td><td>48</td><td>37</td><td>50</td><td>33</td><td>41</td><td>76</td><td>38</td><td>61</td><td>39</td><td>28</td><td>22</td><td>30</td> </tr> <tr> <td>上げ潮時</td> <td>17</td><td>48</td><td>44</td><td>64</td><td>13</td><td>46</td><td>79</td><td>46</td><td>54</td><td>26</td><td>39</td><td>38</td><td>33</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td rowspan="2">干拓地 西側水路</td> <td>下げ潮時</td> <td>15</td><td>15</td><td>56</td><td>9.3</td><td>25</td><td>32</td><td>38</td><td>21</td><td>26</td><td>40</td><td>36</td><td>47</td><td>23</td> </tr> <tr> <td>上げ潮時</td> <td>22</td><td>12</td><td>38</td><td>40</td><td>11</td><td>32</td><td>48</td><td>38</td><td>24</td><td>26</td><td>57</td><td>52</td><td>21</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">干拓地 排水機場付近</td> <td>下げ潮時</td> <td>14</td><td>17</td><td>27</td><td>14</td><td>14</td><td>18</td><td>53</td><td>36</td><td>36</td><td>37</td><td>32</td><td>32</td><td>24</td> </tr> <tr> <td>上げ潮時</td> <td>11</td><td>24</td><td>80</td><td>18</td><td>10</td><td>30</td><td>59</td><td>30</td><td>33</td><td>30</td><td>64</td><td>38</td><td>22</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2">木曾川</td> <td>下げ潮時</td> <td>5.8</td><td>47</td><td>5.5</td><td>1.7</td><td>1.1</td><td>79</td><td>4.2</td><td>6.5</td><td>10</td><td>77</td><td>10</td><td>7.7</td><td>250</td> </tr> <tr> <td>上げ潮時</td> <td>5.5</td><td>3.8</td><td>6.2</td><td>2.9</td><td>14</td><td>10</td><td>69</td><td>48</td><td>10</td><td>5.0</td><td>86</td><td>73</td><td>110</td> </tr> </tbody> </table> <p>■水象の状況</p> <p><流量> [単位:m³/min]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">調査地点名</th> <th rowspan="2">時間帯</th> <th colspan="11">平水時</th> <th rowspan="2">降水時</th> </tr> <tr> <th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">干拓地 東側水路</td> <td>下げ潮時</td> <td>9.06</td><td>11.0</td><td>12.1</td><td>5.2</td><td>10.7</td><td>28.6</td><td>23.4</td><td>8.2</td><td>4.5</td><td>8.0</td><td>9.7</td><td>5.0</td><td>19.9</td> </tr> <tr> <td>上げ潮時</td> <td>6.78</td><td>13.9</td><td>16.8</td><td>20.4</td><td>10.6</td><td>60.0</td><td>11.9</td><td>5.5</td><td>1.3</td><td>0.0</td><td>15.0</td><td>14.3</td><td>15.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">干拓地 中央水路</td> <td>下げ潮時</td> <td>5.11</td><td>12.5</td><td>14.3</td><td>2.6</td><td>6.4</td><td>6.3</td><td>1.2</td><td>9.1</td><td>4.3</td><td>5.7</td><td>25.2</td><td>3.9</td><td>11.9</td> </tr> <tr> <td>上げ潮時</td> <td>3.54</td><td>10.1</td><td>10.6</td><td>2.0</td><td>6.0</td><td>77.4</td><td>6.5</td><td>4.2</td><td>15.3</td><td>23.5</td><td>27.0</td><td>41.3</td><td>31.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td rowspan="2">干拓地 西側水路</td> <td>下げ潮時</td> <td>8.34</td><td>23.3</td><td>18.1</td><td>6.4</td><td>22.6</td><td>19.0</td><td>3.6</td><td>0.0</td><td>16.9</td><td>3.8</td><td>10.6</td><td>13.6</td><td>18.5</td> </tr> <tr> <td>上げ潮時</td> <td>5.21</td><td>5.72</td><td>14.6</td><td>15.0</td><td>23.6</td><td>14.6</td><td>7.7</td><td>15.5</td><td>4.1</td><td>3.2</td><td>19.5</td><td>24.3</td><td>44.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">干拓地 排水機場付近</td> <td>下げ潮時</td> <td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>49.2</td><td>52.3</td><td>0.0</td> </tr> <tr> <td>上げ潮時</td> <td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>48.2</td><td>55.7</td><td>0.0</td> </tr> </tbody> </table>	番号	調査地点名	時間帯	平水時											降水時	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	1	干拓地 東側水路	下げ潮時	8	16	12	16	16	50	47	18	51	14	28	37	39	上げ潮時	10	25	32	25	18	45	60	30	36	14	53	54	55	2	干拓地 中央水路	下げ潮時	16	23	21	30	16	32	35	19	51	18	27	21	17	上げ潮時	10	26	28	34	8	48	51	29	39	13	55	34	27	3	干拓地 西側水路	下げ潮時	7	4	25	5	17	35	25	9	12	21	14	22	13	上げ潮時	8	4	33	16	6	33	29	18	12	13	22	30	12	4	干拓地 排水機場付近	下げ潮時	8	8	13	6	7	27	33	17	25	24	24	28	16	上げ潮時	6	13	30	9	7	19	36	16	21	18	60	30	21	5	木曾川	下げ潮時	6	67	7	4	4	100	7	14	6	130	14	10	710	上げ潮時	6	16	6	5	9	11	120	130	6	4	260	150	310	番号	調査地点名	時間帯	平水時											降水時	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	1	干拓地 東側水路	下げ潮時	21	34	24	31	30	48	82	43	56	40	31	41	36	上げ潮時	20	47	60	51	37	54	120	52	49	29	38	44	65	2	干拓地 中央水路	下げ潮時	19	48	37	50	33	41	76	38	61	39	28	22	30	上げ潮時	17	48	44	64	13	46	79	46	54	26	39	38	33	3	干拓地 西側水路	下げ潮時	15	15	56	9.3	25	32	38	21	26	40	36	47	23	上げ潮時	22	12	38	40	11	32	48	38	24	26	57	52	21	4	干拓地 排水機場付近	下げ潮時	14	17	27	14	14	18	53	36	36	37	32	32	24	上げ潮時	11	24	80	18	10	30	59	30	33	30	64	38	22	5	木曾川	下げ潮時	5.8	47	5.5	1.7	1.1	79	4.2	6.5	10	77	10	7.7	250	上げ潮時	5.5	3.8	6.2	2.9	14	10	69	48	10	5.0	86	73	110	番号	調査地点名	時間帯	平水時											降水時	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	1	干拓地 東側水路	下げ潮時	9.06	11.0	12.1	5.2	10.7	28.6	23.4	8.2	4.5	8.0	9.7	5.0	19.9	上げ潮時	6.78	13.9	16.8	20.4	10.6	60.0	11.9	5.5	1.3	0.0	15.0	14.3	15.4	2	干拓地 中央水路	下げ潮時	5.11	12.5	14.3	2.6	6.4	6.3	1.2	9.1	4.3	5.7	25.2	3.9	11.9	上げ潮時	3.54	10.1	10.6	2.0	6.0	77.4	6.5	4.2	15.3	23.5	27.0	41.3	31.1	3	干拓地 西側水路	下げ潮時	8.34	23.3	18.1	6.4	22.6	19.0	3.6	0.0	16.9	3.8	10.6	13.6	18.5	上げ潮時	5.21	5.72	14.6	15.0	23.6	14.6	7.7	15.5	4.1	3.2	19.5	24.3	44.5	4	干拓地 排水機場付近	下げ潮時	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	49.2	52.3	0.0	上げ潮時	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	48.2	55.7	0.0	<p>予測の結果、工事の実施(土地の造成)に係る浮遊物質量は14.5~14.7mg/lとなり、すべての地点において、現地調査結果の最大値である「参考となる値」以下になると予測される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>浮遊物質量(mg/l)</th> <th>参考となる値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>干拓地西側水路(北西排水口)</td> <td>14.7</td> <td rowspan="3">35</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>干拓地西側水路(中央排水口)</td> <td>14.5</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>干拓地西側水路(南西排水口)</td> <td>14.5</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>干拓地排水機場付近</td> <td>14.6</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)「参考となる値」は、以下のとおり各予測地点付近における現地調査結果の最大値を示す。 予測地点 1~3:調査地点 3(干拓地西側水路)における最大値 予測地点 4:調査地点 4(干拓地排水機場付近)における最大値</p>	番号	予測地点	浮遊物質量(mg/l)	参考となる値	1	干拓地西側水路(北西排水口)	14.7	35	2	干拓地西側水路(中央排水口)	14.5	3	干拓地西側水路(南西排水口)	14.5	4	干拓地排水機場付近	14.6	60	<p>■環境保全措置の検討結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>種類</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沈砂池の設置</td> <td>沈砂池の設置</td> <td>事業実施区域</td> </tr> <tr> <td>沈砂池の設置により、水の濁りが低減される。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>他の環境への影響 水生生物への影響が緩和される。</p>	実施内容	種類	位置	沈砂池の設置	沈砂池の設置	事業実施区域	沈砂池の設置により、水の濁りが低減される。			<p>■回避又は低減に係る評価</p> <p>対象事業において、工事施工ヤードは建設発生土ストックヤード計画地内を極力利用することにより、工事による改変を最小限に抑え、水の濁りの発生を抑えた計画としている。</p> <p>また、予測の結果、工事の実施(土地の造成)に係る水の濁りの影響については、すべての予測地点の浮遊物質量が「参考となる値」である現地調査結果の最大値以下となる。</p> <p>さらに、環境保全措置として、「沈砂池の設置」を実施する。</p> <p>これらのことから、工事の実施(土地の造成)に係る水の濁りに関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。</p>
			番号				調査地点名	時間帯	平水時											降水時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
				10月	11月	12月			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			1	干拓地 東側水路	下げ潮時	8	16	12	16	16	50	47	18	51	14	28	37	39																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
					上げ潮時	10	25	32	25	18	45	60	30	36	14	53	54	55																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			2	干拓地 中央水路	下げ潮時	16	23	21	30	16	32	35	19	51	18	27	21	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
					上げ潮時	10	26	28	34	8	48	51	29	39	13	55	34	27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			3	干拓地 西側水路	下げ潮時	7	4	25	5	17	35	25	9	12	21	14	22	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
					上げ潮時	8	4	33	16	6	33	29	18	12	13	22	30	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			4	干拓地 排水機場付近	下げ潮時	8	8	13	6	7	27	33	17	25	24	24	28	16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
上げ潮時	6	13			30	9	7	19	36	16	21	18	60	30	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
5	木曾川	下げ潮時	6	67	7	4	4	100	7	14	6	130	14	10	710																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		上げ潮時	6	16	6	5	9	11	120	130	6	4	260	150	310																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
番号	調査地点名	時間帯	平水時											降水時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		9月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1	干拓地 東側水路	下げ潮時	21	34	24	31	30	48	82	43	56	40	31	41	36																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		上げ潮時	20	47	60	51	37	54	120	52	49	29	38	44	65																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2	干拓地 中央水路	下げ潮時	19	48	37	50	33	41	76	38	61	39	28	22	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		上げ潮時	17	48	44	64	13	46	79	46	54	26	39	38	33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3	干拓地 西側水路	下げ潮時	15	15	56	9.3	25	32	38	21	26	40	36	47	23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		上げ潮時	22	12	38	40	11	32	48	38	24	26	57	52	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
4	干拓地 排水機場付近	下げ潮時	14	17	27	14	14	18	53	36	36	37	32	32	24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		上げ潮時	11	24	80	18	10	30	59	30	33	30	64	38	22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
5	木曾川	下げ潮時	5.8	47	5.5	1.7	1.1	79	4.2	6.5	10	77	10	7.7	250																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		上げ潮時	5.5	3.8	6.2	2.9	14	10	69	48	10	5.0	86	73	110																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
番号	調査地点名	時間帯	平水時											降水時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		9月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1	干拓地 東側水路	下げ潮時	9.06	11.0	12.1	5.2	10.7	28.6	23.4	8.2	4.5	8.0	9.7	5.0	19.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		上げ潮時	6.78	13.9	16.8	20.4	10.6	60.0	11.9	5.5	1.3	0.0	15.0	14.3	15.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2	干拓地 中央水路	下げ潮時	5.11	12.5	14.3	2.6	6.4	6.3	1.2	9.1	4.3	5.7	25.2	3.9	11.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		上げ潮時	3.54	10.1	10.6	2.0	6.0	77.4	6.5	4.2	15.3	23.5	27.0	41.3	31.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3	干拓地 西側水路	下げ潮時	8.34	23.3	18.1	6.4	22.6	19.0	3.6	0.0	16.9	3.8	10.6	13.6	18.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		上げ潮時	5.21	5.72	14.6	15.0	23.6	14.6	7.7	15.5	4.1	3.2	19.5	24.3	44.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
4	干拓地 排水機場付近	下げ潮時	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	49.2	52.3	0.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		上げ潮時	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	48.2	55.7	0.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
番号	予測地点	浮遊物質量(mg/l)	参考となる値																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
1	干拓地西側水路(北西排水口)	14.7	35																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
2	干拓地西側水路(中央排水口)	14.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3	干拓地西側水路(南西排水口)	14.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4	干拓地排水機場付近	14.6	60																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
実施内容	種類	位置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
沈砂池の設置	沈砂池の設置	事業実施区域																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
沈砂池の設置により、水の濁りが低減される。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

表 7-1(12) 環境影響評価結果の総合的な評価

環境要素 の大区分	項 目		調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果																																		
	環境要素 の区分	影響要因 の区分																																						
水質	水の濁り (浮遊物質量)	土地の存在及び 供用(造成地 の存在、土 地の利用)	工事の実施(土地の造成)に係る水の濁り(浮遊物質量)と同様。	<p>予測の結果、土地の存在及び供用(造成地の存在、土地の利用)に係る浮遊物質量は10.1~24.1 mg/lとなり、すべての地点において、現地調査結果の最大値である「参考となる値」以下になると予測される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>浮遊物質量 (mg/l)</th> <th>参考 となる値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>干拓地西側水路 (北西排水口)</td> <td>10.1</td> <td rowspan="3">35</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>干拓地西側水路 (中央排水口)</td> <td>33.0</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>干拓地西側水路 (南西排水口)</td> <td>33.0</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>干拓地排水機場付近</td> <td>24.1</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)「参考となる値」は、以下のとおり各予測地点付近における現地調査結果の最大値を示す。 予測地点1~3:調査地点3(干拓地西側水路)における最大値 予測地点4:調査地点4(干拓地排水機場付近)における最大値</p>	番号	予測地点	浮遊物質量 (mg/l)	参考 となる値	1	干拓地西側水路 (北西排水口)	10.1	35	2	干拓地西側水路 (中央排水口)	33.0	3	干拓地西側水路 (南西排水口)	33.0	4	干拓地排水機場付近	24.1	60	<p>■環境保全措置の検討結果</p> <table border="1"> <tr> <td>実施種類</td> <td>沈砂池の設置</td> </tr> <tr> <td>内容位置</td> <td>事業実施区域</td> </tr> <tr> <td>保全措置の 効果</td> <td>沈砂池の設置により、水の濁りが低減される。</td> </tr> <tr> <td>他の環境 への影響</td> <td>水生生物への影響が緩和される。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>実施種類</td> <td>転圧の実施</td> </tr> <tr> <td>内容位置</td> <td>事業実施区域(建設発生土ストックヤード計画地)</td> </tr> <tr> <td>保全措置の 効果</td> <td>転圧により、水の濁りの発生が低減される。</td> </tr> <tr> <td>他の環境 への影響</td> <td>土地の安定性への影響が緩和される。</td> </tr> </table>	実施種類	沈砂池の設置	内容位置	事業実施区域	保全措置の 効果	沈砂池の設置により、水の濁りが低減される。	他の環境 への影響	水生生物への影響が緩和される。	実施種類	転圧の実施	内容位置	事業実施区域(建設発生土ストックヤード計画地)	保全措置の 効果	転圧により、水の濁りの発生が低減される。	他の環境 への影響	土地の安定性への影響が緩和される。	<p>■回避又は低減に係る評価</p> <p>対象事業において、建設発生土ストックヤード計画地は事業実施区域内を利用することにより、土地の存在及び供用による改変を最小限に抑え、水の濁りの発生を抑えた計画としている。</p> <p>また、予測の結果、土地の存在及び供用(造成地の存在、土地の利用)に係る水の濁りの影響については、すべての予測地点の浮遊物質量が「参考となる値」である現地調査結果の最大値以下となる。</p> <p>さらに、環境保全措置として、「沈砂池の設置」及び「転圧の実施」を実施する。</p> <p>これらのことから、土地の存在及び供用(造成地の存在、土地の利用)に係る水の濁りに関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。</p>
番号	予測地点	浮遊物質量 (mg/l)	参考 となる値																																					
1	干拓地西側水路 (北西排水口)	10.1	35																																					
2	干拓地西側水路 (中央排水口)	33.0																																						
3	干拓地西側水路 (南西排水口)	33.0																																						
4	干拓地排水機場付近	24.1	60																																					
実施種類	沈砂池の設置																																							
内容位置	事業実施区域																																							
保全措置の 効果	沈砂池の設置により、水の濁りが低減される。																																							
他の環境 への影響	水生生物への影響が緩和される。																																							
実施種類	転圧の実施																																							
内容位置	事業実施区域(建設発生土ストックヤード計画地)																																							
保全措置の 効果	転圧により、水の濁りの発生が低減される。																																							
他の環境 への影響	土地の安定性への影響が緩和される。																																							

表 7-1(13) 環境影響評価結果の総合的な評価

環境要素の大区分	項目	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果																																																																																																				
地形及び地質	土地の安定性 土地の存在及び供用(造成地の存在、土地の利用)	<p>■地形及び地質の状況 「第3章 第1節 1.4 地形及び地質の状況」の地形の状況、地質の状況と同様。</p> <p>■土地の安定性の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地質年代</th> <th>地層名</th> <th>土質</th> <th>記号</th> <th>N値</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第四紀</td> <td rowspan="2">現世</td> <td>盛土</td> <td>B</td> <td>3~4</td> <td>比較的砂の粒径は均一で、不均質にシルトが混じる。下位との境界は不明瞭。</td> </tr> <tr> <td>沖積層</td> <td>細砂</td> <td>As2</td> <td>2~16</td> <td>比較的粒径均一で、若干のシルト分が混入する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">完新世</td> <td>南陽層</td> <td>シルト質細砂</td> <td>As1</td> <td>5~20</td> <td>細砂に微砂が不規則に分布し、不均質にシルトが混入する。6~8m に貝殻片を混入し、下端付近には軽度に腐食した植物片が混入する。</td> </tr> <tr> <td>砂質シルト</td> <td>Ac2</td> <td>3~8</td> <td>砂は微砂~細砂で不均質に混入する。腐植物片が点在する。上下位層との境界は不明瞭。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">更新世</td> <td rowspan="2">洪積層</td> <td>シルト</td> <td>Ac1</td> <td>1~7</td> <td>若干の微砂が混じるが、全体に概ね均質。25~27m に貝殻片が混じる。層中間部は粘土分が多め。36m 付近より下部でやや微砂分が多くなる。</td> </tr> <tr> <td>濃尾層</td> <td>シルト</td> <td>Nc</td> <td>6~30</td> <td>Nc と Ns が不規則に互層する。若干の微砂の混入や貝殻微片の点在が見られるが、概ね均質な状態にある。</td> </tr> <tr> <td>第一礫層</td> <td>細砂</td> <td>Ns</td> <td>7~75</td> <td>比較的粒径均一の細砂主体で、不均質にシルトが混入する。稀に細礫が混じる場合あり。</td> </tr> <tr> <td>熱田層</td> <td>砂礫</td> <td>Glg</td> <td>39~150</td> <td>礫はチャート、砂岩の亜角で、数mm~3cm 大。砂は細~粗砂。シルトや砂が多くなる部分を不規則に挟む。</td> </tr> <tr> <td>粘土</td> <td>Dc</td> <td>7~22</td> <td>微砂を混入する場合はあるが、全体に均質でやや固め。まれに微量の炭化物片が混じる。</td> </tr> </tbody> </table>	地質年代	地層名	土質	記号	N値	記事	第四紀	現世	盛土	B	3~4	比較的砂の粒径は均一で、不均質にシルトが混じる。下位との境界は不明瞭。	沖積層	細砂	As2	2~16	比較的粒径均一で、若干のシルト分が混入する。	完新世	南陽層	シルト質細砂	As1	5~20	細砂に微砂が不規則に分布し、不均質にシルトが混入する。6~8m に貝殻片を混入し、下端付近には軽度に腐食した植物片が混入する。	砂質シルト	Ac2	3~8	砂は微砂~細砂で不均質に混入する。腐植物片が点在する。上下位層との境界は不明瞭。	更新世	洪積層	シルト	Ac1	1~7	若干の微砂が混じるが、全体に概ね均質。25~27m に貝殻片が混じる。層中間部は粘土分が多め。36m 付近より下部でやや微砂分が多くなる。	濃尾層	シルト	Nc	6~30	Nc と Ns が不規則に互層する。若干の微砂の混入や貝殻微片の点在が見られるが、概ね均質な状態にある。	第一礫層	細砂	Ns	7~75	比較的粒径均一の細砂主体で、不均質にシルトが混入する。稀に細礫が混じる場合あり。	熱田層	砂礫	Glg	39~150	礫はチャート、砂岩の亜角で、数mm~3cm 大。砂は細~粗砂。シルトや砂が多くなる部分を不規則に挟む。	粘土	Dc	7~22	微砂を混入する場合はあるが、全体に均質でやや固め。まれに微量の炭化物片が混じる。	<p><側方流動> 盛土法尻からの距離が77mの位置において、盛土完了時沈下量、最終沈下時沈下量及び側方変位量がともに0mとなった。 ストックヤード計画地は、木曾川堤防及び木曾岬干拓地メガソーラー発電所から80m以上離れた位置に計画していることから、木曾川堤防及び木曾岬干拓地メガソーラー発電所の方向への側方流動に関する土地の安定性への影響は極めて小さいと予測される。 また、ストックヤード計画地南側水路(離隔距離:約15m)においては、盛土による地盤の沈下及び側方変位が生じるものの、水路のコンクリート擁壁が「ブロック積擁壁」*であることから、水路のコンクリート擁壁が直ちに倒壊・転倒することはないと予測される。 ※L型擁壁構造と比較して、背面の地山に対する追従性が高い構造</p> <p><すべり破壊> 予測の結果、安全率はFs=1.64となり、最小安全率(1.2)を上回っていることから、すべり破壊による影響が生じる可能性は小さいと考えられる。 このため、すべり破壊に関する土地の安定性への影響は極めて小さいと予測される。</p>	<p>■環境保全措置の検討結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>種類</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土高さの遵守</td> <td>盛土高さの遵守</td> <td>事業実施区域(建設発生土ストックヤード計画地)</td> </tr> <tr> <td>盛土高さの遵守により、土地の不安定化が低減される。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安定性に配慮した盛土</td> <td>安定性に配慮した盛土</td> <td>事業実施区域(建設発生土ストックヤード計画地)</td> </tr> <tr> <td>土地の安定性に配慮した盛土により、土地の不安定化が低減される。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>観測修正法</td> <td>観測修正法</td> <td>事業実施区域(建設発生土ストックヤード計画地)のうち、南側水路周辺の区域</td> </tr> <tr> <td>盛土に伴う水路(コンクリート擁壁)の変状を目視等により把握し、その結果を施工方法へ反映することにより、土地の不安定化が低減される。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適切な土質管理</td> <td>適切な土質管理</td> <td>事業実施区域(建設発生土ストックヤード計画地)</td> </tr> <tr> <td>搬入土砂の土質管理を行うことにより、土地の不安定化が低減される。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>転圧の実施</td> <td>転圧の実施</td> <td>事業実施区域(建設発生土ストックヤード計画地)</td> </tr> <tr> <td>転圧により、土地の不安定化が低減される。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>水の濁り及び水生生物への影響が緩和される。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施内容	種類	位置	盛土高さの遵守	盛土高さの遵守	事業実施区域(建設発生土ストックヤード計画地)	盛土高さの遵守により、土地の不安定化が低減される。			他の環境への影響	なし		安定性に配慮した盛土	安定性に配慮した盛土	事業実施区域(建設発生土ストックヤード計画地)	土地の安定性に配慮した盛土により、土地の不安定化が低減される。			他の環境への影響	なし		観測修正法	観測修正法	事業実施区域(建設発生土ストックヤード計画地)のうち、南側水路周辺の区域	盛土に伴う水路(コンクリート擁壁)の変状を目視等により把握し、その結果を施工方法へ反映することにより、土地の不安定化が低減される。			他の環境への影響	なし		適切な土質管理	適切な土質管理	事業実施区域(建設発生土ストックヤード計画地)	搬入土砂の土質管理を行うことにより、土地の不安定化が低減される。			他の環境への影響	なし		転圧の実施	転圧の実施	事業実施区域(建設発生土ストックヤード計画地)	転圧により、土地の不安定化が低減される。			他の環境への影響	水の濁り及び水生生物への影響が緩和される。		<p>■回避又は低減に係る評価 建設発生土ストックヤード計画地は、木曾川堤防から約80m離れた位置に計画している。また、予測の結果、土地の存在及び供用(造成地の存在、土地の利用)に係る土地の安定性に係る影響は、極めて小さいと予測された。さらに、環境保全措置として、「盛土高さの遵守」、「安定性に配慮した盛土」、「観測修正法」、「適切な土質管理」及び「転圧の実施」を実施する。これらのことから、土地の存在及び供用(造成地の存在、土地の利用)に係る土地の安定性に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。</p>
地質年代	地層名	土質	記号	N値	記事																																																																																																				
第四紀	現世	盛土	B	3~4	比較的砂の粒径は均一で、不均質にシルトが混じる。下位との境界は不明瞭。																																																																																																				
		沖積層	細砂	As2	2~16	比較的粒径均一で、若干のシルト分が混入する。																																																																																																			
	完新世	南陽層	シルト質細砂	As1	5~20	細砂に微砂が不規則に分布し、不均質にシルトが混入する。6~8m に貝殻片を混入し、下端付近には軽度に腐食した植物片が混入する。																																																																																																			
		砂質シルト	Ac2	3~8	砂は微砂~細砂で不均質に混入する。腐植物片が点在する。上下位層との境界は不明瞭。																																																																																																				
更新世	洪積層	シルト	Ac1	1~7	若干の微砂が混じるが、全体に概ね均質。25~27m に貝殻片が混じる。層中間部は粘土分が多め。36m 付近より下部でやや微砂分が多くなる。																																																																																																				
		濃尾層	シルト	Nc	6~30	Nc と Ns が不規則に互層する。若干の微砂の混入や貝殻微片の点在が見られるが、概ね均質な状態にある。																																																																																																			
	第一礫層	細砂	Ns	7~75	比較的粒径均一の細砂主体で、不均質にシルトが混入する。稀に細礫が混じる場合あり。																																																																																																				
	熱田層	砂礫	Glg	39~150	礫はチャート、砂岩の亜角で、数mm~3cm 大。砂は細~粗砂。シルトや砂が多くなる部分を不規則に挟む。																																																																																																				
粘土	Dc	7~22	微砂を混入する場合はあるが、全体に均質でやや固め。まれに微量の炭化物片が混じる。																																																																																																						
実施内容	種類	位置																																																																																																							
盛土高さの遵守	盛土高さの遵守	事業実施区域(建設発生土ストックヤード計画地)																																																																																																							
盛土高さの遵守により、土地の不安定化が低減される。																																																																																																									
他の環境への影響	なし																																																																																																								
安定性に配慮した盛土	安定性に配慮した盛土	事業実施区域(建設発生土ストックヤード計画地)																																																																																																							
土地の安定性に配慮した盛土により、土地の不安定化が低減される。																																																																																																									
他の環境への影響	なし																																																																																																								
観測修正法	観測修正法	事業実施区域(建設発生土ストックヤード計画地)のうち、南側水路周辺の区域																																																																																																							
盛土に伴う水路(コンクリート擁壁)の変状を目視等により把握し、その結果を施工方法へ反映することにより、土地の不安定化が低減される。																																																																																																									
他の環境への影響	なし																																																																																																								
適切な土質管理	適切な土質管理	事業実施区域(建設発生土ストックヤード計画地)																																																																																																							
搬入土砂の土質管理を行うことにより、土地の不安定化が低減される。																																																																																																									
他の環境への影響	なし																																																																																																								
転圧の実施	転圧の実施	事業実施区域(建設発生土ストックヤード計画地)																																																																																																							
転圧により、土地の不安定化が低減される。																																																																																																									
他の環境への影響	水の濁り及び水生生物への影響が緩和される。																																																																																																								

表 7-1(14) 環境影響評価結果の総合的な評価

環境要素の大区分	項目		調査結果	予測結果		環境保全措置	事後調査	評価結果							
	環境要素の区分	影響要因の区分		番号	分類										
陸生動物	重要な種及び注目すべき生息地	工事の実施(重機の稼働、資材の運搬、樹木の伐採・処理、土地の造成及び工事用道路等の建設)及び土地の存在及び供用(造成地の存在、土地の利用及び発生車両の走行)	■動物相の状況、重要な種等の状況		＜予測結果の概要＞		■環境保全措置の検討結果								
			項目	確認種数	重要な種	番号	分類	種名	調査地域における主な生息環境	主な生息環境の改変の有無	生息環境への影響	存在及び供用時	実施種類	低騒音型建設機械の採用	
			哺乳類	3目8科10種	カヤネズミ(計1種)	1	哺乳類	カヤネズミ	草地	有	B	B	実施内容	事業実施区域	予測は、重要な種の生息に及ぼす影響の程度を生態学的な知見や類似事例を参考に行っていることから、不確実性は小さいと考えられるが、チュウヒ及びオオタカに関する環境保全措置(低騒音型建設機械の使用、工事従事者への講習・指導、コンディショニング(馴化)、営巣木の移動促進及び営巣環境・採餌環境・ねぐら環境の整備(保全区の整備))については、その効果に係る知見が不十分であると考えられることから、事後調査を実施するものとする。
			鳥類	13目32科85種	カワアイサ、チュウサギ、ヒクイタ、タゲリ、ケリ、コトドリ、アサギサシ、ミサゴ、チュウヒ、ハイロチュウヒ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、ハチクマ、サシバ、コチョウゲンボウ、ハヤブサ、オオムシクイ、アカハラ、コサメビタキ、キビタキ(計21種)	2	鳥類	カワアイサ	水域	無	D	D	実施内容	事業実施区域	<p>■回避又は低減に係る評価</p> <p>工事中においては、工事施工ヤードは建設発生土ストックヤード計画地内を極力利用し、工事用道路は既存道路を利用することにより、工事による改変を最小限に抑える計画としている。</p> <p>供用時においては、建設発生土の搬出入用道路は、既存道路を利用する計画としている。</p> <p>予測の結果、チュウヒ及びオオタカ、カヤネズミ、タゲリ、ミサゴ、ハイロチュウヒ、ハイタカ、オオムシクイ、アカハラ、コサメビタキ、キビタキ、ノシメトンボ、ハイロボクトウ、オニグモ、コガネグモ、シロオビトリノフンダマシを除く陸生動物については、生息環境への影響はない又は極めて小さいと予測された。</p> <p>チュウヒについては、環境保全措置として、「低騒音型建設機械の採用」、「工事従事者への講習・指導」、「コンディショニング(馴化)」及び「営巣環境・採餌環境・ねぐら環境の整備(保全区の整備)」を実施することとしている。また、オオタカについては、環境保全措置として、「低騒音型建設機械の採用」、「工事従事者への講習・指導」、「コンディショニング(馴化)」及び「営巣木の移動促進」を実施することとしている。さらに、カヤネズミ、タゲリ、ミサゴ、ハイロチュウヒ、ハイタカ、オオムシクイ、アカハラ、コサメビタキ、キビタキ、ノシメトンボ、ハイロボクトウ、オニグモ、コガネグモ、シロオビトリノフンダマシについては、「低騒音型建設機械の採用」、「工事従事者への講習・指導」、「コンディショニング(馴化)」及び「営巣木の移動促進」を実施することとしている。</p> <p>なお、チュウヒ及びオオタカに関する環境保全措置の効果に係る知見が不十分であることから、事後調査を実施する。</p> <p>これらのことから、工事の実施及び土地の存在及び供用に係る陸生動物に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。</p>
			爬虫類	2目5科7種	確認なし	3	陸上昆虫類	チュウサギ	農耕地	無	D	D	実施内容	事業実施区域	
			両生類	1目3科4種	トノサマガエル(計1種)	4	陸上昆虫類	ヒクイ	湿性草地	有	C	C	実施内容	事業実施区域	
			陸上昆虫類	13目184科688種	ノシメトンボ、コイムシ、ハイロボクトウ、ミズアブ、コガムシ、コガタガムシ、アオスジクモバチ(計7種)	5	陸上昆虫類	タゲリ	湿性草地	有	B	B	実施内容	事業実施区域	
			クモ類	1目22科122種	オニグモ、コガネグモ、シロオビトリノフンダマシ、アカロトリノフンダマシ、エビチャモリグモ、ヒビシガバチグモ(計6種)	6	陸上昆虫類	ケリ	農耕地	無	D	D	実施内容	事業実施区域	
			陸生貝類	1目13科19種	オウエビ(計1種)	7	陸上昆虫類	コトドリ	造成地	無	D	D	実施内容	事業実施区域	
			土壌動物	4門10綱 24目95科138種	確認なし	8	陸上昆虫類	アサギサシ	造成地	無	D	D	実施内容	事業実施区域	
						9	陸上昆虫類	ミサゴ	水域、草地・樹林地	無	B	B	実施内容	事業実施区域	
						10	陸上昆虫類	ハチクマ	(樹林地)注2	有	C	C	実施内容	事業実施区域	
						11	陸上昆虫類	チュウヒ	草地	有	B	B	実施内容	事業実施区域	
						12	陸上昆虫類	ハイロチュウヒ	草地	有	B	B	実施内容	事業実施区域	
						13	陸上昆虫類	ツミ	(草地・樹林地)注2	有	C	C	実施内容	事業実施区域	
						14	陸上昆虫類	ハイタカ	(草地・樹林地)注2	有	B	B	実施内容	事業実施区域	
						15	陸上昆虫類	オオタカ	樹林地	有	A	A	実施内容	事業実施区域	
						16	陸上昆虫類	サシバ	(草地・樹林地)注2	有	C	C	実施内容	事業実施区域	
						17	陸上昆虫類	コチョウゲンボウ	農耕地	無	D	D	実施内容	事業実施区域	
						18	陸上昆虫類	ハヤブサ	(草地・樹林地)注2	有	C	C	実施内容	事業実施区域	
						19	陸上昆虫類	オオムシクイ	(草地・樹林地)注2	有	B	B	実施内容	事業実施区域	
						20	陸上昆虫類	アカハラ	(樹林地)注2	有	B	B	実施内容	事業実施区域	
						21	陸上昆虫類	コサメビタキ	(草地・樹林地)注2	有	B	B	実施内容	事業実施区域	
						22	陸上昆虫類	キビタキ	樹林地	有	B	B	実施内容	事業実施区域	
						1	両生類	トノサマガエル	水域	無	D	D	実施内容	事業実施区域	
						1	陸上昆虫類	ノシメトンボ	湿性草地	有	B	B	実施内容	事業実施区域	
						2	陸上昆虫類	コイムシ	水域	無	D	D	実施内容	事業実施区域	
						3	陸上昆虫類	ハイロボクトウ	湿性草地	有	B	B	実施内容	事業実施区域	
						4	陸上昆虫類	ミズアブ	湿性草地	有	C	C	実施内容	事業実施区域	
						5	陸上昆虫類	コガムシ	湿性草地	有	C	C	実施内容	事業実施区域	
						6	陸上昆虫類	コガタガムシ	湿性草地	有	C	C	実施内容	事業実施区域	
						7	陸上昆虫類	アオスジクモバチ	湿性草地	有	C	C	実施内容	事業実施区域	
						1	陸上昆虫類	オニグモ	草地・樹林地	有	B	B	実施内容	事業実施区域	
						2	陸上昆虫類	コガネグモ	草地	有	B	B	実施内容	事業実施区域	
						3	陸上昆虫類	シロオビトリノフンダマシ	草地	有	B	B	実施内容	事業実施区域	
						4	陸上昆虫類	アカロトリノフンダマシ	草地	有	C	C	実施内容	事業実施区域	
						5	陸上昆虫類	エビチャモリグモ	草地	有	C	C	実施内容	事業実施区域	
						6	陸上昆虫類	ヒビシガバチグモ	草地	有	C	C	実施内容	事業実施区域	
						1	陸生貝類	オウエビ	樹林地	有	C	C	実施内容	事業実施区域	
						注1)生息環境への影響は、以下のとおり整理した。 A:生息環境への影響が大きい B:生息環境への影響がある C:生息環境への影響が極めて小さい D:生息環境への影響がない 注2)調査地域には本種の生息環境は存在しないが、カッコ内に記載の環境を生息環境の一部として利用していると考えられる。		<p>【損なわれる環境及び創出される環境の位置等】</p> <p>営巣林(事業実施区域内の防風林(クロマツ))</p> <p>【創出される環境】</p> <p>営巣林(木曾岬干拓地内のクロマツ群落等が分布する樹林地(保全区及びその周辺以外))</p>		<p>実施種類</p> <p>営巣環境・採餌環境・ねぐら環境の整備(保全区の整備)</p> <p>実施内容</p> <p>保全区</p> <p>実施種類</p> <p>緑地の確保</p> <p>実施内容</p> <p>建設発生土ストックヤード計画地法面</p> <p>実施種類</p> <p>緑地の確保</p> <p>実施内容</p> <p>保全区</p>					

表 7-1(15) 環境影響評価結果の総合的な評価

環境要素の大区分	項目		調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果																																																																																																																																																		
	環境要素の区分	影響要因の区分																																																																																																																																																						
陸生植物	重要な種及び群落	工事の実施(重機の稼働、資材の運搬、樹木の伐採・処理、土地の造成及び工事用道路等の建設)及び土地の存在及び供用(造成地の存在及び発生車両の走行)	<p>■植物相及び植生の状況、重要な種及び群落の状況</p> <p><植物相></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認種数</th> <th>重要な種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>植物相</td> <td>42 目 97 科 474 種</td> <td>コガマ、ミコシガヤ、マツカサスキ、ナルコヒ、エ、タコノアシ、カチシヤ、ミゾコウジ、ユ、カラハハコ(計 8 種)</td> </tr> </tbody> </table> <p><植物群落></p> <p>26 の群落等が確認された。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>群落名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>植物群落</td> <td>ヤナギタテ群落、オオイトテ-オオカサキ群落、ヒメカサキ-オオアレチナギク群落、オヒシハ-アキメヒシハ群落、セイタカアワダチソウ群落、ヨシ群落、ヨシ-セイタカアワダチソウ群落、オキ群落、オキ-セイタカアワダチソウ群落、ヤマアヲ群落、シタレズメガヤ群落、チカヤ群落、コメイ群落、シヤナギ-アカメヤナギ群落(低木林)、メダケ群落、クズ群落、ムクゲ-アカメヤナギ群落、ウバメガシ群落、クマツ群落、クノキ群落、ナンキンハゼ群落、芝地、人口裸地、構造物、道路、開放水域</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認種数	重要な種	植物相	42 目 97 科 474 種	コガマ、ミコシガヤ、マツカサスキ、ナルコヒ、エ、タコノアシ、カチシヤ、ミゾコウジ、ユ、カラハハコ(計 8 種)	項目	群落名	植物群落	ヤナギタテ群落、オオイトテ-オオカサキ群落、ヒメカサキ-オオアレチナギク群落、オヒシハ-アキメヒシハ群落、セイタカアワダチソウ群落、ヨシ群落、ヨシ-セイタカアワダチソウ群落、オキ群落、オキ-セイタカアワダチソウ群落、ヤマアヲ群落、シタレズメガヤ群落、チカヤ群落、コメイ群落、シヤナギ-アカメヤナギ群落(低木林)、メダケ群落、クズ群落、ムクゲ-アカメヤナギ群落、ウバメガシ群落、クマツ群落、クノキ群落、ナンキンハゼ群落、芝地、人口裸地、構造物、道路、開放水域	<p><予測結果の概要></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">種名</th> <th rowspan="2">調査地域における主な生息環境</th> <th rowspan="2">主な生育環境の改変有無</th> <th colspan="3">生息環境への影響</th> </tr> <tr> <th>工事</th> <th>供用時</th> <th>存在及び</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>コガマ</td> <td>造成地周辺の湿地</td> <td>無</td> <td>D</td> <td>D</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ミコシガヤ</td> <td>造成地周辺の草地</td> <td>無</td> <td>D</td> <td>D</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>マツカサスキ</td> <td>造成地周辺の湿地</td> <td>無</td> <td>D</td> <td>D</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ナルコヒ</td> <td>造成地周辺の草地</td> <td>無</td> <td>D</td> <td>D</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>タコノアシ</td> <td>造成地周辺の湿地・沈砂池</td> <td>無</td> <td>D</td> <td>D</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>カチシヤ</td> <td>造成地周辺の水路・池</td> <td>無</td> <td>D</td> <td>D</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>ミゾコウジ</td> <td>造成地周辺の草地</td> <td>無</td> <td>D</td> <td>D</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>カラハハコ</td> <td>造成地周辺の草地</td> <td>無</td> <td>D</td> <td>D</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注)生育環境への影響は、以下のとおり整理した。 A:生育環境への影響が大きい B:生育環境への影響がある C:生育環境への影響が極めて小さい D:生育環境への影響がない</p>	番号	種名	調査地域における主な生息環境	主な生育環境の改変有無	生息環境への影響			工事	供用時	存在及び	1	コガマ	造成地周辺の湿地	無	D	D		2	ミコシガヤ	造成地周辺の草地	無	D	D		3	マツカサスキ	造成地周辺の湿地	無	D	D		4	ナルコヒ	造成地周辺の草地	無	D	D		5	タコノアシ	造成地周辺の湿地・沈砂池	無	D	D		6	カチシヤ	造成地周辺の水路・池	無	D	D		7	ミゾコウジ	造成地周辺の草地	無	D	D		8	カラハハコ	造成地周辺の草地	無	D	D		<p>工事の実施(重機の稼働、資材の運搬、樹木の伐採・処理、土地の造成及び工事用道路等の建設)及び土地の存在及び供用(造成地の存在及び発生車両の走行)に係る植物に関する影響はないと予測されることから、環境保全措置の検討は行わないこととした。</p>	<p>■回避又は低減に係る評価</p> <p>工事中においては、工事施工ヤードは建設発生土ストックヤード計画地内を極力利用し、工事用道路は既存道路を利用することにより、工事による改変を最小限に抑える計画としている。供用時においては、建設発生土の搬出入用道路は、既存道路を利用する計画としている。予測の結果、重要な陸生植物の生育環境への影響はないと予測された。これらのことから、工事の実施(重機の稼働、資材の運搬、樹木の伐採・処理、土地の造成及び工事用道路等の建設)及び土地の存在及び供用(造成地の存在及び発生車両の走行)に係る陸生植物に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。</p>																																																																						
項目	確認種数	重要な種																																																																																																																																																						
植物相	42 目 97 科 474 種	コガマ、ミコシガヤ、マツカサスキ、ナルコヒ、エ、タコノアシ、カチシヤ、ミゾコウジ、ユ、カラハハコ(計 8 種)																																																																																																																																																						
項目	群落名																																																																																																																																																							
植物群落	ヤナギタテ群落、オオイトテ-オオカサキ群落、ヒメカサキ-オオアレチナギク群落、オヒシハ-アキメヒシハ群落、セイタカアワダチソウ群落、ヨシ群落、ヨシ-セイタカアワダチソウ群落、オキ群落、オキ-セイタカアワダチソウ群落、ヤマアヲ群落、シタレズメガヤ群落、チカヤ群落、コメイ群落、シヤナギ-アカメヤナギ群落(低木林)、メダケ群落、クズ群落、ムクゲ-アカメヤナギ群落、ウバメガシ群落、クマツ群落、クノキ群落、ナンキンハゼ群落、芝地、人口裸地、構造物、道路、開放水域																																																																																																																																																							
番号	種名	調査地域における主な生息環境	主な生育環境の改変有無	生息環境への影響																																																																																																																																																				
				工事	供用時	存在及び																																																																																																																																																		
1	コガマ	造成地周辺の湿地	無	D	D																																																																																																																																																			
2	ミコシガヤ	造成地周辺の草地	無	D	D																																																																																																																																																			
3	マツカサスキ	造成地周辺の湿地	無	D	D																																																																																																																																																			
4	ナルコヒ	造成地周辺の草地	無	D	D																																																																																																																																																			
5	タコノアシ	造成地周辺の湿地・沈砂池	無	D	D																																																																																																																																																			
6	カチシヤ	造成地周辺の水路・池	無	D	D																																																																																																																																																			
7	ミゾコウジ	造成地周辺の草地	無	D	D																																																																																																																																																			
8	カラハハコ	造成地周辺の草地	無	D	D																																																																																																																																																			
水生生物	重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落	工事の実施(土地の造成)及び土地の存在及び供用(造成地の存在、土地の利用)	<p>■水生生物相の状況、水生生物の重要な種等の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認種数</th> <th>重要な種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚類</td> <td>11 目 19 科 32 種</td> <td>ニホウナギ、サツキマス、ヒモハゼ、アジロハゼ、イトハゼ(計 5 種)</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>9 綱 28 目 60 科 102 種</td> <td>サザナミツボ、イトガワミスゴマツボ、ヌカミクチキレガイ、ウネナトマヤガイ、ヤマトジミ、ユウシオガイ、ソトリガイ、オオノガイ、クシマスオガイ、ヒメアサリガイ(計 10 種)</td> </tr> <tr> <td>水生植物(水草等)</td> <td>2 目 3 科 3 種</td> <td>ツツイトモ(計 1 種)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認種数	重要な種	魚類	11 目 19 科 32 種	ニホウナギ、サツキマス、ヒモハゼ、アジロハゼ、イトハゼ(計 5 種)	底生動物	9 綱 28 目 60 科 102 種	サザナミツボ、イトガワミスゴマツボ、ヌカミクチキレガイ、ウネナトマヤガイ、ヤマトジミ、ユウシオガイ、ソトリガイ、オオノガイ、クシマスオガイ、ヒメアサリガイ(計 10 種)	水生植物(水草等)	2 目 3 科 3 種	ツツイトモ(計 1 種)	<p><予測結果の概要></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">分類</th> <th rowspan="2">種名</th> <th rowspan="2">調査地域における主な生息・生育環境</th> <th rowspan="2">主な生育・生育環境の改変有無</th> <th colspan="3">生息・生育環境への影響</th> </tr> <tr> <th>工事</th> <th>供用時</th> <th>存在及び</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td rowspan="5">魚類</td> <td>ニホウナギ</td> <td>木曽川</td> <td>無</td> <td>C</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>サツキマス</td> <td>木曽川</td> <td>無</td> <td>C</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ヒモハゼ</td> <td>木曽川</td> <td>無</td> <td>C</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>アジロハゼ</td> <td>木曽川及び干拓地内水路</td> <td>無</td> <td>C</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>イトハゼ</td> <td>木曽川及び干拓地内水路</td> <td>無</td> <td>C</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td rowspan="10">底生動物</td> <td>サザナミツボ</td> <td>木曽川</td> <td>無</td> <td>C</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>イトガワミスゴマツボ</td> <td>木曽川</td> <td>無</td> <td>C</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ヌカミクチキレガイ</td> <td>木曽川</td> <td>無</td> <td>C</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ウネナトマヤガイ</td> <td>木曽川</td> <td>無</td> <td>C</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>ヤマトジミ</td> <td>木曽川</td> <td>無</td> <td>C</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>ユウシオガイ</td> <td>木曽川</td> <td>無</td> <td>C</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>ソトリガイ</td> <td>木曽川</td> <td>無</td> <td>C</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>クシマスオガイ</td> <td>木曽川</td> <td>無</td> <td>C</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>オオノガイ</td> <td>木曽川</td> <td>無</td> <td>C</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>ヒメアサリガイ</td> <td>木曽川</td> <td>無</td> <td>C</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>水生植物(水草等)</td> <td>ツツイトモ</td> <td>干拓地内の池</td> <td>無</td> <td>C</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)生息・生育環境への影響は、以下のとおり整理した。 A:生息・生育環境への影響が大きい B:生息・生育環境への影響がある C:生息・生育環境への影響が極めて小さい D:生息・生育環境への影響がない</p>	番号	分類	種名	調査地域における主な生息・生育環境	主な生育・生育環境の改変有無	生息・生育環境への影響			工事	供用時	存在及び	1	魚類	ニホウナギ	木曽川	無	C	C	2	サツキマス	木曽川	無	C	C	3	ヒモハゼ	木曽川	無	C	C	4	アジロハゼ	木曽川及び干拓地内水路	無	C	C	5	イトハゼ	木曽川及び干拓地内水路	無	C	C	1	底生動物	サザナミツボ	木曽川	無	C	C	2	イトガワミスゴマツボ	木曽川	無	C	C	3	ヌカミクチキレガイ	木曽川	無	C	C	4	ウネナトマヤガイ	木曽川	無	C	C	5	ヤマトジミ	木曽川	無	C	C	6	ユウシオガイ	木曽川	無	C	C	7	ソトリガイ	木曽川	無	C	C	8	クシマスオガイ	木曽川	無	C	C	9	オオノガイ	木曽川	無	C	C	10	ヒメアサリガイ	木曽川	無	C	C	1	水生植物(水草等)	ツツイトモ	干拓地内の池	無	C	C	<p>■環境保全措置の検討結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>種類</th> <th>沈砂池の設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>位置</td> <td>事業実施区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保全措置の効果</td> <td>沈砂池の設置し、水の濁りを抑えることにより、水生生物の生息・生育環境の質的変化の低減が見込まれる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>水質への影響(水の濁り)が緩和される。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>種類</th> <th>転圧の実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>位置</td> <td>事業実施区域(建設発生土ストックヤード計画地)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保全措置の効果</td> <td>盛土を転圧し、水の濁りの発生を抑えることにより、水生生物の生息・生育環境の質的変化の低減が見込まれる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>土地の安定性への影響が緩和される。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施内容	種類	沈砂池の設置	位置	事業実施区域		保全措置の効果	沈砂池の設置し、水の濁りを抑えることにより、水生生物の生息・生育環境の質的変化の低減が見込まれる。		他の環境への影響	水質への影響(水の濁り)が緩和される。		実施内容	種類	転圧の実施	位置	事業実施区域(建設発生土ストックヤード計画地)		保全措置の効果	盛土を転圧し、水の濁りの発生を抑えることにより、水生生物の生息・生育環境の質的変化の低減が見込まれる。		他の環境への影響	土地の安定性への影響が緩和される。		<p>■回避又は低減に係る評価</p> <p>対象事業において、建設発生土ストックヤード計画地は事業実施区域内を利用することにより、土地の存在及び供用による改変を最小限に抑え、水の濁りの発生を抑えた計画としている。予測の結果、重要な水生生物の生息・生育環境への影響は極めて小さいと予測された。また、環境保全措置として、「沈砂池の設置」及び「転圧の実施」を実施する。これらのことから、工事の実施(土地の造成)及び土地の存在及び供用(造成地の存在、土地の利用)に係る水生生物に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。</p>
項目	確認種数	重要な種																																																																																																																																																						
魚類	11 目 19 科 32 種	ニホウナギ、サツキマス、ヒモハゼ、アジロハゼ、イトハゼ(計 5 種)																																																																																																																																																						
底生動物	9 綱 28 目 60 科 102 種	サザナミツボ、イトガワミスゴマツボ、ヌカミクチキレガイ、ウネナトマヤガイ、ヤマトジミ、ユウシオガイ、ソトリガイ、オオノガイ、クシマスオガイ、ヒメアサリガイ(計 10 種)																																																																																																																																																						
水生植物(水草等)	2 目 3 科 3 種	ツツイトモ(計 1 種)																																																																																																																																																						
番号	分類	種名	調査地域における主な生息・生育環境	主な生育・生育環境の改変有無	生息・生育環境への影響																																																																																																																																																			
					工事	供用時	存在及び																																																																																																																																																	
1	魚類	ニホウナギ	木曽川	無	C	C																																																																																																																																																		
2		サツキマス	木曽川	無	C	C																																																																																																																																																		
3		ヒモハゼ	木曽川	無	C	C																																																																																																																																																		
4		アジロハゼ	木曽川及び干拓地内水路	無	C	C																																																																																																																																																		
5		イトハゼ	木曽川及び干拓地内水路	無	C	C																																																																																																																																																		
1	底生動物	サザナミツボ	木曽川	無	C	C																																																																																																																																																		
2		イトガワミスゴマツボ	木曽川	無	C	C																																																																																																																																																		
3		ヌカミクチキレガイ	木曽川	無	C	C																																																																																																																																																		
4		ウネナトマヤガイ	木曽川	無	C	C																																																																																																																																																		
5		ヤマトジミ	木曽川	無	C	C																																																																																																																																																		
6		ユウシオガイ	木曽川	無	C	C																																																																																																																																																		
7		ソトリガイ	木曽川	無	C	C																																																																																																																																																		
8		クシマスオガイ	木曽川	無	C	C																																																																																																																																																		
9		オオノガイ	木曽川	無	C	C																																																																																																																																																		
10		ヒメアサリガイ	木曽川	無	C	C																																																																																																																																																		
1	水生植物(水草等)	ツツイトモ	干拓地内の池	無	C	C																																																																																																																																																		
実施内容	種類	沈砂池の設置																																																																																																																																																						
位置	事業実施区域																																																																																																																																																							
保全措置の効果	沈砂池の設置し、水の濁りを抑えることにより、水生生物の生息・生育環境の質的変化の低減が見込まれる。																																																																																																																																																							
他の環境への影響	水質への影響(水の濁り)が緩和される。																																																																																																																																																							
実施内容	種類	転圧の実施																																																																																																																																																						
位置	事業実施区域(建設発生土ストックヤード計画地)																																																																																																																																																							
保全措置の効果	盛土を転圧し、水の濁りの発生を抑えることにより、水生生物の生息・生育環境の質的変化の低減が見込まれる。																																																																																																																																																							
他の環境への影響	土地の安定性への影響が緩和される。																																																																																																																																																							

表 7-1(16) 環境影響評価結果の総合的な評価

環境要素の大区分	項目		調査結果	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果							
	環境要素の区分	影響要因の区分												
生態系	地域を特徴づける生態系	工事の実施(重機の稼働、資材の運搬、樹木の伐採・処理、土地の造成、工事用道路等の建設)及び土地の存在及び供用(造成地の存在、土地の利用、発生車両の走行)	■動植物に係る概況		<注目種等の予測結果>		■環境保全措置の検討結果							
			区分	項目	確認種数等	注目種等	生息・生育基盤の種類	予測結果	実施種類	低騒音型建設機械の採用				
			動物(陸生動物)	哺乳類	3目8科10種	チュウヒ	草地	B	B	実施種類	位置	事業実施区域		
				鳥類	13目32科85種									
				爬虫類	2目5科7種									
				両生類	1目3科4種									
				陸上昆虫類	13目184科688種									
				魚類	1目22科122種									
				陸生貝類	1目13科19種									
			土壌動物	4門10綱24目95科138種	オオタカ	草地、樹林地	A	A	実施種類	位置	事業実施区域及び周辺を生息範囲とする種への影響を低減することができる。			
(水生動物)	魚類	11目19科32種	カヤネズミ	草地	B	B	内容	位置				事業実施区域		
	底生動物	9綱28目60科102種	オオヨシキリ	草地	B	B			実施種類	位置	事業実施区域			
陸生植物	陸生植物相	42目97科474種	ヨシ等の草本群落	草地	B	B	内容	位置				事業実施区域		
	(水生植物)	水生植物相	2目3科3種	注)生息・生育環境への影響は、以下のとおり整理した。 A:生息・生育環境への影響が大きい B:生息・生育環境への影響がある C:生息・生育環境への影響が極めて小さい D:生息・生育環境への影響がない					実施種類	位置	事業実施区域			
植物		植物群落	26群落等	<地域を特徴づける生態系に及ぼす影響> 干拓地の生態系は、平坦な干拓地に広がる主に草地により構成される生態系であり、オギ・セイタカアワダチソウ群落、オギ群落、ヨシ群落等の草地、クロマツ群落やナンキンハゼ群落等の樹林地、構造物や人工裸地等の造成地、干拓地内の水路・池等の生息・生育基盤を有し、上位性種としてチュウヒ・オオタカ等、典型性種としてカヤネズミ、オオヨシキリ等が挙げられる生態系である。 工事中においては、工事施工ヤードは建設発生土ストックヤード計画地内を極力利用し、工事用道路は既存道路を利用することにより、工事による改変を最小限に抑える計画としている。 供用時においては、建設発生土の搬出入用道路は、既存道路を利用する計画としている。 このため、干拓地の生態系における動植物の種組成や食物連鎖の構成はほとんど変化しないと考えられる。				実施種類				位置	事業実施区域	
その他	地形・水系	調査地域は、木曾岬干拓地の中央部に位置し、地形は極めて平坦となっている。 木曾岬干拓地内には、水路や貯水池等の水域が存在するほか、西側には木曾川が流れている。	実施種類				コンディショニング(馴化)							
■地域を特徴づける生態系の注目種等の状況			地域を特徴づける生態系の注目種・群集の抽出にあたっては、上位性、典型性、特殊性の観点から調査地域の生態系の特性を効率的かつ効果的に把握できるような種・群集を抽出した。				実施種類				建設作業による影響の低減が見込まれる。			
地域を特徴づける生態系			視点	注目種等		実施種類				位置				
干拓地の生態系			上位性	チュウヒ(鳥類)		実施種類				位置				
				オオタカ(鳥類)		実施種類				位置				
			典型性	カヤネズミ(哺乳類)		実施種類				位置				
				オオヨシキリ(鳥類)		実施種類				位置				
ヨシ等の湿性草本群落(植物)		実施種類				位置								
損なわれる環境及び創出される環境の位置等			【損なわれる環境】 営巣林(事業実施区域内の防風林(クロマツ)) 【創出される環境】 営巣林(木曾岬干拓地内のクロマツ群落等が分布する樹林地(保全区及びその周辺以外))				実施種類				位置			
地域を特徴づける生態系			緑地の確保				実施種類				位置			
干拓地の生態系			緑地の確保により、生息環境の分断を緩和することができる。				実施種類				位置			
その他			景観への影響が緩和される。				実施種類				位置			
地域を特徴づける生態系			草地環境の整備(保全区の整備)				実施種類				位置			
干拓地の生態系			保全区				実施種類				位置			
その他			草地環境を整備することにより、生態系への影響の低減が見込まれる。				実施種類				位置			
地域を特徴づける生態系			なし				実施種類				位置			
干拓地の生態系			なし				実施種類				位置			
その他			なし				実施種類				位置			

表 7-1(16) 環境影響評価結果の総合的な評価

環境要素 の大区分	項 目		調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果																																												
	環境要素 の区分	影響要因 の区分																																																
景観	主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観	土地の存在及び供用(造成地の存在、土地の利用)	<p>■主要な眺望点の状況、景観資源の状況、主要な眺望景観の状況</p> <p><三重県桑名市長島町浦安></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>眺望点の概要</td> <td>事業実施区域の西側に位置する木曾川堤防上の地点であり、常時利用することができる。</td> </tr> <tr> <td>眺望点の標高</td> <td>約 5.5m</td> </tr> <tr> <td>建設発生土ストックヤード計画地との距離</td> <td>約 1,130m</td> </tr> <tr> <td>景観資源の状況</td> <td>主な景観資源として木曾川が視認できる。</td> </tr> </tbody> </table> <p><三重県桑名郡木曾岬町新輪 2 丁目></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>眺望点の概要</td> <td>事業実施区域の南側に位置する農業体験広場計画地内の地点。なお、農業体験広場は未整備であり、現在は一般の立ち入りは不可。</td> </tr> <tr> <td>眺望点の標高</td> <td>約-0.5m</td> </tr> <tr> <td>建設発生土ストックヤード計画地との距離</td> <td>約 350m</td> </tr> <tr> <td>景観資源の状況</td> <td>主な景観資源である木曾川は視認できないが、周辺には木曾岬干拓地内の草地在り広がっている。</td> </tr> </tbody> </table> <p><愛知県弥富市鍋田町六野></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>眺望点の概要</td> <td>事業実施区域の東側に位置する堤防上の地点であり、常時利用することができる。</td> </tr> <tr> <td>眺望点の標高</td> <td>約 6.0m</td> </tr> <tr> <td>建設発生土ストックヤード計画地との距離</td> <td>約 260m</td> </tr> <tr> <td>景観資源の状況</td> <td>主な景観資源である木曾川は視認できないが、周辺には木曾岬干拓地内の草地在り広がっている。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	眺望点の概要	事業実施区域の西側に位置する木曾川堤防上の地点であり、常時利用することができる。	眺望点の標高	約 5.5m	建設発生土ストックヤード計画地との距離	約 1,130m	景観資源の状況	主な景観資源として木曾川が視認できる。	項目	内容	眺望点の概要	事業実施区域の南側に位置する農業体験広場計画地内の地点。なお、農業体験広場は未整備であり、現在は一般の立ち入りは不可。	眺望点の標高	約-0.5m	建設発生土ストックヤード計画地との距離	約 350m	景観資源の状況	主な景観資源である木曾川は視認できないが、周辺には木曾岬干拓地内の草地在り広がっている。	項目	内容	眺望点の概要	事業実施区域の東側に位置する堤防上の地点であり、常時利用することができる。	眺望点の標高	約 6.0m	建設発生土ストックヤード計画地との距離	約 260m	景観資源の状況	主な景観資源である木曾川は視認できないが、周辺には木曾岬干拓地内の草地在り広がっている。	<p><三重県桑名市長島町浦安></p> <p>本眺望景観は、標高約 5.5m の木曾川の堤防から、東方向に木曾川を眺望している。</p> <p>木曾岬干拓地外周の堤防により、ストックヤードへの盛土完了時においても、対象事業は視認されない。</p> <p>これらのことから、本眺望景観の変化は生じないと予測される。</p> <p><三重県桑名郡木曾岬町新輪 2 丁目></p> <p>本眺望景観は、標高約-0.5m の木曾岬干拓地内に位置する農業体験広場からの眺望であり、木曾岬干拓地内の草地在り広がっている。なお、眺望点周辺には主な景観資源である木曾川が存在するものの、木曾岬干拓地外周の堤防により遮られ、視認されない。</p> <p>事業の実施により、ストックヤードが視認されるが、仰角は 4.5°となり、圧迫感を感じる仰角 18°未満となる。</p> <p>これらのことから、本眺望景観の変化は極めて小さいと予測される。</p> <p><愛知県弥富市鍋田町六野></p> <p>本眺望景観は、標高約 6.0m の木曾岬干拓地東側の堤防からの眺望であり、木曾岬干拓地内の草地在り広がっている。なお、眺望点周辺には主な景観資源である木曾川が存在するものの、木曾岬干拓地外周の堤防により遮られ、視認されない。</p> <p>事業の実施により、ストックヤードが視認されるが、俯角は 3.5°となり、圧迫感を感じる俯角 10°未満となる。</p> <p>これらのことから、本眺望景観の変化は極めて小さいと予測される。</p>	<p>■環境保全措置の検討結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>種類</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緑地の確保</td> <td>緑地の確保</td> <td>建設発生土ストックヤード計画地</td> </tr> <tr> <td>緑地の確保</td> <td>計画地</td> </tr> <tr> <td>保全措置の効果</td> <td>緑地の確保により、周辺景観に調和させることが可能であり、景観への影響の低減が見込まれる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施内容	種類	位置	緑地の確保	緑地の確保	建設発生土ストックヤード計画地	緑地の確保	計画地	保全措置の効果	緑地の確保により、周辺景観に調和させることが可能であり、景観への影響の低減が見込まれる。		他の環境への影響	なし		<p>■回避又は低減に係る評価</p> <p>対象事業は、住居等の保全対象が立地する集落から十分に離れた木曾岬干拓地で整備されるため、地域の人々が日常的に利用している場所からの眺望への影響を抑えた計画としている。</p> <p>また、予測の結果、主要な眺望点及び景観資源の改変はなく、主要な眺望景観の変化は極めて小さいと予測された。</p> <p>さらに、環境保全措置として、「緑地の確保」を実施する。</p> <p>これらのことから、土地の存在及び供用(造成地の存在、土地の利用)に係る景観に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。</p>
			項目	内容																																														
			眺望点の概要	事業実施区域の西側に位置する木曾川堤防上の地点であり、常時利用することができる。																																														
			眺望点の標高	約 5.5m																																														
			建設発生土ストックヤード計画地との距離	約 1,130m																																														
			景観資源の状況	主な景観資源として木曾川が視認できる。																																														
			項目	内容																																														
			眺望点の概要	事業実施区域の南側に位置する農業体験広場計画地内の地点。なお、農業体験広場は未整備であり、現在は一般の立ち入りは不可。																																														
			眺望点の標高	約-0.5m																																														
			建設発生土ストックヤード計画地との距離	約 350m																																														
景観資源の状況	主な景観資源である木曾川は視認できないが、周辺には木曾岬干拓地内の草地在り広がっている。																																																	
項目	内容																																																	
眺望点の概要	事業実施区域の東側に位置する堤防上の地点であり、常時利用することができる。																																																	
眺望点の標高	約 6.0m																																																	
建設発生土ストックヤード計画地との距離	約 260m																																																	
景観資源の状況	主な景観資源である木曾川は視認できないが、周辺には木曾岬干拓地内の草地在り広がっている。																																																	
実施内容	種類	位置																																																
緑地の確保	緑地の確保	建設発生土ストックヤード計画地																																																
	緑地の確保	計画地																																																
保全措置の効果	緑地の確保により、周辺景観に調和させることが可能であり、景観への影響の低減が見込まれる。																																																	
他の環境への影響	なし																																																	

表 7-1(17) 環境影響評価結果の総合的な評価

環境要素 の大区分	項 目		予測結果	環境保全措置	評価結果																																																																								
	環境要素 の区分	影響要因 の区分																																																																											
廃棄物等	一般廃棄物、産業廃棄物及び建設工事等に伴う副産物	工事の実施(樹木の伐採、処理、廃棄物の発生・処理等)	<p>予測の結果、樹木の伐採・処理及び草刈りにより、建設発生木材(伐採木)が0.2千m³、刈草が655.9t発生し、その発生量の全量を事業実施区域外へ搬出する。</p> <p>なお、建設発生土、建設汚泥、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊は発生しない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発生量</th> <th>事業実施区域内 再利用率</th> <th>事業実施区域外 搬出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設発生土</td> <td>予測量(千m³)</td> <td>発生しない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>予測量(千m³)</td> <td>発生しない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>予測量(千m³)</td> <td>発生しない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>予測量(千m³)</td> <td>発生しない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材 (伐採木)</td> <td>予測量(千m³)</td> <td>0.2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>刈草</td> <td>予測量(t)</td> <td>655.9</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発生量	事業実施区域内 再利用率	事業実施区域外 搬出量	建設発生土	予測量(千m ³)	発生しない	—	建設汚泥	予測量(千m ³)	発生しない	—	コンクリート塊	予測量(千m ³)	発生しない	—	アスファルト・コンクリート塊	予測量(千m ³)	発生しない	—	建設発生木材 (伐採木)	予測量(千m ³)	0.2	—	刈草	予測量(t)	655.9	—	<p>■環境保全措置の検討結果</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">実施 内容</td> <td>種類</td> <td>再資源化施設への搬入等による他事業等での利用</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>事業実施区域周辺</td> </tr> <tr> <td>保全措置 の効果</td> <td colspan="2">事業実施に伴い発生した建設発生木材(伐採木)を再資源化することにより、廃棄物等の最終処分量が低減する。</td> </tr> <tr> <td>他の環境 への影響</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> </table>	実施 内容	種類	再資源化施設への搬入等による他事業等での利用	位置	事業実施区域周辺	保全措置 の効果	事業実施に伴い発生した建設発生木材(伐採木)を再資源化することにより、廃棄物等の最終処分量が低減する。		他の環境 への影響	なし		<p>■回避又は低減に係る評価</p> <p>対象事業において、工事施工ヤードは建設発生土ストックヤード計画地内を極力利用し、工事用道路は既存道路を利用することにより、工事による改変を最小限に抑え、廃棄物等の発生を抑えた計画としている。</p> <p>また、環境保全措置として、「再資源化施設への搬入等による他事業等での利用」を実施する。なお、環境保全措置実施後に生じた建設発生木材(伐採木)の余剰分は、関係法令に基づき適切に処理・処分することとしている。さらに、事業実施区域において、建設発生木材(伐採木)及び刈草の置き等の一時的保管が必要となった場合には、周辺の生活環境・自然環境に影響が生じないよう、建設発生木材(伐採木)及び刈草の飛散防止等に努めることとしている。</p> <p>これらのことから、工事の実施(樹木の伐採・処理、廃棄物の発生・処理等)に係る廃棄物等に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。</p>																																	
			種 類	発生量	事業実施区域内 再利用率	事業実施区域外 搬出量																																																																							
建設発生土	予測量(千m ³)	発生しない	—																																																																										
建設汚泥	予測量(千m ³)	発生しない	—																																																																										
コンクリート塊	予測量(千m ³)	発生しない	—																																																																										
アスファルト・コンクリート塊	予測量(千m ³)	発生しない	—																																																																										
建設発生木材 (伐採木)	予測量(千m ³)	0.2	—																																																																										
刈草	予測量(t)	655.9	—																																																																										
実施 内容	種類	再資源化施設への搬入等による他事業等での利用																																																																											
	位置	事業実施区域周辺																																																																											
保全措置 の効果	事業実施に伴い発生した建設発生木材(伐採木)を再資源化することにより、廃棄物等の最終処分量が低減する。																																																																												
他の環境 への影響	なし																																																																												
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事の実施(重機の稼働、資材の運搬)及び土地の供用(土地の利用、発生車両の走行)	<p>温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量は、工事期間において約226.68tCO₂、供用期間において3257.99tCO₂と予測される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">工種等</th> <th>燃料使用量 (kl)</th> <th>単位発熱量 (GJ/kl)</th> <th>排出係数 (tC/GJ)</th> <th>CO₂排出量 (tCO₂)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工事中</td> <td>重機の稼働</td> <td>整地工</td> <td>82.94</td> <td rowspan="2">37.7</td> <td rowspan="2">0.0187</td> <td>214.40</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資材の運搬</td> <td>4.75</td> <td>12.28</td> </tr> <tr> <td colspan="6">小 計</td> <td>226.68</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土地の 供用</td> <td>土地の利用</td> <td>盛土工</td> <td>1244.16</td> <td rowspan="2">37.7</td> <td rowspan="2">0.0187</td> <td>3216.11</td> </tr> <tr> <td colspan="2">発生車両の走行</td> <td>16.20</td> <td>41.88</td> </tr> <tr> <td colspan="6">小 計</td> <td>3257.99</td> </tr> <tr> <td colspan="6">合 計</td> <td>3484.67</td> </tr> </tbody> </table>	工種等			燃料使用量 (kl)	単位発熱量 (GJ/kl)	排出係数 (tC/GJ)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)	工事中	重機の稼働	整地工	82.94	37.7	0.0187	214.40	資材の運搬		4.75	12.28	小 計						226.68	土地の 供用	土地の利用	盛土工	1244.16	37.7	0.0187	3216.11	発生車両の走行		16.20	41.88	小 計						3257.99	合 計						3484.67	<p>■環境保全措置の検討結果</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">実施 内容</td> <td>種類</td> <td>作業者に対する重機の省エネ運転の指導</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>事業実施区域</td> </tr> <tr> <td>保全措置 の効果</td> <td colspan="2">アイドリングストップの励行など省エネ運転を作業者に徹底させることにより、温室効果ガス(二酸化炭素)の発生が低減が見込まれる。</td> </tr> <tr> <td>他の環境 への影響</td> <td colspan="2">大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)への影響が緩和される。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">実施 内容</td> <td>種類</td> <td>作業者に対する工事用車両及び発生車両のエコドライブの指導</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>事業実施区域及びその周辺</td> </tr> <tr> <td>保全措置 の効果</td> <td colspan="2">アイドリングストップの励行などエコドライブを作業者に徹底させることにより、温室効果ガス(二酸化炭素)の発生が低減が見込まれる。</td> </tr> <tr> <td>他の環境 への影響</td> <td colspan="2">運行時の不要なエンジン稼働を避けること等により、大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)、騒音及び振動への影響が緩和される。</td> </tr> </table>	実施 内容	種類	作業者に対する重機の省エネ運転の指導	位置	事業実施区域	保全措置 の効果	アイドリングストップの励行など省エネ運転を作業者に徹底させることにより、温室効果ガス(二酸化炭素)の発生が低減が見込まれる。		他の環境 への影響	大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)への影響が緩和される。		実施 内容	種類	作業者に対する工事用車両及び発生車両のエコドライブの指導	位置	事業実施区域及びその周辺	保全措置 の効果	アイドリングストップの励行などエコドライブを作業者に徹底させることにより、温室効果ガス(二酸化炭素)の発生が低減が見込まれる。		他の環境 への影響	運行時の不要なエンジン稼働を避けること等により、大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)、騒音及び振動への影響が緩和される。		<p>■回避又は低減に係る評価</p> <p>工事に用いる重機については、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(ただし、法の適用除外の機種については「排出ガス対策型建設機械指定制度」の二次基準以降)に適合した建設機械を基本とし、環境負荷が小さいものを使用する計画としている。</p> <p>また、環境保全措置として、「作業者に対する建設機械の省エネ運転の指導」及び「作業者に対する工事用車両のエコドライブの指導」を実施する。なお、事業実施段階においては、温室効果ガス(二酸化炭素)の発生が低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入する。</p> <p>これらのことから、工事の実施(重機の稼働、資材の運搬)及び土地の供用(土地の利用、発生車両の走行)に係る温室効果ガス等に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。</p>
工種等			燃料使用量 (kl)	単位発熱量 (GJ/kl)	排出係数 (tC/GJ)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)																																																																							
工事中	重機の稼働	整地工	82.94	37.7	0.0187	214.40																																																																							
	資材の運搬		4.75			12.28																																																																							
小 計						226.68																																																																							
土地の 供用	土地の利用	盛土工	1244.16	37.7	0.0187	3216.11																																																																							
	発生車両の走行		16.20			41.88																																																																							
小 計						3257.99																																																																							
合 計						3484.67																																																																							
実施 内容	種類	作業者に対する重機の省エネ運転の指導																																																																											
	位置	事業実施区域																																																																											
保全措置 の効果	アイドリングストップの励行など省エネ運転を作業者に徹底させることにより、温室効果ガス(二酸化炭素)の発生が低減が見込まれる。																																																																												
他の環境 への影響	大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)への影響が緩和される。																																																																												
実施 内容	種類	作業者に対する工事用車両及び発生車両のエコドライブの指導																																																																											
	位置	事業実施区域及びその周辺																																																																											
保全措置 の効果	アイドリングストップの励行などエコドライブを作業者に徹底させることにより、温室効果ガス(二酸化炭素)の発生が低減が見込まれる。																																																																												
他の環境 への影響	運行時の不要なエンジン稼働を避けること等により、大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)、騒音及び振動への影響が緩和される。																																																																												

第8章 事後調査の実施計画

事後調査は、選定項目に係る予測及び環境保全措置の効果の不確実性の程度、環境影響の程度、事業特性及び地域特性を考慮して、対象事業に係る工事の実施及び土地の供用開始後の環境の状況を把握するために行う。

事後調査の内容を表 8-1 に、事後調査の実施計画を表 8-2 に示す。事後調査の実施主体は事業者であり、事後調査の結果は事後調査終了まで事業者にて保管する。

なお、当該事業に起因した、事前に予測し得ない環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、関係機関と協議し、専門家の技術的助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じる。

表 8-1 事後調査の内容

項目		事後調査を行うこととした理由	調査項目	調査内容
環境要素	影響要因			
陸生動物	工事の実施	資材の運搬、樹木の伐採・処理、土地の造成及び工事用道路等の建設	チュウヒ及びオオタカのモニタリング調査	○調査時期 工事期間中
生態系				○調査範囲 事業実施区域及びその周辺
陸生動物	土地又は工作物の存在及び供用	造成地の存在、土地の利用及び発生車両の走行		○調査方法 定点観察調査による生息・繁殖状況の確認 写真撮影による視覚的な植生状況の確認
生態系				○調査時期 供用期間中(毎年)
				○調査範囲 事業実施区域及びその周辺
				○調査方法 定点観察調査による生息・繁殖状況の確認 写真撮影による視覚的な植生状況の確認

表 8-2 事後調査の実施計画

影響要因	工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用
		資材の運搬、樹木の伐採・処理、土地の造成及び工事用道路等の建設
調査項目	チュウヒ及びオオタカのモニタリング調査	
調査時期	<p>工事期間中</p> <p>■定点観察調査による生息・繁殖状況の確認</p> <p>12月～8月(月1回)に実施する。</p> <p>・12～3月 :主にチュウヒの生息状況(埒入・埒発等)を確認する。</p> <p>・4～8月 :主にチュウヒ及びオオタカの繁殖状況を確認する。</p> <p>■写真撮影による視覚的な植生状況の確認</p> <p>植物の生態的な特性を考慮し、植生の状況を効率よく確認できる時期(秋季:10月頃)^{注2}</p>	<p>供用期間中(毎年)</p> <p>■定点観察調査による生息・繁殖状況の確認</p> <p>12月～8月(月1回)に実施する。</p> <p>・12～3月 :主にチュウヒの生息状況(埒入・埒発等)を確認する。</p> <p>・4～8月 :主にチュウヒ及びオオタカの繁殖状況を確認する。</p> <p>■写真撮影による視覚的な植生状況の確認</p> <p>植物の生態的な特性を考慮し、植生の状況を効率よく確認できる時期(秋季:10月頃)^{注2}</p>
調査範囲	事業実施区域及びその周辺	事業実施区域及びその周辺
調査方法	<p>■定点観察調査による生息・繁殖状況の確認</p> <p>チュウヒ及びオオタカを主な対象として、あらかじめ設定した定点において、双眼鏡や望遠鏡を用いて目視観察を行い、確認された猛禽類の種名、出現位置、出現時刻、行動等を記録する。</p> <p>なお、チュウヒ及びオオタカ以外の希少猛禽類が確認された場合についても、あわせて確認状況の記録を行う。</p> <p>■写真撮影による視覚的な植生状況の確認</p> <p>ドローンを用いた空中写真撮影等により行う。</p>	<p>■定点観察調査による生息・繁殖状況の確認</p> <p>チュウヒ及びオオタカを主な対象として、あらかじめ設定した定点において、双眼鏡や望遠鏡を用いて目視観察を行い、確認された猛禽類の種名、出現位置、出現時刻、行動等を記録する。</p> <p>なお、チュウヒ及びオオタカ以外の希少猛禽類が確認された場合についても、あわせて確認状況の記録を行う。</p> <p>■写真撮影による視覚的な植生状況の確認</p> <p>ドローンを用いた空中写真撮影等により行う。</p>

注1) 具体的な調査方法については、チュウヒ及びオオタカの生息・繁殖状況、専門家による技術的助言等を踏まえ、検討する。

注2) チュウヒ及びオオタカの繁殖への影響を考慮しつつ、植生の状況を効率よく確認できる時期を調査時期として設定する。

第9章 環境影響評価の総合的な評価

対象事業について、影響要因の区分である「工事の実施」及び「土地又は工作物の存在及び供用」に関し、14の環境要素の区分(大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等)、騒音、振動、水質、地形及び地質、陸生動物、陸生植物、水生生物、生態系、景観、廃棄物等、温室効果ガス等)を選定し、調査、予測及び評価を行った。

調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、対象事業の実施に係る環境影響評価項目に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされていると総合的に評価する。

事業実施にあたっては、第2章第4節に記載の「事業実施にあたっての環境保全の方針」及び環境保全措置を確実に実施するとともに、環境影響の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術の導入に努める。

また、事業の実施にあたっては、工事説明会等の場を活用して、住民等に対して丁寧に説明を行う。事業の実施にあたり、住民等から環境に関する意見があった場合には、その意見について十分な検討を行い、丁寧かつ必要な対応を行う。

なお、今後の工事計画等の詳細な検討にあたっては、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行うものとする。さらに、工事中及び供用中において現段階で予測し得なかった環境保全上の問題が生じた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、必要に応じて適切な措置を実施することとする。

第10章 準備書に対する意見及び事業者の見解

第1節 準備書に対する住民意見及び事業者の見解

三重県環境影響評価条例第15条に基づき、令和5年7月21日から令和5年9月4日までに縦覧に供するとともに、意見を求めたところ、同条例第17条に基づく環境の保全の見地からの意見があった。

準備書に対する意見の概要及びそれに対する事業者の見解を表10-1-1に示す。

表 10-1-1(1) 準備書に対する意見の概要及び事業者の見解

番号	意見書の要旨	事業者の見解
1.	陸生動物及び生態系	11件
1	<p>貴職が公告および縦覧をしている「木曾岬干拓地整備事業(第2期)」に係る環境影響評価準備書に対し、鳥類保全の見地から下記のように意見を提出いたします。</p> <p>国内希少野生動植物種であるチュウヒが継続して繁殖できる場所の確保について</p> <p>環境省により絶滅危惧IB類、かつ「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているチュウヒが関東以南の太平洋側で継続して繁殖していた場所は、現在ほとんど消失しており、木曾岬干拓地は現在残された数少ないその一つです。チュウヒは条件が整っている場所では継続的に繁殖を行うため、チュウヒの個体数を維持していくには、継続的に繁殖できる場所の確保・維持・保全が非常に重要です。</p> <p>木曾岬干拓地整備事業(第1期)の評価書では、同干拓地では3つがいのチュウヒの営巣を確保できておりましたが、事業開始後は2つがいから1つがいになり、そして近年では繁殖成功することがほとんどなくなっています。このことは、木曾岬干拓地整備事業(第1期)の際に行われた環境保全措置が不十分であったことを示しています。しかしながら、今でもチュウヒは繁殖期に同干拓地に生息し、繁殖行動も見られます。そのため、繁殖条件が今よりも改善、整備されれば、繁殖が成功する可能性が残されています。</p> <p>一時的な経済発展のためだけに、同干拓地を大幅に改変するのではなく、三重県は真に自然環境と共生・共存可能な経済政策にしっかりと舵を切るべきです。</p>	<p>調査の結果、木曾岬干拓地外の新たな営巣地が確認されるなど、従前(1期)の環境影響評価時から、チュウヒの生息・繁殖状況に変化が生じています。また、木曾岬干拓地におけるチュウヒの主な採餌環境は、従前の環境影響評価後の整備効果が見受けられ、ヨシ群落等が広く分布している保全区となっています。</p> <p>このため、今回の環境影響評価においても、保全区において、チュウヒの営巣環境・採餌環境としての機能を高めるための維持管理を継続実施することとしました。また、保全区の整備とあわせて、低騒音型建設機械の使用、工事従事者への講習・指導、コンディショニングによる環境影響の低減を図ることとしました。</p> <p>なお、これら環境保全措置の効果に係る知見が不十分と考えられるため、専門家の技術的助言を得ながら、チュウヒの生息・繁殖状況を確認するための事後調査を実施するとともに、当該事業に起因した、事前に予測し得ない環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、関係機関と協議し、専門家の技術的助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じることとしています。</p> <p>(「第7章第6節陸生動物」、「第7章第9節生態系」及び「第8章事後調査の実施計画」に記載)</p>

表 10-1-1(2) 準備書に対する意見の概要及び事業者の見解

番号	意見書の要旨	事業者の見解
2	<p>貴職が公告および縦覧をしている「木曾岬干拓地整備事業(第2期)」に係る環境影響評価準備書に対し、鳥類保全の見地から下記のように意見を提出いたします。</p> <p>ハイロチュウヒ、チュウヒ、コチョウゲンボウのねぐら入りの問題について</p> <p>上記3種の鳥類は地上でねぐらをとる猛禽類です。2002年の私ども団体の調査ではチュウヒは27羽、ハイロチュウヒは6羽、コチョウゲンボウは44羽のねぐら入りが観察されています。しかし、直近の2023年1月にはチュウヒ8羽およびハイロチュウヒ6羽しか確認できず、また、コチョウゲンボウは確認できなくなりましたが、これらの鳥類の確認数が減ったのと、木曾岬干拓地整備事業(第1期)が始まった時期が一致することから、事業による影響と考えられます。木曾岬干拓地整備事業(第1期)の評価書ではコチョウゲンボウについては「干拓地内を継続的にねぐらとして利用する…」となっていますが、現状ではそのようになっていません。</p> <p>私たちの調査によると、ハイロチュウヒのねぐらは対象事業実施区域(以下、事業実施区域)の中にあります。今回の準備書では「草場が一部縮小するものの、同様の環境は事業実施区域周辺に広く分布する」となっていますが、これらの猛禽類がどのような環境をねぐらとして選択するのかが全く考察されていません。これでは、ねぐらと同様の環境が実際に存在すると評価できるのか判断できない状況といえます。特に近年、日本全国で観察できるハイロチュウヒの数はわずかであることから、事業実施区域でねぐら入りができなくなることは、日本で越冬するハイロチュウヒにとって大きな問題です。</p>	<p>木曾岬干拓地整備事業(第1期)の環境影響評価から10年以上が経過したことに伴い、樹林化等による植生の変化などにより、木曾岬干拓地における生物の生息・生育環境に変化が生じていると考えられます。</p> <p>調査の結果、ハイロチュウヒのねぐら入り及びねぐら立ちは、事業実施区域外(Dブロック)の草地で確認されました。</p> <p>本種のねぐら環境である草地は、事業実施区域が位置する木曾岬干拓地に広く分布しているため、「ねぐら環境である草地が一部縮小するものの、同様の環境は事業実施区域周辺に広く分布する。」としており、ハイロチュウヒの生息環境への影響は極めて小さいと予測されます。 (「第7章第6節陸生動物」に記載)</p>
3	<p>貴職が公告および縦覧をしている「木曾岬干拓地整備事業(第2期)」に係る環境影響評価準備書に対し、鳥類保全の見地から下記のように意見を提出いたします。</p> <p>チュウヒのコンディショニング(馴化)について</p> <p>チュウヒの繁殖に関するコンディショニングは、北海道で事例があるようですが、事業実施区域ではどのような条件で、どのようなコンディショニングが可能なのか、コンディショニングにどれくらいの年月がかかるかなどが準備書では具体的に示されていません。準備書は三重県が責任を持って公告・縦覧をしているはずですが、コンディショニングに関する項目や条件をきちんと評価して準備書を縦覧し直すべきです。</p>	<p>環境保全措置(コンディショニング(馴化))の具体的な位置、仕様等については、事業実施の施工計画段階で専門家の技術的助言を踏まえて検討することとしています。</p> <p>なお、環境保全措置の効果に係る知見が不十分と考えられるため、専門家の技術的助言を得ながら、チュウヒの生息・繁殖状況を確認するための事後調査を実施するとともに、当該事業に起因した、事前に予測し得ない環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、関係機関と協議し、専門家の技術的助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講ずることとしています。 (「第7章第6節陸生動物」、「第7章第9節生態系」及び「第8章事後調査の実施計画」に記載)</p>

表 10-1-1(3) 準備書に対する意見の概要及び事業者の見解

番号	意見書の要旨	事業者の見解
4	<p>貴職が公告および縦覧をしている「木曾岬干拓地整備事業(第2期)」に係る環境影響評価準備書に対し、鳥類保全の見地から下記のように意見を提出いたします。</p> <p>営巣環境・採餌環境(保全区)の整備について 木曾岬干拓地整備事業(第1期)で造成した保全区では、これまでチュウヒが繁殖した事実はありません。また、同様の環境のある岡山県錦海塩田跡地でもチュウヒの繁殖のための保全区を設定しましたが、失敗しています。今回はこれらのことを踏まえ、どのように保全区の整備を行うかが準備書に記載されていません。保全区の整備について、目的や方針、方法などについて詳細に記載した準備書を縦覧し直すべきです。</p>	<p>保全区については、木曾岬干拓地北部における環境影響評価をうけ、特にチュウヒの生息に適した環境の形成を目的として実施されてきたヤナギなどの樹木伐採や外周水路沿いの草刈り等の環境改善を専門家の技術的助言を得ながら継続し、適切に維持管理を行うこととしています。</p> <p>また、環境保全措置の具体的な位置、仕様等については、事業実施の施工計画段階で専門家の技術的助言を踏まえて検討することとしています。</p> <p>さらに、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であると考えられることから、事後調査を実施することとしています。</p> <p>(「第7章第6節陸生動物」、「第7章第9節生態系」及び「第8章事後調査の実施計画」に記載)</p>
5	<p>貴職が公告および縦覧をしている「木曾岬干拓地整備事業(第2期)」に係る環境影響評価準備書に対し、鳥類保全の見地から下記のように意見を提出いたします。</p> <p>工事従事者への講習・指導について どのような基準、規制にもとづいて講習・指導するのが記載されていません。繁殖期のチュウヒは人や車両の接近等に対しては極めて敏感な鳥類ですから、工事従事者への講習・指導の方法等について、準備書に明確な基準等を記載すべきです。</p>	<p>環境保全措置の具体的な位置、仕様等については、事業実施の施工計画段階で専門家の技術的助言を踏まえて検討することとしています。</p> <p>さらに、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であると考えられることから、事後調査を実施することとしています。</p> <p>(「第7章第6節陸生動物」、「第7章第9節生態系」及び「第8章事後調査の実施計画」に記載)</p>
6	<p>貴職が公告および縦覧をしている「木曾岬干拓地整備事業(第2期)」に係る環境影響評価準備書に対し、鳥類保全の見地から下記のように意見を提出いたします。</p> <p>低騒音型建設機械の採用について 準備書には低騒音型建設機械にはどのような性能や効果が期待できるものがあるのかが、記載されていません。また、チュウヒは機械だけでなく、人の動きにも敏感な鳥なので、人の動きについても規制すべきです。そのため、機械の性能や人の動きの規制基準などについて、それらがもたらす効果を準備書に具体的に記載すべきです。</p>	<p>環境保全措置(低騒音型建設機械の採用)の効果については、「事業実施区域及び周辺を生息範囲とする種への影響を低減することができる。」と環境保全措置の検討結果に記載しています。</p> <p>また、環境保全措置として「工事従事者への講習・指導」を実施することとしています。</p> <p>なお、環境保全措置の具体的な位置、仕様等については、事業実施の施工計画段階で専門家の技術的助言を踏まえて検討することとしています。</p> <p>(「第7章第6節陸生動物」及び「第7章第9節生態系」に記載)</p>

表 10-1-1(4) 準備書に対する意見の概要及び事業者の見解

番号	意見書の要旨	事業者の見解
7	<p>貴職が公告および縦覧をしている「木曾岬干拓地整備事業(第2期)」に係る環境影響評価準備書に対し、鳥類保全の見地から下記のように意見を提出いたします。</p> <p>準備書に記載された内容では現在の干拓地で想定される1つがいの繁殖を保障できるとは考えられません。上記の内容を精査して準備書を縦覧し直すか、あるいは第2期の開発そのものを中止すべきです。</p>	<p>工事中においては、工事施工ヤードは建設発生土ストックヤード計画地内を極力利用し、工事用道路は既存道路を利用することにより、工事による改変を最小限に抑える計画としています。供用時においては、建設発生土の搬出入用道路は、既存道路を利用する計画としています。</p> <p>チュウヒについては、環境保全措置として、「低騒音型建設機械の採用」、「工事従事者への講習・指導」、「コンディショニング(馴化)」及び「営巣環境・採餌環境の整備(保全区の整備)」を実施することとしています。なお、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であることから、事後調査を実施することとしています。</p> <p>これらのことから、チュウヒに関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。</p> <p>(「第7章第6節陸生動物」、「第7章第9節生態系」及び「第8章事後調査の実施計画」に記載)</p>
8	<p>私たちは木曾岬干拓地鳥類生息調査に10年以上参加し、チュウヒを中心に観察してきました。特に今回ストックヤード整備事業が行われる予定区域のあたりを担当した者としてその経験と環境影響評価準備書の結果を参考に意見書を提出します。</p> <p>環境影響評価準備書のあらましによりますと、その予測結果にチュウヒについては「本種の生息環境への影響がある」、オオタカについては「本種の生息環境への影響は大きい」とあります。そのため環境保全措置と事後調査を実施するとあります。</p> <p>チュウヒについては、準備書「第4章第3節方法書に対する知事の意見及び事業者の見解」表4-3-1(3)の中で「保全区において、チュウヒの営巣環境・採餌環境としての機能を高めるための維持管理を継続実施することとしました。」とありますが、2021年以降、保全区で営巣の確認はまだされていません。営巣環境として機能しているか分からない状態で事業を進めることに反対します。</p>	<p>チュウヒに関する環境保全措置(営巣環境・採餌環境の整備(保全区の整備))については、その効果に係る知見が不十分と考えられるため、専門家の技術的助言を得ながら、チュウヒの生息・繁殖状況を確認するための事後調査を実施するとともに、当該事業に起因した、事前に予測し得ない環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、関係機関と協議し、専門家の技術的助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じることとしています。</p> <p>(「第7章第6節陸生動物」、「第7章第9節生態系」及び「第8章事後調査の実施計画」に記載)</p>

表 10-1-1(5) 準備書に対する意見の概要及び事業者の見解

番号	意見書の要旨	事業者の見解
9	<p>私たちは木曾岬干拓地鳥類生息調査に10年以上参加し、チュウヒを中心に観察してきました。特に今回ストックヤード整備事業が行われる予定区域のあたりを担当した者としてその経験と環境影響評価準備書の結果を参考に意見書を提出します。</p> <p>環境影響評価準備書のあらましによりますと、その予測結果にチュウヒについては「本種の生息環境への影響がある」、オオタカについては「本種の生息環境への影響は大きい」とあります。そのため環境保全措置と事後調査を実施するとあります。</p> <p>オオタカについては、環境保全措置として「営巣木の移動促進」とありますが、その移動先は示されておらず、仮に木曾岬干拓地内の樹林地だとしても 50ha の保全区でチュウヒとオオタカの環境保全が可能だとは思えません。</p>	<p>オオタカに関する環境保全措置(営巣木の移動促進)の位置については、「木曾岬干拓地内の樹林地(保全区及びその周辺以外)」としています。</p> <p>環境保全措置の具体的な位置、仕様等については、事業実施の施工計画段階で専門家の技術的助言を踏まえて検討することとしています。</p> <p>さらに、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であると考えられることから、事後調査を実施することとしています。</p> <p>(「第7章第6節陸生動物」、「第7章第9節生態系」及び「第8章事後調査の実施計画」に記載)</p>
10	<p>私たちは木曾岬干拓地鳥類生息調査に10年以上参加し、チュウヒを中心に観察してきました。特に今回ストックヤード整備事業が行われる予定区域のあたりを担当した者としてその経験と環境影響評価準備書の結果を参考に意見書を提出します。</p> <p>環境影響評価準備書のあらましによりますと、その予測結果にチュウヒについては「本種の生息環境への影響がある」、オオタカについては「本種の生息環境への影響は大きい」とあります。そのため環境保全措置と事後調査を実施するとあります。</p> <p>事後調査においては「チュウヒ及びオオタカのモニタリング調査」とありますが、事業の途中で営巣が確認された場合、営巣放棄を避けるため事業の休止を明記する必要があります。</p>	<p>環境保全措置の効果に係る知見が不十分と考えられるため、専門家の技術的助言を得ながら、チュウヒの生息・繁殖状況を確認するための事後調査を実施するとともに、当該事業に起因した、事前に予測し得ない環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、関係機関と協議し、専門家の技術的助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じることとしています。</p> <p>(「第7章第6節陸生動物」、「第7章第9節生態系」及び「第8章事後調査の実施計画」に記載)</p>

表 10-1-1(6) 準備書に対する意見の概要及び事業者の見解

番号	意見書の要旨	事業者の見解
11	<p>私たちは木曾岬干拓地鳥類生息調査に10年以上参加し、チュウヒを中心に観察してきました。特に今回ストックヤード整備事業が行われる予定区域のあたりを担当した者としてその経験と環境影響評価準備書の結果を参考に意見書を提出します。</p> <p>環境影響評価準備書のあらましによりますと、その予測結果にチュウヒについては「本種の生息環境への影響がある」、オオタカについては「本種の生息環境への影響は大きい」とあります。そのため環境保全措置と事後調査を実施するとあります。</p> <p>チュウヒはヨシ原の減少と餌場環境の悪化によってその数を減らしてきています。この整備事業によって、チュウヒの生息域が減少することがあってはなりません。</p>	<p>工事中においては、工事施工ヤードは建設発生土ストックヤード計画地内を極力利用し、工事用道路は既存道路を利用することにより、工事による改変を最小限に抑える計画としています。供用時においては、建設発生土の搬出入用道路は、既存道路を利用する計画としています。</p> <p>チュウヒについては、環境保全措置として、「低騒音型建設機械の採用」、「工事従事者への講習・指導」、「コンディショニング(馴化)」及び「営巣環境・採餌環境の整備(保全区の整備)」を実施することとしています。なお、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であることから、事後調査を実施することとしています。</p> <p>これらのことから、チュウヒに関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。</p> <p>(「第7章第6節陸生動物」、「第7章第9節生態系」及び「第8章事後調査の実施計画」に記載)</p>

第2節 準備書に対する関係市町長の意見及び事業者の見解

三重県環境影響評価条例第 19 条に基づく環境保全の見地からの関係市町長の意見とそれに対する事業者の見解を表 10-2-1 に示す。また、愛知県知事の意見とそれに対する事業者の見解を表 10-2-2 に示す。なお、関係市町長である桑名市長及び木曾岬町長からの環境保全の見地からの意見はなかった。

表 10-2-1 準備書に対する弥富市長意見及び事業者の見解

番号	弥富市長長意見	事業者の見解
1	工事関係車両の運行にあたっては、騒音、振動及び排ガスなど沿道の生活環境への負荷の低減に配慮するとともに、交通渋滞、通行障害の原因とならないルート設定に努めること。	<p>工事中の工事用車両及び供用中の発生車両の運行にあたっては、騒音、振動及び排ガスなど沿道の生活環境への負荷の低減に配慮するため、第 2 章第 4 節に記載の環境保全の方針及び準備書第 7 章に記載の選定項目に係る環境保全措置を実施することとしています。</p> <p>また、工事中及び供用中において、周辺道路の交通渋滞や通行障害の原因とならない運行ルートの設定に努めます。</p> <p>(「第 2 章第 4 節対象事業の内容に関する事項」に記載)</p>
2	建設発生土を受け入れた際には、定期的な散水を行うなど土の飛散防止に努めること。	<p>ストックヤード計画地への建設発生土の受け入れにあたっては、定期的な散水を行うなど、粉じん等の発生を低減を図ることにより、土の飛散防止に努めます。</p> <p>(「第 2 章第 4 節対象事業の内容に関する事項」及び「第 7 章第 1 節大気質」に記載)</p>
3	住民等から寄せられた意見に対して、十分な検討を行い適切な対応をとること。	<p>事業の実施にあたり、住民等から環境に関する意見があった場合には、その意見について十分な検討を行い、丁寧かつ必要な対応を行うこととします。</p> <p>(「第 9 章環境影響評価の総合的な評価」に記載)</p>

表 10-2-2 準備書に対する愛知県知事意見及び事業者の見解

番号	愛知県知事意見	事業者の見解
1. 全般的事項		
1	事業の実施に当たっては、環境影響評価準備書に記載されている環境保全の方針及び環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。	事業の実施に当たっては、第 2 章第 4 節に記載の環境保全の方針及び第 7 章に記載の選定項目に係る環境保全措置を確実に実施するとともに、環境影響の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内で最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めます。 (「第 9 章環境影響評価の総合的な評価」に記載)
2	環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。	工事中及び供用後において現段階で予測し得なかった環境保全上の問題が生じた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、必要に応じて適切な措置を実施することとしています。 (「第 9 章環境影響評価の総合的な評価」に記載)
2. 大気質		
1	事業の実施に当たっては、大気環境への影響を低減するため、排出ガス対策型の建設機械の採用、散水等の環境保全措置を徹底すること。	事業実施に当たっては、第 7 章第 1 節に記載の「排出ガス対策型の建設機械の採用」、「工事中の散水」、「タイヤ等の洗浄」等の環境保全措置を実施することにより、大気環境への影響の低減を図ることとしています。
3. 動物、生態系		
1	チュウヒ及びオオタカについては、地域の状況に精通した専門家等の助言、「チュウヒ保護の進め方(平成 28 年 6 月、環境省自然環境局野生生物課)」及び「猛禽類保護の進め方(改訂版)－特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて－(平成 24 年 12 月、環境省自然環境局野生生物課)」を踏まえ、適切に環境保全措置を実施するとともに、できる限り影響が小さい手法により事後調査を行うこと。	チュウヒ及びオオタカについては、「チュウヒ保護の進め方」及び「猛禽類保護の進め方(改訂版)」等の最新の技術基準に基づき、地域の状況に精通した専門家等の技術的助言を得ながら、適切に環境保全措置を実施するとともに、できる限り生息・繁殖への影響が小さい手法により事後調査を実施することとします。 (「第 8 章事後調査の実施計画」に記載)
4. その他		
2	評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。	評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、環境影響評価の結果をより分かりやすく記載するという観点から、必要に応じて準備書の記載事項を修正し、その旨を評価書「第 11 章 準備書の記載事項の修正内容」に記載するなど、可能な限り分かりやすい記述となるよう努めました。
3	事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望等に適切に対応すること。	事業の実施に当たっては、工事説明会等の場を活用して、住民等に対して丁寧に説明を行うこととします。また、住民等から環境に関する要望等があった場合には、丁寧かつ必要な対応を行うこととします。 (「第 9 章環境影響評価の総合的な評価」に記載)

第3節 準備書に対する知事の意見及び事業者の見解

三重県環境影響評価条例第 20 条に基づく環境保全の見地からの三重県知事の意見とそれに対する事業者の見解を表 10-3-1 に示す。

表 10-3-1(1) 準備書に対する三重県知事意見及び事業者の見解

番号	三重県知事意見	事業者の見解
1. 総括的事項		
1	対象事業実施区域北側の隣接地における宅地の造成等の事業(以下「第 1 期事業」という。)に係る環境影響評価時の調査及び事後調査等、長期にわたり現地での調査が行われていることから、環境影響評価書(以下「評価書」という。)の作成にあたっては、これまでの調査結果を踏まえたうえで、本事業の実施による環境への影響について、適切に予測及び評価を行うこと。	本環境影響評価においては、第 1 期環境影響評価に係る事後調査等の結果(準備書 p3-1-38:木曾岬干拓地におけるチュウヒ及びオオタカの繁殖確認状況等)を活用し、第 1 期環境影響評価時からの木曾岬干拓地の植生遷移、保全区の整備状況等を把握するとともに、現況を基に予測・評価を行いました。 なお、環境保全措置の実施にあたっては、木曾岬干拓地の乾燥化・樹林化等の状況及び第 1 期事業以降の保全区の改善に関わる対応状況、並びに事後調査の結果を踏まえ、専門家の技術的助言を得ながら、環境保全措置の具体的な位置・仕様等の検討並びに適切な維持管理を行うこととします。 (「第 7 章第 6 節陸生動物」及び「第 7 章第 9 節生態系」に記載)
2	供用時には、有害物質や廃棄物の混入があるなどの不適切な土砂を搬入しないよう徹底するとともに、運搬車両の台数制御等、生活環境への影響を低減するための適切な受け入れ管理を実施すること。	建設発生土ストックヤードの供用にあたっては、受け入れる建設発生土の土質基準、運搬車両の搬入台数等を規定した管理運用規定を定め、有害物質や廃棄物の混入防止を徹底するとともに、事業実施区域周辺における生活環境への影響の低減を図ることとします。 (「第 2 章第 4 節対象事業の内容に関する事項」に記載)
3	環境保全措置の実施にあたっては、中長期的に継続していく必要があることから、それらを計画的に実施するよう配慮すること。 また、本事業の実施中に、盛土完了後の土地利用方法が明確になるなど、計画の変更が生じた場合は、変更後の土地利用方法における影響の予測及び評価を実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を検討すること。	環境保全措置は、工事中及び供用中に実施することとなるため、中長期的な対応が必要になると認識しており、関係機関と協議・調整の上、計画的な環境保全措置の実施に努めることとします。 また、建設発生土ストックヤードの供用終了後における土地利用方法は、現段階で未定です。建設発生土ストックヤード供用終了後の土地利用方法を決定した段階において、関係法令に基づき、必要な手続きが行われることとなります。
4	本事業の実施にあたっては、環境影響評価準備書に記載されている環境保全の方針及び環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。	事業実施にあたっては、準備書第 2 章第 4 節に記載の「事業実施にあたっての環境保全の方針」及び環境保全措置を確実に実施するとともに、環境影響の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術の導入に努めることとします。 (「第 9 章環境影響評価の総合的な評価」に記載)

表 10-3-1(2) 準備書に対する三重県知事意見及び事業者の見解

番号	三重県知事意見	事業者の見解
2. 個別的事項		
(1) 大気質		
1	<p>本事業の実施にあたっては、大気環境への影響を低減するため、排出ガス対策型の建設機械を採用するとともに、粉じんの発生抑制対策等の環境保全措置を徹底すること。</p>	<p>事業実施にあたっては、準備書第7章第1節に記載の「排出ガス対策型の建設機械の採用」、「工事中の散水」、「タイヤ等の洗浄」等の環境保全措置を実施することにより、大気環境への影響の低減を図ることとしています。</p>
(2) 水質、水生生物		
1	<p>本事業の実施により多量の建設発生土が搬入されるため、濁水の流出による水生生物への影響が懸念されることから、工事中及び供用中においては沈砂池を適切に維持管理するなど、必要な措置を講じること。</p>	<p>事業実施にあたっては、準備書第2章第4節に記載のとおり、「沈砂池については、適切な容量の確保及び管理を行い、その機能の維持に努める」こととしています。</p> <p>また、建設発生土ストックヤードの工事中及び供用時においては、ストックヤード管理運用規定を定め、建設発生土の土質性状等により必要な規模の沈砂池を確保するとともに、定期的な浚渫等により沈砂池の適切な維持管理を行うことにより、濁水の流出を防止し、水生生物への影響の低減を図ることとします。</p> <p>(「第2章第4節対象事業の内容に関する事項」に記載)</p>
(3) 土地の安定性、水生生物		
1	<p>本事業の実施により、対象事業実施区域南側の水路壁面の傾斜及びそれに伴う水生生物への影響が懸念されることから、盛土造成による水路壁面への影響について予測及び評価を実施すること。</p> <p>また、施工前の対策、施工中のモニタリング等、必要な措置を講じること。</p>	<p>建設発生土ストックヤード供用時の盛土による木曾川堤防への影響に関する検討結果を参考として、事業実施区域南側水路への影響を推定すると、南側水路の位置において盛土による地盤の沈下及び側方変位が生じますが、水路のコンクリート擁壁が「ブロック積擁壁」※であることから、水路のコンクリート擁壁が直ちに倒壊・転倒することはないと予測されます。</p> <p>また、供用時における環境保全措置として、「盛土高さの遵守」「安定性に配慮した盛土」等を講じることとしており、水平に順次盛り上げる等の土地の安定性に配慮した盛土を行うことにより、土地の不安定化の低減を図ることとします。</p> <p>さらに、盛土完了時から最終沈下時にかけての地盤変位に伴い、コンクリート擁壁にクラックなどの損傷が生じる可能性があることから、供用時に事業実施区域南側水路付近の盛土を行うにあたっては、環境保全措置として、「観測修正法」(水路(コンクリート擁壁)の変状を目視等により把握し、その結果を施工方法へ反映する)を講じることとします。</p> <p>※L型擁壁構造と比較して、背面の地山に対する追従性が高い構造 (「第7章第5節地形及び地質」に記載)</p>

表 10-3-1(3) 準備書に対する三重県知事意見及び事業者の見解

番号	三重県知事意見	事業者の見解
(4) 陸生動物、陸生植物、水生生物、生態系		
1	<p>第1期事業の実施においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号、以下「種の保存法」という。)に基づき、国内希少野生動植物種に指定されているチュウヒ3つがい分の繁殖地を確保する目的で保全区が創出されたものの、現状では繁殖の成功が確認されていない。このことから、今後実施する保全区の整備にあたっては、複数の専門家にヒアリングを行うなど、幅広い意見を踏まえたうえで原因を検証し、引き続き3つがいの繁殖が可能な草地環境の創出に努めること。</p>	<p>木曾岬干拓地では、従前から乾燥化・樹林化が進行し、近年では森林性の猛禽類であるオオタカの繁殖が確認される等の変化が生じており、今後もチュウヒを取り巻く環境の状況が変化する可能性が考えられます。</p> <p>このため、保全区の整備にあたっては、土地の乾燥化・樹林化を極力防止するためにヤナギなどの樹木伐採等の環境改善について、複数の専門家から技術的助言を得るなど、幅広い知見に基づき、特にチュウヒの営巣環境・採餌環境・ねぐら環境に適した環境の形成に努めることとします。</p> <p>(「第7章第6節陸生動物」及び「第7章第9節生態系」に記載)</p>
2	<p>対象事業実施区域は、チュウヒの就峙域に含まれていることから、評価書の作成にあたっては、越冬期におけるチュウヒへの影響について適切に予測及び評価を行ったうえで、必要な環境保全措置を検討すること。また、対象事業実施区域南側の隣接地には、チュウヒの就峙中心域があることから、保全区だけではなく、当該土地においても繁殖及び越冬状況の調査を実施するとともに、必要に応じて保全措置を講じるよう検討すること。</p>	<p>チュウヒについては、「チュウヒ保護の進め方」を参考に中心就峙域及び就峙域の解析を行ったところ、就峙域の一部に土地改変が生じる結果となりました。このため、チュウヒのねぐら環境としての機能を高める環境保全措置(保全区の整備)を実施することとしました。</p> <p>(「第7章第6節陸生動物」及び「第7章第9節生態系」に記載)</p> <p>また、事後調査において、チュウヒの繁殖状況及び越冬状況を確認することとしました。</p> <p>なお、事後調査の調査範囲は「事業実施区域及びその周辺」としており、事業実施区域南側の隣接地も調査範囲に含まれています。また、事後調査の結果により、当該事業に起因した、事前に予測し得ない環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、関係機関と協議し、専門家の技術的助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じることとしています。</p> <p>(評価書「第10章事後調査の実施計画」に記載)</p>

表 10-3-1(4) 準備書に対する三重県知事意見及び事業者の見解

番号	三重県知事意見	事業者の見解
3	<p>工事中及び供用中に対象事業実施区域及びその周辺においてチュウヒの繁殖が確認された場合は、作業の一時休止等、繁殖を阻害しないような環境保全措置を講じること。また、事前に工事箇所及び建設発生土の搬入箇所を分けしたうえで、チュウヒの繁殖状況を踏まえて順応的に作業ができるよう、事業計画を策定すること。</p>	<p>チュウヒに関する環境保全措置としては、「低騒音型建設機械の採用」、「工事従事者への講習・指導」、「営巣環境・採餌環境の整備(保全区の整備)」に加えて「コンディショニング(馴化)」を実施することとしています。事業実施の施工計画段階において、事後調査の結果及び専門家の技術的助言を踏まえ、「コンディショニング(馴化)」の具体的な位置、仕様等について検討を行い、チュウヒの繁殖への影響の低減に努めることとします。 (「第7章第6節陸生動物」及び「第7章第9節生態系」に記載)</p> <p>また、事業実施の施工計画段階における具体的な土砂の搬入方法等については、建設発生土の受け入れ量・時期等を踏まえて北側からの段階的施工も含めて検討する等、木曾岬干拓地におけるチュウヒの生息・繁殖への影響の低減に努めることとします。</p> <p>なお、工事中及び供用中に事業実施区域及びその周辺においてチュウヒの繁殖が確認された場合は、専門家の技術的助言を得ながら、必要に応じて作業の一時休止等を含んだ適切な措置を実施することとします。 (「第2章第4節対象事業の内容に関する事項」に記載)</p>
4	<p>本事業の実施による重要な種及び生態系の注目種に対する影響について、準備書では一律に「周辺に同様の環境が存在するので、影響が小さい」と予測されている箇所が見られるなど、事業実施前後における生息環境の変化に伴う考察が十分に行われていない。このことから、評価書の作成にあたっては、重要な種及び生態系の注目種の生態特性及び生息環境となる植物群落の変化を考慮し、適切に予測及び評価を行ったうえで、生態系の連続性に配慮した必要な環境保全措置を検討すること。なお、本事業の実施による影響が十分に回避又は低減できないと予測された場合は、対象事業実施区域内又はその周辺において代償措置の実施を検討すること。</p>	<p>事業実施区域及びストックヤード計画地における重要な種の確認状況等を精査し、事業実施による影響の程度について再検討を行うとともに、必要に応じて環境保全措置の検討を行いました。 (「第7章第6節陸生動物」、「第7章第7節陸生植物」、「第7章第8節水生生物」及び「第7章第9節生態系」に記載)</p>

表 10-3-1(5) 準備書に対する三重県知事意見及び事業者の見解

番号	三重県知事意見	事業者の見解
5	<p>事後調査の実施にあたっては、対象事業実施区域及びその周辺におけるチュウヒをはじめとする希少猛禽類の繁殖状況及び越冬状況について調査し、「猛禽類保護の進め方」、「チュウヒ保護の進め方」等の指針に基づいた解析及び植生調査を実施したうえで、本事業の実施による影響を評価すること。</p> <p>また、専門家へのヒアリングを行い、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じること。なお、チュウヒの生息域が広域に及んでいる場合は、周辺の土地利用計画を注視しつつ、種の保存法を所管する環境省やチュウヒの専門家など、様々な関係者からの助言を得たうえで、関係機関と連携するよう努めること。</p>	<p>事後調査の実施にあたっては、チュウヒ及びオオタカ以外の希少猛禽類についてもその確認状況の記録を行うとともに、植生の状況についても把握し、「猛禽類保護の進め方」、「チュウヒ保護の進め方」等の最新の技術基準に基づき、専門家の技術的助言を得ながら、チュウヒ及びオオタカの生息・繁殖状況について適切に解析を行うこととします。</p> <p>また、事後調査の実施にあたり、写真撮影により視覚的に土地改変・植生状況を確認することにより、チュウヒ及びオオタカ等の希少猛禽類への影響について把握し、必要に応じて適切な措置を講じることとします。</p> <p>(「第 8 章事後調査の実実施計画」に記載)</p> <p>なお、事後調査の結果、チュウヒの高利用域が木曾岬干拓地周辺に広く分布している場合等には、種の保存法を所管する環境省等の関係機関への情報提供等の必要な対応を行うこととします。</p>
6	<p>対象事業実施区域及びその周辺において、特定外来生物であるヌートリアが多数確認されており、保全区の生態系への影響が懸念される。その防除にあたっては、関係機関と連携して対応するとともに、保全区の水位調節等、繁殖を阻害するような対策についても検討すること。</p>	<p>環境保全措置(保全区の整備)の実施にあたっては、保全区の生態系への影響が懸念されるヌートリアの防除に繋がる可能性がある保全区の池の水位調節等について、専門家の技術的助言を得ながら、関係機関と協議・調整の上、事業者により実行可能な範囲内で検討を行うこととします。</p>

第11章 準備書の記載事項の修正内容

環境影響評価書の作成にあたり、三重県環境影響評価条例第20条に基づく知事意見等を勘案して、環境影響評価準備書の記載事項について検討を加え、修正した内容を表11-1に示す。

なお、表現の適正化及び誤字・脱字等の訂正については、適宜行った。

表 11-1(1) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の項	準備書	評価書
p2-11 第2章第4節	<p>(4.3 事業実施にあたっての環境保全の方針)</p> <p>・工事用車両及び発生車両の運行ルートは、できる限り集落や市街地における生活道路の通過を避けた既存道路を利用する計画とする。</p> <p>・沈砂池の設置や盛土の転圧により、水の濁りの発生を抑え、工事による濁水の流出を防止する計画とする。なお、沈砂池については、適切な容量の確保及び管理を行い、その機能の維持に努める。</p> <p>—</p> <p>・建設発生土の受け入れにあたっては、具体的な管理運用方法を定め、基準に適合した建設発生土を受け入れる。</p>	<p>・工事用車両及び発生車両の運行ルートは、できる限り集落や市街地における生活道路の通過を避けた既存道路を利用する計画とするとともに、<u>周辺道路の交通渋滞や通行障害の原因とならない運行ルートの設定に努めます。</u></p> <p>・沈砂池の設置や盛土の転圧により、水の濁りの発生を抑え、工事による濁水の流出を防止する計画とする。</p> <p>・<u>建設発生土ストックヤードの工事中及び供用時においては、ストックヤード管理運用規定を定め、建設発生土の土質性状等により必要な規模の沈砂池を確保するとともに、定期的な浚渫等により沈砂池の適切な維持管理を行うことにより、濁水の流出を防止し、水生生物への影響の低減を図る。</u></p> <p>・<u>事業実施の施工計画段階における具体的な土砂の搬入方法等については、建設発生土の受け入れ量・時期等を踏まえて北側からの段階的施工も含めて検討する等、木曾岬干拓地におけるチュウヒの生息・繁殖への影響の低減に努める。なお、工事中及び供用中に事業実施区域及びその周辺においてチュウヒの繁殖が確認された場合は、専門家の技術的助言を得ながら、必要に応じて作業の一時休止等を含んだ適切な措置を実施する。</u></p> <p>・<u>建設発生土ストックヤードの供用にあたっては、受け入れる建設発生土の土質基準、運搬車両の搬入台数等を規定した管理運用規定を定め、有害物質や廃棄物の混入防止を徹底するとともに、事業実施区域周辺における生活環境への影響の低減を図る。</u></p>

表 11-2(2) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の項	準備書	評価書
p3-2-13 第 3 章第 2 節	(2)下水道の普及状況) —	本文及び表の変更
p5-3-4 第 5 章第 3 節 表 5-2-2(1)	(二酸化硫黄 一酸化炭素) 選定及び非選定理由 事業実施区域及びその周辺には、一酸化炭素及び二酸化硫黄の現況濃度が比較的高い地域(日平均値の 2%除外値が環境基準(長期的評価)の 1/2 以上になる地域)が存在しないため、工事の実施に係る一酸化炭素及び二酸化硫黄による影響が考えられないことから、環境影響評価の項目として選定しない。	事業実施区域及びその周辺には、一酸化炭素及び二酸化硫黄の現況濃度が比較的高い地域(日平均値の 2%除外値が環境基準(長期的評価)の 1/2 以上になる地域)が存在しない。さらに、二酸化硫黄については燃料などの発生源対策が図られ、一酸化炭素については、これまでの自動車排出ガス規制により低減が図られており、工事の実施に係る一酸化炭素及び二酸化硫黄による影響が考えられないことから、環境影響評価の項目として選定しない。
p5-3-7 第 5 章第 3 節 表 5-2-3(1)	(二酸化硫黄 一酸化炭素) 選定及び非選定理由 事業実施区域及びその周辺には、一酸化炭素及び二酸化硫黄の現況濃度が比較的高い地域(日平均値の 2%除外値が環境基準(長期的評価)の 1/2 以上になる地域)が存在しないため、土地又は工作物の存在及び供用に係る一酸化炭素及び二酸化硫黄による影響が考えられないことから、環境影響評価の項目として選定しない。	事業実施区域及びその周辺には、一酸化炭素及び二酸化硫黄の現況濃度が比較的高い地域(日平均値の 2%除外値が環境基準(長期的評価)の 1/2 以上になる地域)が存在しない。さらに、二酸化硫黄については燃料などの発生源対策が図られ、一酸化炭素については、これまでの自動車排出ガス規制により低減が図られており、土地又は工作物の存在及び供用に係る一酸化炭素及び二酸化硫黄による影響が考えられないことから、環境影響評価の項目として選定しない。
p7-5-5 第 7 章第 5 節	(①側方流動) 盛土法尻からの距離が 77m の位置において、沈下量及び側方変位量がともに 0m となった。 ストックヤード計画地は、木曾川堤防及び木曾岬干拓地メガソーラー発電所から 80m 以上離れた位置に計画していることから、側方流動に関する土地の安定性への影響は極めて小さいと予測される。	盛土法尻からの距離が77mの位置において、盛土完了時沈下量、最終沈下時沈下量及び側方変位量がともに 0m となった。 ストックヤード計画地は、木曾川堤防及び木曾岬干拓地メガソーラー発電所から 80m 以上離れた位置に計画していることから、木曾川堤防及び木曾岬干拓地メガソーラー発電所の方向への側方流動に関する土地の安定性への影響は極めて小さいと予測される。 また、ストックヤード計画地南側水路(離隔距離:約 15m)においては、盛土による地盤の沈下及び側方変位が生じるものの、水路のコンクリート擁壁が「ブロック積擁壁」*であることから、水路のコンクリート擁壁が直ちに倒壊・転倒することはないと予測される。 ※L 型擁壁構造と比較して、背面の地山に対する追従性が高い構造

表 11-1(3) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の項	準備書	評価書
p7-5-5 第7章第5節 表7-5-3	—	表の修正
p7-5-7 第7章第5節 表7-5-5	(環境保全措置の検討の状況) —	<u>観測修正法</u> ※ 適 盛土時における観測結果を施工方法へ反映することにより、土地の不安定化の低減が見込まれる。 ※ 観測修正法は、土地の安定性の状況を観測し、その結果を施工方法等に反映させる方法である。
p7-5-8 第7章第5節	((2)環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容) 環境保全措置としては、「盛土高さの遵守」、「安定性に配慮した盛土」、「適切な土質管理」及び「転圧の実施」を実施する。	環境保全措置としては、「盛土高さの遵守」、「安定性に配慮した盛土」、「 <u>観測修正法</u> 」、「適切な土質管理」及び「転圧の実施」を実施する。
p7-5-8 第7章第5節 表7-5-6(3)	(環境保全措置の検討結果) —	表追加
p7-5-9 第7章第5節	(①回避又は低減に係る評価) さらに、環境保全措置として、表7-5-6に示す「盛土高さの遵守」、「安定性に配慮した盛土」、「適切な土質管理」及び「転圧の実施」を実施する。	さらに、環境保全措置として、表7-5-6に示す「盛土高さの遵守」、「安定性に配慮した盛土」、「 <u>観測修正法</u> 」、「適切な土質管理」及び「転圧の実施」を実施する。
p7-6-53~72 第7章第6節 表7-6-14 (1)~(20)	(a)陸上昆虫類の生息状況 —	表の追加
p7-6-75~72 第7章第6節 表7-6-16 (1)~(4)	(a)クモ類の生息状況 —	表の追加
p7-6-84~87 第7章第6節 表7-6-20 (1)~(4)	(a)土壌動物の生息状況 —	表の追加
p7-6-89 第7章第6節 図7-6-16	(陸生動物の予測手順) —	図の修正

表 11-1(4) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の項	準備書	評価書
p7-6-92 第7章第6節 表7-6-22(1)	(重要な種の予測結果概要(哺乳類)) カヤネズミ C C	カヤネズミ <u>B B</u>
p7-6-92 第7章第6節 表7-6-22(2)	(重要な種の予測結果概要(鳥類)) タゲリ C C ミサゴ D D ハイロチュウヒ C C ハイタカ C C オオムシクイ C C アカハラ C C コサメビタキ C C キビタキ C C ミサゴ 水域 無 注)調査地域には本種の生息環境は存在しないが、カッコ内に記載の環境を採餌環境の一部として利用していると考えられる。	タゲリ <u>B B</u> ミサゴ <u>B B</u> ハイロチュウヒ <u>B B</u> ハイタカ <u>B B</u> オオムシクイ <u>B B</u> アカハラ <u>B B</u> コサメビタキ <u>B B</u> キビタキ <u>B B</u> ミサゴ 水域、 <u>草地・樹林地</u> 有 注)調査地域には本種の生息環境は存在しないが、カッコ内に記載の環境を <u>生息環境</u> の一部として利用していると考えられる。
p7-6-93 第7章第6節 表7-6-22(4)	(重要な種の予測結果概要(陸上昆虫類)) ノシメトンボ C C ハイロボクトウ C C	ノシメトンボ <u>B B</u> ハイロボクトウ <u>B B</u>
p7-6-93 第7章第6節 表7-6-22(5)	(重要な種の予測結果概要(クモ類)) オニグモ C C コガネグモ C C シロオビトリノフンダマシ C C	オニグモ <u>B B</u> コガネグモ <u>B B</u> シロオビトリノフンダマシ <u>B B</u>
p7-6-94~136 第7章第6節 表7-6-23~59	—	確認位置、工事の実施による影響の予測、土地の存在及び評価による影響の予測の修正
p7-6-137 第7章第6節	(①チュウヒ) チュウヒについては、工事の実施及び土地の存在・供用による生息環境への影響があると予測されたため、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として表7-6-60に示すとおり、環境保全措置の検討を行った。	チュウヒについては、工事の実施及び土地の存在・供用による生息環境(<u>営巣環境・採餌環境・ねぐら環境</u>)への影響があると予測されたため、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として表7-6-60に示すとおり、環境保全措置の検討を行った。
p7-6-137 第7章第6節 表7-6-60	—	表の修正
p7-6-138 第7章第6節 表7-6-61	—	表の修正

表 11-1(5) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の項	準備書	評価書
p7-6-138 第7章第6節	—	③チュウヒ・オオタカ以外の項目追加
p7-6-139 第7章第6節	<p>(①チュウヒ) チュウヒに関する環境保全措置としては、「低騒音型建設機械の採用」、「工事従事者への講習・指導」、「コンディショニング(馴化)」及び「営巣環境・採餌環境の整備(保全区の整備)」を実施する。保全区については、木曾岬干拓地北部における環境影響評価をうけ、特にチュウヒの生息に適した環境の形成を目的として実施されてきたヤナギなどの樹木伐採や外周水路沿いの草刈り等の環境改善を専門家の技術的助言を得ながら継続しながら、適切に維持管理を行うものとする。</p> <p>環境保全措置の実施主体は事業者であり、環境保全措置の実施内容等の検討結果を表 7-6-63(1)～(4)に示す。なお、環境保全措置の具体的な位置、仕様等については、事業実施の施工計画段階で専門家の技術的助言を踏まえて検討する。</p>	<p>チュウヒに関する環境保全措置としては、「低騒音型建設機械の採用」、「工事従事者への講習・指導」、「コンディショニング(馴化)」及び「営巣環境・採餌・ねぐら環境の整備(保全区の整備)」を実施する。保全区については、木曾岬干拓地北部における環境影響評価をうけ、特にチュウヒの生息に適した環境の形成を目的として実施されてきたヤナギなどの樹木伐採や外周水路沿いの草刈り等の環境改善を専門家の技術的助言を得ながら継続し、適切に維持管理を行うものとする。</p> <p>環境保全措置の実施主体は事業者であり、環境保全措置の実施内容等の検討結果を表 7-6-63(1)～(4)に示す。なお、<u>環境保全措置の実施にあたっては、木曾岬干拓地の乾燥化・樹林化等の状況及び第1期事業以降の保全区の改善に関わる対応状況等、並びに事後調査の結果を踏まえ、専門家の技術的助言を得ながら、事業実施の施工計画段階における環境保全措置の具体的な位置・仕様等の検討並びに適切な維持管理を行う。</u></p>
p7-6-140 第7章第6節	<p>(②オオタカ) 環境保全措置の実施主体は事業者であり、環境保全措置の実施内容等の検討結果を表 7-6-64(1)～(4)に示す。なお、環境保全措置の具体的な位置、仕様等については、事業実施の施工計画段階で専門家の技術的助言を踏まえて検討する。</p>	<p>環境保全措置の実施主体は事業者であり、環境保全措置の実施内容等の検討結果を表 7-6-4(1)～(4)に示す。なお、<u>環境保全措置の実施にあたっては、事後調査の結果を踏まえ、専門家の技術的助言を得ながら、事業実施の施工計画段階における環境保全措置の具体的な位置・仕様等の検討を行う。</u></p>
p7-6-142 第7章第6節	—	③チュウヒ・オオタカ以外の項目追加

表 11-1(6) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の項	準備書	評価書
p7-6-143 第7章第6節	<p>((1)事後調査の必要性)</p> <p>予測は、重要な種の生息に及ぼす影響の程度を生態学的な知見や類似事例を参考に行っていることから、不確実性は小さいと考えられるが、環境保全措置(低騒音型建設機械の採用、工事従事者への講習・指導、コンディショニング(馴化)、営巣木の移動促進及び営巣環境・採餌環境の整備(保全区の整備))については、その効果に係る知見が不十分であると考えられることから、表7-6 66に示すとおり、事後調査を実施するものとする。</p>	<p>予測は、重要な種の生息に及ぼす影響の程度を生態学的な知見や類似事例を参考に行っていることから、不確実性は小さいと考えられるが、<u>チュウヒ及びオオタカに関する環境保全措置(低騒音型建設機械の採用、工事従事者への講習・指導、コンディショニング(馴化)、営巣木の移動促進及び営巣環境・採餌環境・<u>ねぐら環境</u>の整備(保全区の整備))</u>については、その効果に係る知見が不十分であると考えられることから、表7-6 66に示すとおり、事後調査を実施するものとする。</p>
p7-6-143 第7章第6節 表7-6-66	<p>(調査方法)</p> <p>定点観察調査による生息・繁殖状況の確認</p>	<p>定点観察調査による生息・繁殖状況の確認 写真撮影による視覚的な植生状況の確認</p>
p7-6-144 第7章第6節	<p>(①回避又は低減に係る評価)</p> <p>予測の結果、チュウヒ及びオオタカを除く陸生動物については、生息環境への影響はない又は極めて小さいと予測された。</p> <p>チュウヒについては、環境保全措置として、「低騒音型建設機械の採用」、「工事従事者への講習・指導」、「コンディショニング(馴化)」及び「営巣環境・採餌環境の整備(保全区の整備)」を実施することとしている。また、オオタカについては、環境保全措置として、「低騒音型建設機械の採用」、「工事従事者への講習・指導」、「コンディショニング(馴化)」及び「営巣木の移動促進」を実施することとしている。</p>	<p>予測の結果、チュウヒ及びオオタカ、<u>カヤネズミ、タゲリ、ミサゴ、ハイロチュウヒ、ハイタカ、オオムシクイ、アカハラ、コサメビタキ、キビタキ、ノシメトンボ、ハイロボクトウ、オニグモ、コガネグモ、シロオビトリノフンダマシ</u>を除く陸生動物については、生息環境への影響はない又は極めて小さいと予測された。</p> <p>チュウヒについては、環境保全措置として、「低騒音型建設機械の採用」、「工事従事者への講習・指導」、「コンディショニング(馴化)」及び「<u>営巣環境・採餌環境・<u>ねぐら環境</u>の整備(保全区の整備)</u>」を実施することとしている。また、オオタカについては、環境保全措置として、「低騒音型建設機械の採用」、「工事従事者への講習・指導」、「コンディショニング(馴化)」及び「<u>営巣木の移動促進</u>」を実施することとしている。</p> <p>さらに、<u>カヤネズミ、タゲリ、ミサゴ、ハイロチュウヒ、ハイタカ、オオムシクイ、アカハラ、コサメビタキ、キビタキ、ノシメトンボ、ハイロボクトウ、オニグモ、コガネグモ、シロオビトリノフンダマシ</u>については、「<u>低騒音型建設機械の採用</u>」、「<u>工事従事者への講習・指導</u>」、「<u>緑地の確保</u>」及び「<u>草地環境の整備(保全区の整備)</u>」を実施することとしている。</p>

表 11-1(7) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の項	準備書	評価書
p7-7-10 第7章第7節 表7-7-7(1)	(確認種数) 41目96科474種	42目97科474種
p7-7-11 第7章第7節	(a)植物相の生育状況 現地調査の結果、表7-7-8に示すとおり、 41目96科474種の植物が確認された。	現地調査の結果、表7-7-8に示すとおり、 42目97科474種の植物が確認された。
p7-7-11~21 第7章第7節 表7-7-8 (1)~(11)	—	表の追加
p7-7-28 第7章第7節 図7-7-5	—	図の修正
p7-7-31~34 第7章第7節 表7-7-13 (1)~(7)	—	工事の実施による影響の予測、土地の存在 及び評価による影響の予測の修正
p7-8-22 第7章第8節 表7-8-7	—	図の修正
p7-8-25~37 第7章第8節 表7-8-15~17	—	工事の実施による影響の予測、土地の存在 及び評価による影響の予測の修正
p7-9-7 第7章第9節 表7-9-4(2)	(確認種数等) 42目98科474種	42目97科474種
p7-9-7 第7章第9節	(b)地域を特徴づける生態系の注目種等) 抽出した注目種等及びその選定理由を表 7-9-8に示す。	抽出した注目種等及びその選定理由を表 7-9-8に、確認位置を図7-9-4に示す。
p7-9-10 第7章第9節	(1. 干拓地の生態系) また、これらの動物の一部をチュウヒ、オオ タカ等の猛禽類が捕食する。	また、これらの動物の一部をチュウヒ、オオ タカ等の猛禽類やキツネ等の中型哺乳類が 捕食する。 なお、上記の種以外に現地調査での確認は 少ないものの、ヌートリア、アライグマ、ハク ビシン等の外来種が確認されており、今後、 これら外来種の分布拡大による地域の生態 系への被害が懸念される。
p7-9-11 第7章第9節 図7-9-3	—	図の修正
p7-9-16~32 第7章第9節 図7-9-4 (1)~(17)	—	図の追加
p7-9-35 第7章第9節 表7-9-11	—	表の修正

表 11-1(8) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の項	準備書	評価書
p7-9-36～40 第7章第9節 表7-9-13 (1)～(5)	—	工事の実施による影響の予測、土地の存在及び評価による影響の予測の修正
p7-9-42 第7章第9節 表7-9-14	—	表の修正
p7-9-43 第7章第9節 表7-9-15	—	表の修正
p7-9-43 第7章第9節	—	③チュウヒ・オオタカ以外の項目追加
p7-9-44 第7章第9節	<p>(①チュウヒ)</p> <p>チュウヒに関する環境保全措置としては、「低騒音型建設機械の採用」、「工事従事者への講習・指導」、「コンディショニング(馴化)」及び「営巣環境・採餌環境の整備(保全区の整備)」を実施する。保全区については、木曾岬干拓地北部における環境影響評価を受け、特にチュウヒの生息に適した環境の形成を目的として実施されてきたヤナギなどの樹木伐採や外周水路沿いの草刈り等の環境改善を専門家の技術的助言を得ながら継続しながら、適切に維持管理を行うものとする。</p> <p>環境保全措置の実施主体は事業者であり、環境保全措置の実施内容等の検討結果を表7-9-16(1)～(4)に示す。なお、環境保全措置の具体的な位置、仕様等については、事業実施の施工計画段階で専門家の技術的助言を踏まえて検討する。</p>	<p>チュウヒに関する環境保全措置としては、「低騒音型建設機械の採用」、「工事従事者への講習・指導」、「コンディショニング(馴化)」及び「営巣環境・採餌・<u>ねぐら</u>環境の整備(保全区の整備)」を実施する。保全区については、木曾岬干拓地北部における環境影響評価を受け、特にチュウヒの生息に適した環境の形成を目的として実施されてきたヤナギなどの樹木伐採や外周水路沿いの草刈り等の環境改善を専門家の技術的助言を得ながら継続し、適切に維持管理を行うものとする。</p> <p>環境保全措置の実施主体は事業者であり、環境保全措置の実施内容等の検討結果を表7-9-16(1)～(4)に示す。なお、<u>環境保全措置の実施にあたっては、木曾岬干拓地の乾燥化・樹林化等の状況及び第1期事業以降の保全区の改善に関わる対応状況等、並びに事後調査の結果を踏まえ、専門家の技術的助言を得ながら、事業実施の施工計画段階における環境保全措置の具体的な位置・仕様等の検討並びに適切な維持管理を行う。</u></p>
p7-9-45 第7章第9節	<p>(②オオタカ)</p> <p>環境保全措置の実施主体は事業者であり、環境保全措置の実施内容等の検討結果を表7-9-17(1)～(4)に示す。なお、環境保全措置の具体的な位置、仕様等については、事業実施の施工計画段階で専門家の技術的助言を踏まえて検討する。</p>	<p>環境保全措置の実施主体は事業者であり、環境保全措置の実施内容等の検討結果を表7-9-17(1)～(4)に示す。なお、<u>環境保全措置の実施にあたっては、事後調査の結果を踏まえ、専門家の技術的助言を得ながら、事業実施の施工計画段階における環境保全措置の具体的な位置・仕様等の検討を行う。</u></p>
p7-9-47 第7章第9節	—	③チュウヒ・オオタカ以外の項目追加

表 11-1(9) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の項	準備書	評価書
p7-9-48 第7章第9節	<p>((1)事後調査の必要性)</p> <p>予測は、重要な種の生息に及ぼす影響の程度を生態学的な知見や類似事例を参考に行っていることから、不確実性は小さいと考えられるが、環境保全措置(低騒音型建設機械の採用、工事従事者への講習・指導、コンディショニング(馴化)、営巣木の移動促進及び営巣環境・採餌環境の整備(保全区の整備))については、その効果に係る知見が不十分であると考えられることから、表7-6 66に示すとおり、事後調査を実施するものとする。</p>	<p>予測は、重要な種の生息に及ぼす影響の程度を生態学的な知見や類似事例を参考に行っていることから、不確実性は小さいと考えられるが、<u>チュウヒ及びオオタカに関する環境保全措置(低騒音型建設機械の採用、工事従事者への講習・指導、コンディショニング(馴化)、営巣木の移動促進及び営巣環境・採餌環境・<u>ねぐら環境の整備(保全区の整備)</u>)については、その効果に係る知見が不十分であると考えられることから、表7-6 66に示すとおり、事後調査を実施するものとする。</u></p>
p7-9-48 第7章第9節 表7-9-18	<p>(調査方法)</p> <p>定点観察調査による生息・繁殖状況の確認</p>	<p>定点観察調査による生息・繁殖状況の確認 写真撮影による視覚的な植生状況の確認</p>
p7-9-49 第7章第9節	<p>(①回避又は低減に係る評価)</p> <p>なお、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であることから、事後調査を実施する。</p>	<p>さらに、<u>カヤネズミ、オオヨシキリ及びヨシ等の草本群落については、「低騒音型建設機械の採用」、「工事従事者への講習・指導」及び「緑地の確保」を実施することとしている。</u> なお、チュウヒ及びオオタカに関する環境保全措置の効果に係る知見が不十分であることから、事後調査を実施する。</p>
p8-1 第8章	事後調査の内容を表8-1に示す。	事後調査の内容を表8-1に、 <u>事後調査の実施計画</u> を表8-2に示す。
p8-1 第8章 表8-1	<p>(事後調査を行うこととした理由)</p> <p>環境保全措置(低騒音型建設機械の使用、工事従事者への講習・指導、コンディショニング(馴化)、営巣木の移動促進及び営巣環境・採餌環境の整備(保全区の整備))については、その効果に係る知見が不十分であるため</p> <p>(調査方法)</p> <p>定点観察調査による生息・繁殖状況の確認</p>	<p>環境保全措置(低騒音型建設機械の使用、工事従事者への講習・指導、コンディショニング(馴化)、営巣木の移動促進及び営巣環境・採餌環境・<u>ねぐら環境の整備(保全区の整備)</u>)については、その効果に係る知見が不十分であるため</p> <p>定点観察調査による生息・繁殖状況の確認 写真撮影による視覚的な植生状況の確認</p>
p8-2 第8章 表8-2	—	表8-2 事後調査の実施計画の追加

表 11-1(10) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の項	準備書	評価書
p9-1 第 9 章	—	<p>事業実施にあたっては、第 2 章第 4 節に記載の「事業実施にあたっての環境保全の方針」及び環境保全措置を確実に実施するとともに、環境影響の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術の導入に努める。</p> <p>また、事業の実施にあたっては、工事説明会等の場を活用して、住民等に対して丁寧に説明を行う。事業の実施にあたり、住民等から環境に関する意見があった場合には、その意見について十分な検討を行い、丁寧かつ必要な対応を行う。</p>
p9-14 第 9 章 表 9-1(13)	<p>(予測結果)</p> <p>盛土法尻からの距離が 77m の位置において、沈下量及び側方変位量がともに 0m となった。</p> <p>ストックヤード計画地は、木曽川堤防及び木曽岬干拓地メガソーラー発電所から 80m 以上離れた位置に計画していることから、側方流動に関する土地の安定性への影響は極めて小さいと予測される。</p> <p>(環境保全措置)</p> <p>—</p> <p>(評価結果)</p> <p>さらに、環境保全措置として、「盛土高さの遵守」、「安定性に配慮した盛土」、「適切な土質管理」及び「転圧の実施」を実施する。これらのことから、土地の存在及び供用(造成地の存在、土地の利用)に係る土地の安定性に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。</p>	<p>盛土法尻からの距離が 77m の位置において、<u>盛土完了時沈下量、最終沈下時沈下量</u>及び側方変位量がともに 0m となった。</p> <p>ストックヤード計画地は、木曽川堤防及び木曽岬干拓地メガソーラー発電所から 80m 以上離れた位置に計画していることから、<u>木曽川堤防及び木曽岬干拓地メガソーラー発電所の方向への側方流動</u>に関する土地の安定性への影響は極めて小さいと予測される。</p> <p>また、ストックヤード計画地南側水路(離隔距離:約 15m)においては、<u>盛土による地盤の沈下及び側方変位が生じるものの、水路のコンクリート擁壁が「ブロック積擁壁」※であることから、水路のコンクリート擁壁が直ちに倒壊・転倒することはないと予測される。</u></p> <p>※L 型擁壁構造と比較して、背面の地山に対する追従性が高い構造</p> <p>(環境保全措置)</p> <p>観測修正法の追加</p> <p>(評価結果)</p> <p>さらに、環境保全措置として、「盛土高さの遵守」、「安定性に配慮した盛土」、「<u>観測修正法</u>」、「適切な土質管理」及び「転圧の実施」を実施する。これらのことから、土地の存在及び供用(造成地の存在、土地の利用)に係る土地の安定性に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。</p>

表 11-1(11) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の項	準備書	評価書
<p>p9-15 第9章 表 9-1(14)</p>	<p>(予測結果) カヤネズミ C C タゲリ C C ミサゴ D D ハイロチュウヒ C C ハイタカ C C オオムシクイ C C アカハラ C C コサメビタキ C C キビタキ C C ノシメトンボ C C ハイロボクトウ C C オニグモ C C コガネグモ C C シロオビトリノフンダマシ C C</p> <p>(環境保全措置) —</p> <p>(事後調査) 定点観察調査による生息・繁殖状況の確認</p> <p>(評価結果) 予測の結果、チュウヒ及びオオタカを除く陸生動物については、生息環境への影響はない又は極めて小さいと予測された。</p>	<p>カヤネズミ <u>B B</u> タゲリ <u>B B</u> ミサゴ <u>B B</u> ハイロチュウヒ <u>B B</u> ハイタカ <u>B B</u> オオムシクイ <u>B B</u> アカハラ <u>B B</u> コサメビタキ <u>B B</u> キビタキ <u>B B</u> ノシメトンボ <u>B B</u> ハイロボクトウ <u>B B</u> オニグモ <u>B B</u> コガネグモ <u>B B</u> シロオビトリノフンダマシ <u>B B</u></p> <p>緑地の確保、草地環境の整備(保全区の整備)追加</p> <p>定点観察調査による生息・繁殖状況の確認 写真撮影による視覚的な植生状況の確認</p> <p>予測の結果、チュウヒ及びオオタカ、カヤネズミ、タゲリ、ミサゴ、ハイロチュウヒ、ハイタカ、オオムシクイ、アカハラ、コサメビタキ、キビタキ、ノシメトンボ、ハイロボクトウ、オニグモ、コガネグモ、シロオビトリノフンダマシを除く陸生動物については、生息環境への影響はない又は極めて小さいと予測された。</p> <p>さらに、カヤネズミ、タゲリ、ミサゴ、ハイロチュウヒ、ハイタカ、オオムシクイ、アカハラ、コサメビタキ、キビタキ、ノシメトンボ、ハイロボクトウ、オニグモ、コガネグモ、シロオビトリノフンダマシについては、「低騒音型建設機械の採用」、「工事従事者への講習・指導」、「緑地の確保」及び「草地環境の整備(保全区の整備)」を実施することとしている。</p>
<p>p9-16 第9章 表 9-1(15)</p>	<p>(調査結果) 41目 96科 474種</p>	<p><u>42目 97科 474種</u></p>

表 11-1(12) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の項	準備書	評価書
<p>p9-17 第9章 表 9-1(16)</p>	<p>(調査結果) 41目 98科 474種</p> <p>(予測結果) カヤネズミ C C オオヨシキリ C C ヨシ等の草本群落 C C</p> <p>(環境保全措置) —</p> <p>(事後調査) 定点観察調査による生息・繁殖状況の確認</p> <p>(評価) さらに、カヤネズミ、オオヨシキリ及びヨシ等の草本群落については、「<u>低騒音型建設機械の採用</u>」、「<u>工事従事者への講習・指導</u>」及び「<u>緑地の確保</u>」を実施することとしている。なお、チュウヒ及びオオタカに関する環境保全措置の効果に係る知見が不十分であることから、事後調査を実施する。</p>	<p><u>42目 97科 474種</u></p> <p>カヤネズミ B B オオヨシキリ B B ヨシ等の草本群落 B B</p> <p>緑地の確保、草地環境の整備(保全区の整備)追加</p> <p>定点観察調査による生息・繁殖状況の確認 <u>写真撮影による視覚的な植生状況の確認</u></p> <p>なお、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であることから、事後調査を実施する。</p>

第12章 対象事業に係る主な許認可等

対象事業を実施するにあたり、必要な法令等の規定による許認可等の種類及び内容を表 12-1 に示す。

表 12-1 対象事業に係る許認可等

種類	内容	
	法令等名称	条項
通知	三重県自然環境保全条例 (平成 15 年三重県条例第 2 号)	条例第 46 条の規定に基づく通知

第13章 環境影響評価の委託先

対象事業に係る環境影響評価は、表 13-1 に示す者に委託して実施した。

表 13-1 環境影響評価の委託先

担当業務	環境影響評価の委託先
調査、予測及び評価	委託先の名称:株式会社 長大 代表者の氏名:野本 昌弘 主たる事務所の所在地:東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 20 番 4 号